

第1日目（2月29日）

○議 長（山田 勝君） おはようございます。ただいまから平成28年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席、大和市民センター長から病気療養のため欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議席番号16番・寺口友彦君及び議席番号17番・中沢俊一君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る2月22日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日2月29日から3月18日までの19日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日2月29日から3月18日までの19日間と決定いたしました。

○議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市 長 おはようございます。議会に先立ちまして大変申しわけございませんでしたけれども、平成27年だったと思えますけれども、職員の不祥事について皆様方にご報告とおわびを申し上げさせていただきます。

本市産業振興部商工観光課主幹、46歳の男性職員が平成27年9月7日に市内の国道17号で酒気を帯びた状態で私用車を運転した上、工事現場の看板に接触し、そのまま運転を継続するという交通違反を起こしました。このことによりまして道路交通法違反、酒気帯び運転で公訴されまして、平成28年1月6日に南魚沼簡易裁判所から略式命令に処されました。

これを受けまして平成28年2月18日付で地方公務員法第29条の規定により、この職員を懲戒免職の処分といたしました。また、同日付で産業振興部長及び商工観光課長を監督責任として戒告処分といたしました。男性は46歳であります。

職員のこのたびの不祥事は本当に遺憾でありまして、市民の皆様のご信頼を裏切ることになりました。ここに議会の皆さんを含め市民の皆様方に深くおわび申し上げるところであります。大変申しわけございませんでした。

今後このような不祥事を起こすことのないよう再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいりますので、よろしくご報告申し上げます。以上であります。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。引き続きで貴重な時間をお借りいたしまして、まことに申しわけございません。議案2件につきまして、内容に不備がございましたので、差しかえを、議案資料4件にミスプリント等がございましたので、訂正をお願い申し上げるものでございます。本日、議席のほうに丸正として差しかえ議案を2件と正誤表を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

第23号議案は、南魚沼市教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。1ページ、追加する附則の第4項の最後の行の100分の162.5が、読みかえ規定前の100分の137.5となっていたものであります。第50号議案は、財産区管理委員会財産区管理委員の選任についてであります。大字北田中財産区でございますが、今まで7名だったものを減らして3名の選任といたしましたが、管理会の会議の出席は4名以上とされていることから、選任委員を1名追加し4名とするものであります。

正誤表につきましては、それぞれの議案説明のところで改めて訂正のお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。たびたびの訂正でまことに申しわけありません。深くおわびを申し上げますとともに、議案内容の確認にはなお一層の注意を払い緊張感を持って職務を遂行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果報告を行います。

報告につきましてはお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。平成28年3月定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表し、感謝を申し上げますところであります。

ここで、平成27年12月定例会以降の経過等につきましてご報告申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいものであります。

はじめに、保健・医療・福祉についてであります。

市の保健事業の柱となります「南魚沼市いきいき市民健康づくり計画」及び食生活分野におけます「南魚沼市健康まちづくり食育推進計画」につきましては、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする第2次計画を策定いたしました。

また、平成24年3月に策定いたしました「南魚沼市歯科保健計画」の中間評価を実施いたしました。今後これらの計画及び中間評価をもとに、むし歯や歯周疾患を含む生活習慣病の予防活動を推進し、市民の健康の保持増進に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、魚沼基幹病院の開院及び市民病院の開院等の影響によ

りまして、1人当たりの医療費が大きく上昇しております。予算が不足する見込みでありますので、これに係る補正予算を今定例会で計上いたしました。

病院事業につきましては、昨年11月に開院いたしました市民病院を核として、ゆきぐに大和病院とともに、地域医療の充実と診療体制の安定に向け取り組みを進めております。

市民病院につきましては、診療体制の立ち上げもスムーズに進み、患者数も目標に達するなど順調な滑り出しとなっております。

また、ゆきぐに大和病院につきましては、規模縮小となった診療体制に対応するため、院内改修等に取り組み、新たな理念を掲げスタートいたしました。おかげさまでこれまでの実績もあり、予想以上の患者様からおいでいただくなど、順調な滑り出しとなっております。

子育て支援関係につきましては、浦佐小学校の大空クラブの建築工事が昨年12月に竣工し、定員80人の新たな学童保育施設として生まれ変わりました。北辰小学校の北辰クラブ増設工事も順調に進み、新年度から新たに40人の学童の受け入れが可能となります。引き続き、子どもたちの安全・安心の確保と保護者のサポート施設としての役割を担ってまいりたいと思っております。

蕨神保育園の増築につきましては、3月中の竣工を目指して工事は順調に進捗しており、新年度からは、認可定員を20人増やして保育を実施する予定であります。

民営保育園につきましては、野の百合保育園が3月14日から新園舎での保育を開始する予定であり、たんぼぼ保育園及び学童保育たんぼぼクラブは、4月1日の開設に向け順調に準備を進めております。

福祉関係につきましては、「第2期南魚沼市地域福祉計画」の計画期間が平成28年度までとなっておりますことから、地域福祉計画推進委員会を開催し、第3期計画策定のための基礎資料とすべく、中間評価の作業を進めております。また、次期計画に資するため、市民アンケートを1月から2月にかけて実施したところであります。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を含む国の補正予算が成立したことを受けまして、低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金を3月補正予算に計上し、早期の支給に向け準備を進めております。

介護保険関係につきましては、4月1日から小規模な通所介護事業所6か所が、市の指定・監督する地域密着型サービスに移行することに伴いまして、関係条例の一部改正を今定例会に上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に教育・文化についてであります。

大巻地区におきます小学校の学区再編につきましては、大巻地区に「考える会」が立ち上がりました。この「考える会」の論決の結果を受け、教育委員会としての方針を策定してまいりたいと考えております。

「八海中学校」につきましては、統合協議会におきまして校歌等の検討を行っております。野球場等グラウンド用地を農業振興地域から除外する申請の手続きは、県において公示が終了し、来月には許可がおりると考えておりますので、これを受け農地転用の申請を行う予定で

あります。

八海中学校開校後の五十沢中学校の施設につきましては、五十沢地区に検討会が立ち上がりましたので、今後は五十沢地区の皆様と協議しながら、地域の大切な施設として有効利用について検討してまいります。

「2016年第6回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム・新潟」大会が、2月12日から14日まで開催されました。ご承知のように南魚沼市では、五日町スキー場を会場に4競技に27都道府県から297人のアスリートが参加いたしました。記録的な暖冬少雪の影響で一時は開催が危ぶまれましたが、市内外の1,000人を超える多くの役員及びボランティアのご協力によりまして、無事に開催し閉会することができました。この大会を通じまして、障がいのあるなしにかかわらず、ともに生きる共生社会について多くの市民からご理解いただき、南魚沼市におけますインクルージョン社会——障がいのある方もない方もともに暮らせる社会——の発展につながるものと考えております。

次に、環境共生についてであります。

可燃ごみ処理施設につきましては、発電設備の蒸気タービンが損傷したことにより、発電ができない状態となっております。焼却炉も1炉の稼働となっており、六日町地域の可燃ごみ処理を魚沼市のエコ・プラントに委託しております。施設の修繕工事の完了は、9月ごろの見込みとなっております。この間、ごみピット内のごみの量を調整しながら、経費節減も十分考慮し、受け入れに影響が出ないように努めてまいります。

新ごみ処理施設の建設準備につきましては、昨年11月1日から本年4月30日までを期間とし、建設候補地の公募を行っております。募集要項の説明に加え、この機会に広く廃棄物処理に対する市民の関心を高めるため、引き続き説明会を開催してまいります。

昨冬は、累計降雪量が平年の約11メートルを大きく超えます15メートル20センチの大雪となりました。地下水揚水に伴います地盤沈下は、河原崎——これは六日町中学校付近ですけれども——の観測点で最大沈下量が2.2センチを記録し、目標としておりました2センチを若干超えてしまいました。無駄な散水をなくするように、道路消雪用降雪感知器をより高感度節水型へと更新するとともに、市民の皆さんにはさらなる節水努力をお願いしてまいりたいと思っております。

昨年の市内交通事故発生状況につきましては、前年に比べ死者数は2人増の4人、事故発生件数は24件減の122件、16.4%減です。負傷者数は24人減の147人、14%減でありました。新潟県内の状況につきましては、前年比で発生件数、負傷者数ともに15.4%の減少となりまして、10年連続で減少しております。死者数は昭和31年以来59年ぶりに100人を下回り97人となりました。引き続き関係機関・団体と連携し、悲惨な交通事故の撲滅に努めてまいります。

次に都市基盤についてであります。

1月20日に成立いたしました国の平成27年度補正予算につきましては、国土交通省の直轄道路では、八箇峠道路に4億円の補正及び8億円のゼロ国債として事業費の割り当てがあり

ました。この補正予算の充當によりまして、欠之上地区の改良工事を推進し、十日町市八箇から当市野田間の平成 29 年度開通が確實になるものとされております。今後も早期供用開始を目指し、要望活動などを通じさらなる事業の進捗に努めてまいります。

上水道関係につきましては、畔地浄水場内の緊急水源——これは深井戸であります——この電気設備工事を完了し使用可能となったことから、緊急時のバックアップ体制を強化いたしました。配水管路につきましては、下水道工事などと連携し、工事費の節減を図りながら約 4,100 メートルの老朽管の更新を完了いたしました。これらによりまして、より安定した給水に努めてまいります。

下水道事業につきましては、昭和 57 年に事業認可を受け 30 年以上にわたり整備を進めてまいりましたが、今年度末をもって下水道面整備は完了する運びとなりました。この間、市民各位並びに関係各署におかれましては、事業実施に対しまして多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。今後は建設から維持管理への時代と移行してまいります。下水道は市民が社会生活を営む上で欠かせない公共インフラの 1 つであることから、引き続き効率的で安全・安心な下水道の供用に努めてまいります。

次に、産業振興についてであります。

農業関係につきましては、昨年 11 月に農地中間管理機構によりまして今年度第 2 回目の借受希望者の臨時公募が行われ、貸付希望農地約 59.6 ヘクタールに対しまして農地配分計画案を作成し、認可となりました。これによりまして今年度に農地中間管理機構を利用した農地集積面積は、約 104.8 ヘクタールとなったところであります。

平成 27 年産米につきましては、昨年 8 月中旬から 9 月中旬までは、気温、日照時間ともに平年を下回り、その後、日照は回復したものの低温傾向が続いたことと、台風第 15 号によりまして強風の影響等から、登熟は「やや不良」で作況指数は 97、当市の 10 アール当たり収量は 506 キログラム——昨年比は 18 キログラム減であります——となりました。また、昨年 12 月末現在の検査実績では、管内 J A のコシヒカリ 1 等米比率は 84.7% となっております。

観光振興につきましては、昨年 12 月 26 日からの降雪で市内の各スキー場は何とか年末年始に営業することができました。昨年 12 月から本年 1 月の入り込み客数は 44 万 9,360 人——前年度比で 80.48% であります。景気の向上や誘客の取り組みにより昨年まで回復傾向にありましたスキー客数も減少に転じ、少雪状況も続いていることから今後の営業が心配される所です。県では少雪によりまして県内産業への影響に対し、1 月 13 日に「スキー場少雪対策緊急支援事業」と「少雪対策特別融資」の支援策を発表いたしました。我が市でも「南魚沼市異常少雪緊急経営支援資金」といたしまして、各金融機関と協調して低利の融資を実施することといたしました。なお、この融資に対しては信用保証料の 50 パーセントを補給することとしております。

コンテンツ・ツーリズムの事業といたしまして、3 月 20 日に「南魚沼メロディートレイン」が開催されます。これは、北越急行株式会社が運営いたします「ほくほく線」の特別列車にコンテンツ・ツーリズム学会会長である法政大学大学院教授増淵俊之さんとシンガーソング

ライターの河口恭吾さんをお招きしまして、六日町駅とまつだい駅間を走行する車内で2人のトークライブと、停車する六日町、十日町、まつだいの各駅で、全国にありますご当地ソングを歌う内容となっております。この企画は、市内で活動するコンテンツ・ツーリズム推進協議会が企画し、北越急行株式会社の全面協力によりまして実現いたしました全国的にもまれなイベントであります。また、このたびの企画で河口恭吾さんが南魚沼市をイメージしてつくった曲が、来年3月までの1年間、ほくほく線六日町駅の発車メロディーとして流れるということになっております。

なお、この募集は既に満杯となっております、今はもう受け付けが確かできない状況でありますけれども、そういうふうに好評であります。

商工振興につきましては、スキー場への少雪支援策でも触れた南魚沼市異常少雪緊急経営支援資金制度を整備し、2月1日から融資を開始いたしました。また、信用保証料補給金及び支援資金預託金につきましては、1月29日付で補正予算(第7号)を専決処分いたしました。今定例会でご報告申し上げますのでご承認をお願い申し上げます。

企業対策事業につきましては、南魚沼市に海外からのIT企業を誘致するために、グローバルITパークの南魚沼構想を推進しております。大和庁舎の空きスペースに誘致いたしますIT企業を募るため、1月末から2月上旬にかけてインド及びスリランカ民主社会主義共和国でプロモーションイベントを実施いたしました。今後、誘致するIT企業を決定し、大和庁舎の環境整備を進めてまいります。

雇用関係につきましては、昨年12月におけます全国の失業率が、前年より0.1ポイント低下いたしまして、3.3%に下がったということでありまして、ここで好調というのはちょっと変ですけども、好調であります。また、今春卒業予定の大学生の就職内定率も、昨年12月1日現在で80.4%となりまして、前年同期を0.1ポイント上回るなど、全国的に好況感と企業等の積極的な雇用への意欲の継続が見られます。

当地域につきましては、昨年12月におけますハローワーク南魚沼管内の有効求人倍率が2.18倍と、前年同期の1.92倍を大きく上回っております。これは、例年同様冬期を控えての季節需要もありますけれども、産業別求人数を昨年同月と比較いたしますと、建設業では69人が103人、製造業では84人が158人、卸売・小売業に至っては119人であった新規求人が297人と激増しております。昨年からの労働力不足が顕著になっておりまして、その産業分野でのさらなる人手不足が進んでいるのではないかと考えられております。今後もハローワーク等の関係機関と連携し、労働力の確保に努めてまいります。

次に行財政改革、市民参画についてであります。

昨年10月5日に施行されましたマイナンバー制度につきましては、通知カードの交付作業もほぼ終了し、宛所不明や不在により戻り等でお届けできなかった分、250通ほどを残すのみとなりました。個人番号カードの交付申請件数は、1月25日現在で1,968人となっております。毎月1,000人ほどが申請しております。通知カードの交付や個人番号カードの申請受付、それから交付作業などのために3月末までは本庁市民課で日曜窓口を開設して対

応しております。2月1日からは、住民票等をコンビニエンスストアで交付する「コンビニ交付」を開始いたしました。また、3庁舎にキオスク端末を設置し、個人番号カードの普及を推進しております。

人事院勧告に伴います給与改正につきましては、昨年度は11月の第3回臨時会において給与条例の一部改正をご決定いただいたところであります。今年度につきましては、今定例会で給与条例の一部改正を上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

改正時期につきましては、国の給与法改正が1月20日に可決成立となったことから、地方公務員法は国の給与水準などを参考に職員の給与を決めるよう定めているため、今定例会になったものであります。

改正内容といたしましては、月例給については平均0.4%の引き上げ、期末勤勉手当につきましては年間で0.1月分を引き上げる内容であります。月例給、期末勤勉手当ともに平成27年4月に遡及しての実施であります。期末勤勉手当につきましては、今年度分は12月期の勤勉手当に配分するものであります。新年度分は、6月期を0.05月分引き上げ、12月期は平成27年12月期に0.1月分を引き上げ済みのために、0.05月分の引き下げを行うというそういう内容であります。

今年度は第2次南魚沼市総合計画の策定に加えまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを策定いたしました。これからも総合計画基本構想に定めますまちづくりの将来像の実現に向けて、また、人口減少対策の諸施策事業の実効性ある推進を目指して、「産業」、「大学」、「金融機関」など幅広い分野からご意見をいただきながら、PDCAを実践して取り組んでまいります。

消防救急無線デジタル化事業につきましては、無線機器の整備は全て終了し、予備免許によりまず試験運用を実施しております。今後は、アナログ無線機の撤去作業及び本免許の交付申請を行いまして、4月1日から本格的な運用を開始いたします。

今年度の新採用職員のうち、3人が県消防学校で救急科を修了し、救急隊員の資格を取得いたしました。これによりまして、救急隊員として救急現場での活動が実施できるようになったところであります。

一般会計補正予算（第8号）につきましては、国が1月20日に、一億総活躍社会の実現に向け緊急に実施すべき対策等を中心とした補正予算第1号を編成したことを受けまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金、地方創生加速化交付金及びT P P関連の担い手確保・経営強化関連について予算編成し、その他は事業の確定や実績見込みによりまず予算の過不足調整が主な内容となったものであります。

歳出の主な内容といたしまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金に1億9,015万円、可燃ごみ処理施設の発電施設のタービン損傷に伴います施設整備事業費に6,000万円、地方創生加速化交付金にI Tパーク関連事業の採択を見込みました企業対策事業費に5,760万円、社会資本整備総合交付金の組み替えに関連いたしまして街路新設改良事業費に8,900万円、北辰小学校体育館及び大和中学校武道場の非構造部材耐震事業費の交付が、年度当初は不採

扱ということでありましたが、12月になりまして交付決定がございまして、合わせて1億5,594万円を計上させていただきました。ふるさと納税寄附金を原資として支援いたします国際大学支援補助金として企画補助・負担金事業に6,058万円、スペシャルオリンピックス開催補助金として保健体育一般経費に1,038万円を計上いたしました。農業振興対策補助事業費では、T P P関連の担い手確保・経営強化支援事業に2,600万円を計上いたしましたが、他の事業の実績見込みから全体では、2,966万円の減額となったところであります。事業の確定または実績見込みによります減額として、子ども・妊産婦医療費助成事業費で4,800万円、児童手当支給事業費で3,300万円、市立六日町病院事業費で5,830万円、商工業振興補助事業費で5,000万円を減額いたしました。特別会計繰出金の関係では、病院事業対策費に2病院合わせて3億3,400万円を増額し、公共下水道事業対策費では料金収入の増や事業費の減などから1億1,568万円を減額したところであります。

歳入では、歳出で減額となりました事業費に係る国・県補助金及び交付金の減額と、市立六日町病院診療収入の窓口分と保険分の差し引きで4,900万円を、土地売却収入では旧農業共済事務所用地売却公募の不調によりまして3,780万円を減額いたしました。

増額分では、法人市民税現年課税分の伸びによる8,500万円、地方消費税交付金これに一般財源分と社会保障財源分の差し引きによります2億円、地方創生加速化交付金の7,994万円、ふるさと納税寄附金の8,092万円を計上させていただきました。財政調整基金繰入金は1億4,000万円を減額し、当初予算におけます6億4,000万円の繰り入れ予定を全額繰り戻すことができたところであります。その他、事業の増減に伴います市債の調整によりまして3億3,200万円を追加計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算に5億3,124万5,000円を追加し、総額で363億4,289万2,000円としたところであります。

なお、年度内に事業が完了しない見込みの18事業に係る未執行分10億7,968万4,000円は、翌年度に繰り越して執行ができるように繰越明許費を計上いたしました。

また、継続費の街路樋渡東西線J R委託事業におきまして、社会資本整備交付金の組み替えによりまして、年割額の変更を計上させていただいたところであります。

次に、新年度当初予算編成に当たり所信の一端を申し上げます。

政府は新年度予算編成に当たりまして「経済再生なくして財政健全化なし」といたしまして、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方ともに前進させるとしております。また、国の経済財政運営の根幹であります「基本方針2015」では、経済再生について、消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大と、人口減少と地方におけます地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかける「まち・ひと・しごとの創生」を目指すとうたっております。こうした状況のもと、少子高齢化という社会構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みや、T P P関連を踏まえ、経済再生、地方創生に直結する取り組みへの対応について、平成27年度補正予算での対応と呼応した新年度予算編成



を行っているところであります。

また、新年度の経済見通しでは、大胆な金融政策、民間投資を喚起する経済財政政策を推進してきた結果、雇用・所得環境の改善傾向が続くとしておりますが、個人消費の回復には地域間のばらつきやあるいは生産活動が弱含むというところもありまして、地方によっては経済環境に厳しさがあるとしているところであります。

当市につきましては、今冬の異常少雪によります地域経済への影響が懸念されるところでありまして、市の基幹産業であります農業においても、米消費の低迷や米価の下落の中で、農業の経営安定にはやはり不安要素があるところであります。

歳入では、市税につきまして、現下の経済情勢や税制改正等の動向を踏まえ算定いたしました。地方交付税につきましては、平成28年度地方財政対策の公表内容と、それから想定されます基準財政需要額と税収との関連等、そして3町の合併算定がえから一本算定への段階的移行を踏まえ推計したところであります。

歳出では、医療再編の核となります市民病院建設の終了、魚沼荘改築や消防救急無線デジタル化といった継続費事業の終了で、投資的事業の規模は縮小されました。今後は、平成32年度の合併特例債の終了を見据えた中で、八海中学校、街路樋渡東西線及びし尿受入れ施設の継続事業を進めるとともに、実施計画ローリングに基づいて効率的な事業実施を進めてまいります。また、今後5年間で普通交付税の一本算定と合併特例債の終了によります合併優遇措置がなくなることから、全ての経費の見直しと投資的経費の削減を進め、歳入に見合った予算規模へのこういうことへの縮減を図らなければならないということでもあります。

新年度では「第2次南魚沼市総合計画」のスタートの年となります。「自然・人・産業の和で築く安心のまち」の実現に向けて、各事業の位置づけ、方向性、優先度を確認し、「選択と集中」、言い古された言葉でありますけれども、選択と集中によりまして、限られた財源の効果的な活用に努めてまいります。また、将来にわたって市民がいきいきと暮らし続ける南魚沼市を目指すため、国県の総合戦略の方向性、将来の人口動向を踏まえ、今後5年間の目標や政策の基本的方向、具体的な施策を示します「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところであります。人口・雇用問題等にはスピード感を持って取り組んでいく所存であります。

主な財政指標であります実質公債費比率、将来負担比率につきましては、全国的に見ても極めて高水準にあります。普通交付税の合併算定がえの特例措置の終了によります経常一般財源の減少等厳しい状況にありますけれども、さらに徹底した経費の削減あるいは財源の確保これによりまして財政の健全化に取り組んでまいりたいと思っております。

以上を踏まえまして、平成28年度一般会計予算を、総額326億7,300万円、前年度比94.7%、18億2,000万円の減額で編成いたしました。

なお、平成27年度に見直しを予定しておりました財政計画につきましては、第2次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の影響分を考慮し、平成29年度予算編成方針に反映

させるように策定を行っており、新年度前半での公表に向けて取り組んでいるところであります。

次に、新年度の主な事業概要についてご説明申し上げます。

第1に保健・医療・福祉についてであります。

はじめに保健関係でありまけれども、「市民の命を守り育む」このことを柱に、市民一人一人が主役となりまして「自分の健康は自分でつくる」ことを意識しながら実践できる健康施策を展開いたしまして、健康推進員そして食生活改善推進員及び筋力づくりサポーターとともに、地域コミュニティを活用した協働体制によりまして「こころとからだの健康づくり」を推進してまいります。

そのための方策として第一に、健(検)診及び保健指導の充実によります生活習慣病等の予防やがんの早期発見に努めます。健診受診データ、あるいは医療費データを利用した効果的な保健指導等を実施することによりまして、市民への健(検)診の意義と必要性、生活習慣改善の重要性や方法など、正しい知識を普及啓発し、受診を促進させながら保健指導の充実を図ってまいります。また、医師会及び市立病院をはじめとする医療機関との連携によります重症化予防にも取り組んでまいりたいと思っております。

第2といたしまして、予防接種事業及び母子保健事業につきましては、感染症予防に関する健康教育を通じまして、正しい知識の普及啓発と予防接種の促進、さらに国の制度改正に的確に対応しながら予防接種助成事業の充実を図ってまいります。また、不妊治療・不育症治療あるいは妊婦健診への助成を継続するとともに、精神的支援、乳幼児健診及び療育支援の充実など、健全な子育てに資するための施策を推進してまいります。

第三といたしましては、全国的な課題であります自殺予防対策であります。県をはじめ、医療機関などの関係機関及び地域づくり協議会との連携をさらに進めながら、家族及び地域住民の理解を深め、自殺予防へとつながる事業を推進してまいりたいと思っております。

国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少に伴いまして保険税収入が減少している反面、1人当たりの保険給付費は高齢者層比率の増に伴いまして、引き続き増額傾向にあります。非常に厳しい運営が続いておりますが、新年度におきましても、平成27年度に引き続き法定外繰入を計上することで、できれば保険税率を据え置きたいと考えております。今後、平成27年度の執行状況等を注視する中で、税率改定を避けることができない事情となった場合には、改めてご提案を申し上げたいと思っております。

後期高齢者医療につきましては、新年度及び平成29年度の保険料率を据え置く方針——これは2月28日の広域連合議会において決定をしております——であります。高齢者の健康増進のために、引き続き人間ドックの助成及び高齢者健(検)診を推進するとともに、新年度から高齢者歯科健診を実施することとしております。

城内診療所につきましては、長年城内・五十沢地区を中心に地域の医療を担われてきました常勤医師の退職が決定したところであります。このことに伴い診療体制も変更となりますが、新管理者のもと、引き続き地域の皆様に安全・安心な医療を提供してまいりたいと思っ

ております。

子育て支援関係につきましては、社会構造と就業形態の変化に伴います保育園及び学童クラブの利用者増をはじめ、多様化する子育て支援に対するニーズに応えるために、保育の質の向上はもとよりであります。保育施設あるいは子育て環境の整備・充実を進めるとともに、経済的な支援を含めたきめ細かな子育て支援事業を推進してまいります。

保育園の施設整備につきましては、八幡保育園を現在の敷地内で改築するとともに、隣接地の一部を園庭用地として取得し、施設の充実を図ります。なお、建築工事期間中は仮園舎で保育を行い、平成29年3月の卒園式は新園舎で実施できるよう計画しているところであります。

大木六保育園は平成28年度をもって閉園し、平成29年度からは社会福祉法人が現大木六保育園の敷地内に新保育園を建設し、開園する予定であります。今後も、民間保育園への積極的な支援を進めるとともに、園児数の推移あるいは学校施設との整合性を図りながら、公・民の連携により保育の質が向上するような体制づくりを進めてまいります。

子どもの医療費及び妊産婦医療費助成につきましては、保護者や妊産婦の経済的な負担軽減を通じて、安心して子どもを産み育てられる環境整備を進め、市民のニーズに合った支援、助成のあり方等について検討してまいります。

障がい福祉関係につきましては、4月1日から障害者差別解消法が施行されることに伴いまして、地方公共団体として障がい者への合理的配慮を適切に行っていくとともに、市内事業者へも周知・啓発を行い、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指してまいります。

高齢福祉関係につきましては、要援護者の見守り活動をはじめ児童から高齢者までを対象とした幅広い福祉活動によりまして、地域を支えていただいております民生委員・児童委員の皆様が、11月30日をもって任期満了となることから、行政区長及び現委員と連携しながら、次期委員の選任を行ってまいります。さらに、社会福祉協議会、シルバー人材センター及び老人クラブなど関係団体との連携によりまして、地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと思っております。また、災害に強い安全と安心のまちづくりの取り組みといたしまして「避難行動要支援者名簿」に掲載された人から同意を得た上で、関係者・関係機関へも名簿配布準備を進めまして、名簿を活用した避難支援に努めてまいりたいと思っております。

養護老人ホーム魚沼荘につきましては、7月の事業完了に向けて残工事を進めるとともに、指定管理者との連携を図り、入所者の人権と自主性を尊重しながら安心と生きがいの場づくりを基本方針として運営してまいりたいと思っております。

厚生福祉関係につきましては、生活保護法の改正を受けまして、引き続き就労による自立の促進、そして医療扶助の適正化等に取り組みながら適切な支援をしてまいりたいと思っております。

生活困窮者の自立支援につきましては、関係者・関係機関の役割分担を明確にしながら連携体制を充実し、包括的で効果的な実施方法を検討するとともに、地域的な課題の解決に取

り組んでまいりたいと思っております。

「アベノミクス」の恩恵が及びにくいとされます障害・遺族基礎年金受給者に対して、年金生活者等支援臨時福祉給付金を高齢者向けの給付金に引き続いて支給いたします。あわせて、消費税率の引き上げによります影響を緩和するため、平成 27 年度と同様に低所得者に対しましても、臨時福祉給付金を支給いたしたいと思っております。

福祉関係につきましては、刻々と変わります制度あるいは複雑かつ多様化するニーズに的確に対応しながら、関係者との連携を密に各種事業を進めてまいりたいと思っております。

第 2 に教育・文化についてであります。

学校教育の充実につきましては、安全・安心な学校づくりのため、小中学校の体育館つり天井など、非構造部材改修工事を実施しております。今後も順次予算を措置しながら、改修工事等を進めてまいりたいと思っております。

中学校の大規模改造工事につきましては、計画どおり塩沢中学校第二体育館の修繕工事などの予算措置をいたします。また、小中学校の机及び椅子につきましては、著しく傷んでいるものが多くなっていることから、新年度に小学校の机、平成 29 年度に中学校の机及び椅子について整備を行い、教育環境の改善に努めてまいります。

「八海中学校」につきましては、増築部分の建設工事を平成 27 年度から 2 年間の継続事業費で実施しております。平成 30 年 4 月の開校に向けまして、遺漏なく準備を進めてまいります。

生涯学習の充実につきましては、後期教育基本計画に基づきます「学びの郷南魚沼プラン」の推進に向けまして、検討委員会を設置いたします。また、平成 26 年 6 月に開館いたしましたえきまえ図書館「本の杜」は、これまで 50 万人を超える多くの市民等から利用いただいております。今後もさらなる運営の充実を目指して、学校図書館連携支援事業も進めてまいります。

地域文化の振興につきましては、坂戸城跡石垣の整備に取り組みます。郷土史編さん事業では、六日町史の通史編第 3 巻及び民俗編の発刊、大和町史の発刊準備などの事業を進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツ健康都市宣言の具現化に向けまして、次期「南魚沼市スポーツ推進計画」の策定を予定しております。

大原運動公園につきましては、プロ野球のイースタンリーグ戦やルートイン BC リーグ戦の開催をはじめ、招待高校野球の開催によりまして地元高校の強化や全国高校野球選手権大会の県大会予選の誘致活動など、引き続き市民の健康増進や市外からの合宿誘致など幅広い活動に努めてまいります。

新たな事業といたしまして、スケートボードパーク整備事業、モンスターパイプ整備事業、また平成 30 年度に開催予定の全国中学校スキー大会に向けたミディアムヒルジャンプ台の改修工事などを進めてまいります。

子ども・若者支援につきましては、平成 27 年度に実施いたしました子ども・若者育成支援

センターの建物現況調査の結果を踏まえまして、施設の方向性等について検討してまいります。

義務教育期の教育支援につきましては、不登校児童・生徒を中心に、問題等を抱えている子どもに対しまして教育相談を実施し、早期に学校復帰ができるよう支援してまいります。また、教育相談講演会・研修会を開催し、学校や地域との連携強化を図ってまいりたいと思っております。

ニート・ひきこもりの若者支援につきましては、困難を有する若者に対しまして相談を実施するとともに、引き続き居場所活動の支援によって自己肯定感を育み、自立支援のためのセミナー開催あるいは地元事業所等にご協力いただきながら職場見学等を実施して、就労前支援あるいは社会参加支援を展開してまいりたいと思っております。

家庭教育支援につきましては、家庭教育支援チームあるいは学校支援地域本部これらの活動を通じまして、保護者・地域・行政が一体となって子どもたちの成長を支えていく、連携・協働社会の推進に努めてまいりたいと思っております。

### 第3に環境共生についてであります

し尿等受入施設につきましては、流域下水道六日町浄化センター内で建設工事に着手いたします。平成29年度に竣工し、平成30年4月に供用開始の予定となっております。

新ごみ処理施設につきましては、建設候補地決定に向けて慎重に手続を進めてまいります。また、処理能力・処理方式それから燃焼方式等の施設の基本計画を検討していかなければならないと思っております。

地球温暖化防止につきましては、昨年11月末から行われました国連気候変動枠組条約第21回締約国会議——これはCOP21ということだそうではありますが——におきまして、世界の気温上昇を2度未満に抑えるための取り組みに合意いたしまして、パリ協定を採択いたしました。京都議定書を大きく超えます世界196の国・地域が全て、温室効果ガス削減を約束するものは初めてでありまして、2020年から実施するとしております。国でも2030年までに、2013年の温室効果ガスの排出量から26%を削減するという目標を定めたところであります。温室効果ガスの削減には、自然環境に対します負荷の少ない自然エネルギーの利活用が有効であることから、市では住宅用太陽光発電システム設置費補助を継続してまいります。

地下水対策につきましては、地盤沈下区域内において地下水のくみ上げが制限されていることから、中心市街地の空洞化が急速に進行する懸念があります。地盤沈下は厳しい地下水取水規制により抑制されてきたことは明らかでありますけれども、沈下はやはり年々進行いたしまして、完全にとめるということはできていないのが現状です。一方、地盤沈下が市民生活に与える影響は限定的であることも長年の経験でわかっておりますし、下水道のレベリング調査等の中でも判明したところであります。地盤沈下によります損失と地下水を利用できないことによる損失を推計し、比較すべき時期というふうに考えております。必要な調査を行った上で、規制のあり方等についても研究してまいらなければならないと思っております。

第4に都市基盤についてであります。

国土交通省の新年度の予算額のうち公共事業関係は5兆1,252億円でありまして、平成27年度と同程度の予算を確保したところでありまして、新年度は、昨年9月の関東・東北豪雨災害に見られるような大規模化・激甚化します水害・土砂災害や大規模地震等に備えるための防災・減災対策とともに、高度成長期以降に整備されましたインフラの老朽化対策を喫緊の課題として取り組むこととしております。そのために「東日本大震災からの復興加速」、「国民の安全・安心の確保」、「豊かで利便性の高い地域社会の実現」及び「日本経済の再生」の4分野を重点化いたしまして、これら課題に応じた施策効果の早期実現を図るというふうにしております。

市の新年度の公共事業につきましては、国の施策に対応する「市民の安全・安心の確保」といたしまして、将来にわたって必要なインフラ機能を発揮し続けるためのメンテナンスサイクルの構築と、そして「豊かで利便性の高い地域社会の実現」といたしまして、地域の活力を支えるための社会資本の総合的整備事業を重点化施策として実施してまいります。そのために、社会資本総合整備事業といたしまして、道路改築・交通安全・橋梁修繕などに13億600万円、国費といたしましては7億8,360万円を要望いたしました。当市の新年度事業につきましては、景気対策の側面からも早期発注に努めてまいります。

平成28年度国土交通省直轄事業の国道17号六日町バイパスにつきましては、昨年、市民病院の開院に合わせまして、県道平石西ノ裏線から市道杉ノ島線まで、供用区間が延伸したところでありまして、新年度は、余川地内の県立八海高校グラウンド脇から国道253号までの間で、埋蔵文化財本調査あるいは起点側の用地買収が実施される予定となっております。

浦佐バイパスにつきましては、平成26年度に開通した区間から終点——これは魚沼市虫野地内——までの区間で引き続き事業が進められます。

八箇峠道路につきましては、八箇トンネルの貫通後、順調にその仕上げ工事が進んでおりまして、また、国の平成27年度補正予算においても平成29年度開通を確実にするための事業費配分がなされたところでありまして、

交通安全につきましては、交通事故抑止のため、交通弱者といわれます幼児・児童や高齢者に対します交通安全教室事業を、新年度から南魚沼交通安全協会に委託いたしまして、実施をします。専門的な知識や経験を生かしていただいて、充実した取り組みを期待するところでありまして、

高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、高齢者の免許証返納のきっかけとなることを期待してこれを開始いたしました。前年を上回る多くの方々から免許証を返納いただきました。昨年は、県内の交通事故により死者に占める高齢者の割合が67%と、統計がある昭和53年以降、最悪の数字となっております。依然として多い高齢者のかかわる交通事故を1件でも減少させるため、引き続き支援を行ってまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、7年目を迎えます。当初は「緊急経済対策」としての事業でありましたが、目的を「地域経済の活性化」として引き続き実施し、市民の住環境

の向上を図ってまいりたいと思っております。

上水道関係につきましては、「南魚沼市水道ビジョン」で掲げられました「安全な水を安定的かつ継続的に供給できる強靱な水道の構築」を理念といたしまして、施設整備では未普及地域となっております蛭窪地区の配水管新設や老朽管更新など約 5,670 メートルの工事を実施したいと思っております。

経営面につきましては、「経営戦略」の策定を行います。経営戦略は事業を安定的に継続していくための中長期的な基本計画といたしまして、施設の新設・更新・縮小・廃止などの投資計画と、その財源となる水道料金などの検討、民間活用、近隣市町での広域化、危機管理対策などについて多角的な視点で策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでまいりたいと思っております。

下水道関係につきましては、面整備が平成 27 年度で完了することから、農業集落排水施設の再編を進め、効率的で持続可能な汚水処理を目指して整備を進めてまいります。また、老朽化施設の長寿命化対策等に引き続き取り組みまして、安全・安心な下水道の供用に努めてまいりたいと思っております。

第 5 に産業振興についてであります。

農業関係につきましては、平成 28 年産米の生産調整は、全国の米の消費量が年平均 8 万トンの減少を続けていることや平成 27 年産米の作況状況によりまして、国は平成 28 年産米の生産数量目標を平成 27 年産米より 8 万トン少ない 743 万トンに設定いたしまして、各県に配分を行いました。その結果、新潟県への配分は 51 万 5,737 トンとなりまして、前年に比べ 5,553 トンの減少となりました。県からの当市に対する配分は、1 万 9,948.89 トンとなりまして、前年に比べまして 76.75 トン——これは面積で約 15 ヘクタールであります——の減少であります。米需要の減少傾向は続いておりますけれども、関係者・関係機関と連携しながら、安全・安心で高品質・良食味米の生産に努めまして、南魚沼産コシヒカリの信頼と需要拡大につながる販売促進等の取り組みを継続してまいります。

平成 27 年度から、日本型直接支払制度の法制化によりまして、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の交付金が、より安定した制度となりました。これらを十分に活用し、それぞれの地域の創意工夫によりまして、地域の農業・農村の持つ多面的機能がより一層発揮されるよう支援してまいりたいと思っております。

T P P 対策につきましては、国では今秋をめどに政策の具体的内容を決定するとしております。今後も国の動向等の情報収集に努めまして、市の農業行政に適切に反映してまいりたいと思っております。

観光振興につきましては、平成 27 年度に引き続き「南魚沼 本気井(マジ井)」のキャンペーンを 8 月 1 日から多くのスキー客が訪れます翌年 2 月 28 日まで実施する予定であります。昨年は県内外のテレビあるいは雑誌で取り上げられまして、市民をはじめ市外の方々からも大きな反響を得まして、好評のうちに終了することができました。さらに趣向を凝らし、「南魚沼産コシヒカリ」の P R と消費拡大を目指しまして、多くの皆様から気軽に楽しんで

だけのキャンペーンにしたいと思っております。

商工振興につきましては、平成 27 年度から開始いたしました創業支援事業をさらに充実させ、より多くの起業・創業を生むような取り組みとともに、起業者が連携できる体制の整備を進めてまいります。さらに、支援制度を充実させるため、新たに新潟県中小企業創業支援資金からの融資を受ける創業者に対しまして、限度額を設定いたしました段階的な信用保証料の補給を開始したいと思っております。

また、GLOBAL IT PARK南魚沼構想につきましては、先般、協定も締結したわけでありませけれども、誘致企業の決定を見た中で、4 月以降に大和庁舎の改修工事を実施して夏からの稼働を目指してまいりたいと思っております。

第 6 で行財政改革、市民参画についてであります。

機構改革につきましては、少子高齢化や人口減少が進む中で、行政サービスの充実と地方の課題解決に対応するための組織の見直しを検討しておりましたが、その第一歩といたしまして、新年度、総務部に地方創生推進室を設置し、CCRC、移住定住促進などの喫緊の課題に取り組む体制を整備いたします。また、この部門に市長の特命部長も設けてそのことに当たりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、病院再編に大きな役割を果たしました医療対策室の廃止、情報発信機能の充実を目的に秘書広報室の課への変更これらを予定しております。

行政改革大綱の推進につきましては、平成 23 年度に改定いたしました南魚沼市行政改革大綱に定められた体系に沿いまして、具体的な取り組みを整理したアクションプランに基づきまして、改革の推進と進行管理を引き続き行ってまいります。

人口減少問題対策につきましては、「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」これに基づきまして、「しごと創生」、「地方への人の流れ」及び「働き方改革」の各分野において諸事業を実施することによりまして「安全安心なまちづくり」を進めてまいります。また、まち・ひと・しごと創生推進会議を中心といたしまして、PDCAサイクルによりまして、実施事業の効果検証と見直しを、官民で連携して実施してまいりたいと思っております。

地域コミュニティ活性化事業につきましては、9 年目を迎え市内 12 地区の地域づくり協議会から、さまざまな活動を実施していただいております。新年度からは、六日町地区の事務局が拠点を充実させまして、事業の取り組み強化が図られます。各地域への一層の定着化や地域と密着した地域主体の事業展開の促進に向けまして、引き続き地域の皆様と意見交換を進めながら事業拡充と体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

若者まちづくり会議につきましては、4 年目を迎えます。参加者の拡大と若者同士の交流機会の促進を図りまして、まちづくりへの参加意欲を高めてまいります。

広域連携の推進につきましては、魚沼地域定住自立圏構想を魚沼市と湯沢町との 2 市 1 町で推進し、中心市としての役割を果たしながら、圏域全体の発展と住民福祉の向上を効率的に進めてまいります。

防犯、消防・緊急体制の強化につきましては、平成 27 年度消防団に配備いたしました簡易



デジタル無線機及び救命胴衣を有効活用するなど、今後も消防団員の安全確保に努めてまいります。また、災害によります被害を軽減するためには、自助・共助の精神に基づきまして、地域における防災力を向上させることが不可欠であることから、地域防災スクールを推進してまいります。地域防災スクールでは、児童・生徒や自主防災組織をはじめとします地域住民に対しまして、防災に関する知識の向上のほか、初期消火あるいは応急手当これらの実技指導も実施してまいりたいと思っております。

選挙関係につきましては、平成 28 年度は 7 月に参議院議員通常選挙、10 月に新潟県知事選挙ですね、11 月に市長選挙が予定されておまして、選挙権年齢も 18 歳以上に引き下げられたところであります。近年の投票率低下は大きな問題でありまして、有効な対策を工夫していく必要があります。市選挙管理委員会では、先般新聞にも出ましたとおり、投票の利便性を高めることによりまして若い人たちの政治や選挙への関心が高まることを期待いたしまして、多くの高校生や市民が利用しておりますえきまえ図書館「本の杜」に期日前投票所の設置予定ということでもあります。

以上、新年度を迎えるに当たりまして、主要な施策について概要を述べたところであります。

地方自治体にとりまして、昨年は「地方創生元年」と位置づけられ、当市でも南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。これに基づきまして、平成 28 年度からは地域の活性化のために地に足が着いた、持続可能な地域づくりの戦略を進めてまいります。地域の資源を生かし、魅力を強化し、そして市民が輝くことのできる市政が重要と考えております。南魚沼版 C C R C は、構想段階から具体化に動き出すこととなります。移住してきた皆さんからは、地域あるいは地域資源に今までとは異なる視点で光を当てていただき、これまでとは異なった手法で磨きをかけていただくことができると考えております。

人口減少、雇用対策そして定住促進、こういう地域社会の課題に一体的に取り組みまして、市の将来像であります「自然・人・産業の和で築く安心のまち」を実現するために、市民の皆様並びに議員各位におかれまして、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、施政方針とさせていただきますところであります。

なお、むすびといたしまして、今議会の提出案件は 68 件、内、条例 28 件、予算 15 件、その他 25 件であります。皆様方から十分にご審議を賜りますようお願い申し上げますところでもあります。

○議 長 以上で市長施政方針及び行政報告を終わります。

○議 長 本日、第一上田小学校の児童により議会の傍聴希望がありました。傍聴規則第 6 条第 2 項により、これを許します。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を 11 時ちょうどといたします。

[午前 10 時 46 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前 11 時 00 分]

○議長 日程第5、報告第1号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。

議会運営委員長・佐藤剛君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○佐藤議会運営委員長 おはようございます。傍聴に来ていただきました第一上田小学校の皆様おはようございます。それでは、平成27年12月議会におきまして、本委員会に付託されました継続調査の事件につきまして、次のとおり議会運営委員会を開催し、調査検討を行いましたので報告いたします。

調査事項につきましては、1としまして、平成28年3月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。内容の説明の前に調査の概要でありますけれども、期日は平成28年2月22日月曜日、委員の出席状況は9名全員でありました。議長、副議長からも出席いただきました。

調査の内容につきまして説明いたします。報告書記載の執行部の出席を求めまして、3月定例会の運営について次の事務調査を行いました。

(1)としまして、付議事件の概要について、(2)として会期及び議事日程について。この2点につきましては、お手元に配付されているとおりであります。今回の付議事件のうち3件について、会議規則第37条による委員会付託を行うこととし協議を行いました。どの事件にするかは、この後議長からお諮りする予定になっております。

平成28年度予算審議の進め方について及び(4)一般質問の取り扱いについてを調査いたしました。2点とも従来どおり行うことに決定いたしました。なお、一般質問の通告締め切りにつきましても議会運用内規第37条のとおり、3月定例会初日の翌日——3月1日でありますけれども——正午までと決定をいたしました。(5)請願、陳情について受け付けはありませんでした。6番、意見書の取り扱いについて、請願等によるものではありませんでした。その他は議会発議の予告はありましたが、正規の手続きを整えた上で発議がありましたら、会期中の議会運営委員会で協議することといたしました。

委員会付託についてであります。この点、補足説明を加えながら報告いたします。委員会付託につきましては、会議規則からすれば原則的には議案は委員会付託でありますけれども、委員会付託を省略した形で議会運営が行われていました。そこで方向的には会議規則に沿って委員会中心の審議に移そうという方向であります。ではどこまでどういう形でできるのかという部分は、これから議会運営委員会を中心に検討していくことになりました。その検討の前段で、12月議会では1件、委員会付託を行い審議を行いました。もう少し詳細を決めてから進めたほうがいいのかという意見もありましたけれども、それらの経緯を踏まえて、今回多く提出された事件の中で3件を委員会付託することで議会運営委員会ではまとめました。このことは先ほど言いましたように後ほど議長のほうからお諮りする予定になっております。

(8)退職の挨拶についてであります。3月末で退職を予定されております議場に指定席

のある管理職の皆さんの挨拶の進め方について決めました。代表の方3名から挨拶をいただき、ほかの指定席のある退職管理者の皆さんにつきましては、紹介のみとさせていただくよう決定をいたしました。

調査事項2としまして、閉会中の議会運営委員会の開催について協議を行いました。

調査事項3について、その他でありますけれども、連絡事項がありました但内容は省略させていただきます。説明は以上であります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 おはようございます。第一上田小学校の皆さんお疲れさまです。この間はキッズプロジェクトということで、今井先生は2回目になりますかね。非常にいい条例の提案があったと思います。

1月25日に開きました総務文教委員会の報告をさせていただきます。委員は全員出席でございました。議長からも出席をいただいたところでございます。(1)家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」についてでございます。少子化、核家族化、ライフスタイルの多様化などの家庭と社会のありさまが大きく変化するという中で、平成18年度の教育基本法が改正される中で立ち上がったという説明を受けました。我が市におきましては、平成20年に立ち上げて昨年の平成27年では8年目ということになりますけれども、予算措置につきましては、国の補助事業になっておりまして、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1ということで、平成27年度では180万円程度の予算でやっております。報償費が140万円ぐらいということで、人件費がほとんどという形になっており、コーディネーターが1名、それから家庭教育支援員として16名が一応登録してあります。1時間当たり400円という有償ボランティアで活動を行っていると同っております。

今、5校で活動をしているのですが、北辰小学校からは週に1回か2回ぐらい増やせないかということも受けていると同いました。皆様の資料の3ページの下から3分の2ぐらいに、通信紙「だんぼ ず ROOM」と書いてあるところからですが、そういう通信紙を出しておったり、また県内でいろいろな地域に行つての報告等を行つたり、生涯学習センターからの依頼で、市外、県外に行つて活動を行っているということで報告を受けました。

このだんぼの部屋ですが、しゃべり場サロンということで、相談業務は行わないということになっておりまして、しゃべり場ということで、いろいろな方が仲間の方とつづやいて気持ちを和らげたり共感したりということで部屋の活用をしております。今ほど言いま

した、学校では5校でやっておるのですけれども、ほかの学校でもやっていただけないかということで、また人員の確保と予算の確保等がありますので、学校教育課では検討課題だということでもあります。

Q&Aに入りまして、有償ボランティアで400円ということですが、もっとそういう部分でどうにかならないかということですが、国の補助事業での基準で1時間700円というのが上限になっているので、なかなか予算要求はしているところですが、大変厳しいという答弁がありました。

また、ほかの自治体ではどうなのかということですが、これもうちの地域が非常に熱心にこの部分で取り組んでいるということがあり、継続ができているのも県内では唯一うちの市だけだということでもあります。

続きまして(2)南魚沼市後期教育基本計画案についてでございます。平成26年12月に委員会を設置し46名の委員でここまでやってきたということでもあります。歴史的に平成23年、5年前ですが、南魚沼市の教育基本計画、笑顔あふれる教育プラン、平成23年度から平成32年度までの10年間を見込んだものでございました。そしてもう1つ特徴があるのが義務教育期の学校教育に焦点を絞った計画でございました。前期では学校教育中心の計画だったということです。平成27年度前期5年が終了いたしまして、5年たったところでどうしようかという議論がありました。予想以上に社会状況が変化し、それから法の改正等も矢継ぎ早に行われたということで、基本計画の見直しを行うことが必要だろうと判断し、笑顔あふれる教育プランⅡということで引き続きの計画となっております。

策定の手順ですが、策定の背景ということで、国だとか市だとか報告等を整備いたしまして、三条市や長岡市に視察を行ったということでもあります。最上位には市民憲章ということで行っており、皆様の資料で言いますと、26ページから33ページになっておりますけれども、かなりのこのことがそちらには記載されております。

市民憲章ということが最上位で、人を大切にします、自然を大切にします、ものづくりを大切にしますということを掲げてこのたびは行っているということでもあります。重点施策を年度ごとに立てPDC Aサイクルに基づくことの進捗状況の定期的な評価と結果の検証を、こういうものを行っていききたいということでもあります。教育立国という言葉が聞かれますけれども、教育委員長は教育立市を目指していきたいということを強く言われておりました。

質疑に入り、子どもの中でも格差が広がっているというような質問がありましたけれども、ヤングケアラーということで市ではやっております、これは日本で初めてのヤングケアラーに対する包括的な調査を行っていることで、国からも注目を浴びているということでもあります。

続きまして、優秀な人ほど外に出ていってしまうので、何とかそういう子どもたちをこの地域に残せないかという質問もありましたけれども、教育長が津南中等を例にとると、中等というのは教育面では青田刈りということで、南魚沼市でも今回8名が中等に行く。大分減ってきているという説明でした。その中からそういった子どもたちのバランスをとるために

も、できればこの地域に残って教育をやっていくということが筋なのではないかという答弁でした。全国でも7つもの中等学校を持っている新潟県はまれという話を受けて、東京でさえ1校だという説明を受けております。

また、教育委員長からは明治大学のマンドリンクラブが来たり、大原運動公園に六大学野球のときに選抜チームで来られた、そういったお兄さん、お姉さんを見て、こういうすごい学校に行きたいという思いを持ってもらえればいいという答弁もありました。

続きまして、市有地における空きスペースの利活用についてですけれども、34ページをお開きいただくと、それが図面になっておりますので、言葉で言うよりはわかりやすいのかなと思っております。本庁舎の南分館、現在の保健課等が入っているところですが、休日診療所が閉所となり、南分館の配置転換を考えて今、庁舎内でも整理を進めているということでありました。

次に、継続の中で大和庁舎ですが、13日の全員協議会のほうでもお話したとおり、ITパークが来ることには特に何の変更点はなかったということでもあります。修繕費は2,400万円ということで先ほど市長も言うておりました、アダムイノベーションズ様のほうに一括で貸し出したいということでありました。2月いっぱいには詰めていく形になるという話でありました。

質問等で、医師会事務室は貸し出しなのか無償なのかということでもあります。無償で貸し付けているということで、ただ、質問の中でも医師会は1つの営利団体なので、無償で貸しているのはどういうことかという質問の中でも、救急医療等の調整等の業務を行っており、そういう面は無償で貸しているということの答弁がありました。

続きまして、消防救急無線デジタル化についてでございます。平成26年度、平成27年度の継続事業として整備を進めているところでございます。当南魚沼市の消防本部では3月31日をこの整備の期限として現在進めております。大和分署の基地局につきましては、ほぼ工事は完了しており、また湯沢町役場、湯沢消防署の通信所としての工事もほぼ終了しているところであります。昨年の秋から消防団にもデジタル無線の一部を配備し運用しているということでありました。平成27年度には指令台、統制台を新しくいたしましたという説明であります。

消防団関係でございますけれども、全国的にということでやっていますが、なかなか経費的にちょっと追いつかないところがあるという説明の中で、登録型の簡易デジタル無線にして、今までは分団長しか無線を持っていなかったのですが、今後は副分団長以上に全て無線を配備し車両部にも無線を配備するというので、今までよりも51台、市だけで増えているということの説明であります。

無線サイレンの整備関係ですが、アナログ時代からございましたが、南魚沼市内には16基、湯沢に11基あったのですが、これを全てデジタル操作に変更させていただいたということでもあります。アナログ無線もドクターヘリや関越トンネル内でまだ使われているということで2台ほど持っていたのですが、ドクターヘリも3月1日からデジタ

ル化になるということと、関越トンネルもネクスコ側の予算によって、平成 28 年 5 月 31 日まではデジタル無線化にしていくということで、デジタル無線化の方向に行くということでございます。

質問の中でですけれども、消防団による無線は水等に弱いのではないかとということも、機械による防水化はかなりいいとは思いますが、圧がかかった直接的な放水などだとやはり機械ですので、なかなかそういう部分では弱いのではないかとこの話がありました。また、中越地震のときに一部無線が繋がらなかったがという質問に対して、今では大和地域から塩沢地域までほぼ無線は全てつながるということで答弁をいただきました。

続きましてその他であります。資料の 38 ページ、39 ページを見ていただくと、はしご車、簡単に申し上げますと老朽化も進んでおり、そちらで両方のはしご車が 2 台あるのですけれども、事例が 3 件ずつ書いてあると思います。非常にオーバーホールにお金がかかるということと、車両自体にお金がかかるということで、今度新しいはしご車を買っていきたいということで検討が進められていることが一番の思いだそうです。それと消防団の装備についてでございます。これも 40 ページ、41 ページを見ていただくと、平成 27 年から年次的に行っているということが書いてありますので見ていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、報告のところで平成 27 年 12 月議会において条例改正の承認をしていただいた南魚沼市の一部改正でございますが、平成 28 年 1 月 1 日からの施行を予定しているということで、平成 27 年 12 月 28 日に公布施行となっておりますということで説明をいただきました。

以上で総務文教委員会の報告を終わりにいたします。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。南魚沼市後期教育基本計画案について調査をしていただきました。この中で教育委員長から非常に懇切丁寧な説明をしていただきました。その中で、教育委員長の言葉が 14 ページに載っておりますけれども、「教育立国という言葉があるが、教育立市を目指してこういう計画をぜひ具体化したい」という、非常に強い思いが載っているわけであります。教育委員長のほうから教育立市のことについて、こういうことを考えているのだという説明があったのか。あとまた、教育長のほうから教育立市というのはこういうものであるということについて説明があったのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議 長 総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 このことについての具体的にどうこうという説明はなかったのですけれども、全体の流れを通して思いを述べられたのだと思っております。ぜひ、議員の皆さんにも協力を願いたいということと、投資的な援助をよろしくお願ひしたいということをおっしゃっていただきました。以上です。

○議 長 質疑を終わることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 産業建設委員長・鈴木 一君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 昼食も近いので、おはようございますとは言いませんけれども、本当にきょうは傍聴ご苦労さまです。それでは産業建設委員会閉会中の調査報告をいたします。調査の状況、期日、平成 28 年 1 月 28 日、委員全員出席、議長からも出席をいただきました。調査事項 1、現地調査を含む除雪の状況について、2、T P P の影響と今後の農林水産ビジョンについて、3、農業に対する気候変動の影響とその対応について、4、水道事業の現状について、5 番その他です。

調査の内容につきましては、執行部より出席を求め調査を行いました。それでは調査の内容について説明いたします。

1、除雪の状況につきまして、栃窪、六日町駅西側地域で現地調査を行いました。事務調査では執行部より、暖冬少雪であり 12 月の除雪委託費は昨年比 73%減である。機械除雪、消雪パイプによる除雪は市道が全体の 56%、歩道が 59%である等の説明を受けまして、質疑に入りました。

主な質疑としまして、固定費の内容につきまして、固定費につきましては、月額 1 台当たり 20 万円から 30 万円で、稼働時間が規定に満たない場合は待機料として 1 時間当たり 6,000 円を支払う。次に全く稼働しなかった場合の除雪費用は幾らかという質問に対しまして、固定費として、全く雪が降らなくても 6 億円が必要であるという説明を受けました。資料につきましては 12 ページであります。

次に T P P の影響と今後の農林水産ビジョンにつきまして、米についての T P P 大筋合意の内容説明を受けました。既存 77 万トンのほかに当初 5 万 6,000 トン、13 年目以降 7 万 8,400 トンになる。このことで国産米の価格下落が懸念される。新潟県への影響も記載のとおり 3 点にわたって試算されていますが、今後の国の対策が明らかでない今の時点ではどのような影響があるか把握は難しい。農林水産ビジョンにつきましては、今後産業振興ビジョンとの一本化をしたい。暫定農林水産ビジョンの中で人材確保、育成、担い手を核とした地域のコミュニティの体制づくりなどを期待したいとの説明がありました。

質疑に入りまして、農林水産ビジョンは暫定版をつくるが、平成 27 年度が目標であり、なぜできなかったのか。国の具体的な施策が出てこなかったのが理由であると。次に他産地の追い上げに危機感はあるのかの問いに、販売戦略の部分で関係機関と連携しながら価格帯を維持するよう邁進するとの答弁がありました。

次に農業に対する気候変動の影響とその対応についてです。農林課長より平成 21 年度からの年度別、地域別の一等米比率に変化を及ぼした気候の説明を受けました。質疑では、南魚沼市で人工衛星を上げてデータ分析等をやり栽培管理に生かせないか。I C T を栽培管理に生かすべくその道も探っていくという答弁がありました。資料につきましては 20 ページから

21 ページ。

次に水道事業の現状につきまして、資料 22 から 26 ページを参考に説明をいただきました。

1、職員数の減少で仕事量の増加、耐震化の状況、公的資金補償金免除繰り上げ償還できたものは利率 5% 以上のもので、利率 4% 以上のものが 21 億円残っている。繰り上げ償還できれば利息軽減ができるので、市長会を通じて認めてもらえるよう要請している。給水原価が供給原価を上回っている。収支を考えれば現行料金の 1.5 倍にしなければならない。5 番目、水の需要が減る中、多様な官民連携の形態を研究し早期に有効な手法を見出す必要があるというような説明を受けました。

次に質疑に入りました。現在の浄水場から撤退し、緊急水源を増やす試算はしているのかという問いに、そういった試算をしている。もう 1 つ民間に完全委託も含めて考えている。次に石綿セメント管と塩化ビニール管の布設がえ費用は、およそ 1 メートル当たり 6 万円程度ではないかという答弁がありました。

次に 5 番目その他ですが、1、都市計画、用途・道路、見直しスケジュールについて、2 番目、都市計画マスタープランについて、3 番、市営住宅における電気事故につきまして説明を受けました。以上です。

○議 長 産業建設委員長に対する質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 TPP の影響につきまして、林業の面からも審議をしていただいたということに敬意を表します。5 ページの Q アンド A の中にあるわけでありますが、林業の具体的な取り組み、最下段に林道等の整備も含めてとありますが、ただ、財源がどうしても不足しているわけであります。県が森林環境税といいますか、取り組んでいない本当に数少ない日本の自治体であるわけですけれども、この辺の整備についての執行部の答弁、あるいは委員会でのその辺の深めた質疑はありましたでしょうか。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 補助金等につきまして、国もある程度私有林に対していい補助金が出ているというような説明を受けましたけれども、質疑につきましてはありませんでした。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干今のと関連をいたしますけれども、林業についてというのが 6 ページに Q アンド A がありまして、畜産農家の体質の強化ということが答弁されております。そうした中で報告の中の最後段ですか、畜産及び環境と調和のとれた農業の振興とこういふふうにあるわけでありますが、なかなか言葉ではそういった言葉が出るのですけれども、実際はきょう配られた監査委員の報告にも若干出ていますが、これからの畜産関係はどうなっていくのかなという——やはり当事者自身が大変な状況だと思うのですけれども、そういった中で「強化」という言葉を使っている中でどういった答弁、今後の見通しが見られるのかひとつ、そういった議論があったらお聞きしたいと思います。

もう 1 点が、水道事業についてでありますけれども、非常に今回出ているのが、民間委託



も——要するに水源の問題だと思うのですけれども——民間委託も考えているというあたりは非常に今までの考え方とは違ってきているなど。要するにダムの下流から取水するという問題、そして今度は非常水源という話を出して投資をしている段階、そうした中で今度は全面委託をと。こういった形も出てくるということであると非常に大きな変化だと私は捉えたのですが、そういった議論があったかどうか。

なかったとするならば、非常に委員会としてはこれから慎重にひとつ議論をしていただいて、安心安全な水を、いかに安くどう供給するかというところが、今後の問題だかと思うのですが、ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 1番目の畜産酪農につきましては、ここに記載以上のことはやっておりません。

あと、水道事業に関しまして、「民間委託」という言葉は執行部から初めて出てきた言葉と認識しています。質疑の中では緊急水源を、現在は3割賄えるということでありますので、あと7割増やしてそういう方向で進んではいかがかという質疑がありまして、これにつきましては、我々の任期中に試算が出るそうでありますので、そこでいろいろ質疑をやっていききたいという話であります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 第一上田小学校の皆様、大変傍聴ありがとうございました。また、今後ともよろしく申し上げます。

○議 長 社会厚生委員長・腰越晃君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 社会厚生委員会、閉会中の調査報告をいたします。

期日は平成28年1月26日火曜日、委員の出席状況は9名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査事項と内容について概要を報告させていただきます。

1番、南魚沼福祉社会みなみ園にて調査を行いました。当日インフルエンザ発生のため園内の視察はできませんでした。南魚沼福祉社会の説明をいただき、その後質疑を行いました。説明の要点と現状及び課題等についてご説明申し上げます。

南魚沼福祉社会は昭和62年法人認可を受け、翌昭和63年4月みなみ園を開園。現在は高齢者施設4事業所、障がい者施設6事業所を経営しております。特別養護老人ホームみなみ園には居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションも併設されています。昨年4月現在の職員数は管理職14人、職員340人。「人として幸せに、安心して生きる日々を大切に」という基本理念を掲げております。

南魚沼福祉社会が経営する3つの特別養護老人ホーム入所希望者の待機状況についてであります。申込者数約330人、これは複数施設への申し込みを行っているということで、緊急

性のある申込者はこの3分の1ぐらいかという推定がされています。地域内の施設整備が進み、待機期間は短くなっている状況である。平均要介護度は3.6から4.2、平均年齢は80歳代後半となっているということでもあります。

3番目として訪問看護と訪問介護。現状では看護師の不足のため24時間態勢がとれない状態である。看護師の高齢化もある。今後体制がとれ次第、24時間体制に切りかえたいという話であります。また、訪問介護——これはホームヘルパーでありますけれども、実績がなかなか伸びていないという状況であると説明がありました。

次に障がい福祉事業では、相談支援センターみなみうおぬまへの相談件数が非常に多く、たくさんのニーズがあり、今後サービスの拡大につなげていきたいと考えているということでもあります。

次に特養施設の介護報酬の改定についてでありますけれども、波があると。実質的には利用者負担を上げ、国の負担となる報酬単価が引き下げられている状況である。これに対してさまざまな加算等を取得して、報酬単価を下げることなく事業を進めているということでもあります。また、十数年後にみなみ園の建てかえに備えて、職員数と経費をある程度抑え建設資金の準備を進めている。これは非常に厳しいという話でありました。質疑及び答弁については、報告書記載の内容をごらんください。

2番、養護老人ホーム魚沼荘の現状と今後について。施設見学を行った後、事務調査を行いました。魚沼荘所長より説明を受けました。魚沼荘は市職員2名と南魚沼市社会福祉協議会職員21人の合計23人で運営している。入所状況では定員70人のところ61人、約1割強の居室があいている。居室は約11平方メートルで全室個室。緊急非常設備、防災防犯設備が施されている。また、介護認定を受けている入所者は、要支援1から要介護4までとなっており、デイサービスやヘルパー入浴など外部のサービスを利用している。要介護3以上の入居者は特別養護老人ホーム、特養施設への入居を申請している状況である。

今後の改築事業では、本体工事部分と電気設備、機械設備工事が全て完了し、植栽工事などが残っている状況である。また、指定管理への移行については、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間は南魚沼市社会福祉協議会が指定管理者となり同制度を使って運営する。市の福祉課は入所判定の事務を行い、指定管理者が施設の運営、維持管理、入所者の扶助費の支弁を行う。

質疑及び答弁については報告書をごらんください。なお、質疑の中で、今後指定管理者との定期的な会議の開催についてありました。これに対して定期的な会議を行うかまでは決定していないが、これまでと同じように施設側と福祉課が連携していくということは確実であるという答弁がなされております。

3番、新ごみ処理施設建設について、廃棄物対策課長より説明を受け質疑を行いました。資料は24ページから28ページです。平成27年2月、2市1町の新ごみ処理施設建設の基本合意に基づき、同年7月、新ごみ処理施設検討委員会が創設された。検討委員は2市1町から11名で構成され、家庭での分別処理からごみ処理が始まるということから、市民目線で検

討を行う。検討委員会において用地の公募を行うことを決定し、昨年 11 月から今年 4 月 30 日までの間、公募を受け付けている。1 月 26 日現在では問い合わせ 12 件、説明会開催件数 2 件、開催予定が 1 件という状況。平成 35 年供用開始を目標にすると、平成 28 年度中には建設用地を決定したい。

1 月 26 日現在の主な検討事項は生ごみの処理方法で、経済性や環境負荷、市民負担が大きな柱となるので、総合的に検討して決定していく予定であると。これについては資料 24 ページから 25 ページです。方式は単純焼却、メタン発酵、堆肥化・肥料化、この 3 方式で 5 つの例が出されています。各方式の建設費についても、資料中にございますのでご参照ください。

ごみ処理広域化のメリットはスケールメリットであり、デメリットは運用経費の増加や中継施設等の必要性、二酸化炭素発生量の増加などである。新施設は可燃ごみ処理施設で 150 トン規模を想定、不燃ごみ処理施設では 13 トンを見込んでいる。広域化によって建設費は 74%程度、維持管理費で 59%程度であるとの試算が出ている。以上の簡略的な説明を簡潔に報告いたしました。質疑及び答弁についてはお手元の報告書をごらんください。

また、可燃ごみ処理施設のタービン故障について、廃棄物対策課長から説明がありました。資料は 29 ページです。経過報告、概算修理費用、現在処理を一部委託しております民間業者、それから魚沼市エコプラントこれらの処理委託の費用、概算合計で 1 億 7,470 万円。また、今後の方針について質疑を行いました。この件についての質疑は、原因についてたず質疑がありまして、答弁において、使用者側——いわゆる南魚沼市側だけの責任ではなく、本来起きない事例が発生したことを主張していくとの答弁でありました。また、同様の事故例の発生があるのかという質問に対しては、これは初の事例であるという答弁でありました。

4 番、生活困窮者の現状について、生活保護や自立支援について、対象市民の状況及び事業について調査をしました。福祉課長より現在の状況、取り組みについて説明を受け、質疑を行いました。資料については 30 ページから 38 ページをごらんください。

1 番、生活保護。平成 26 年度の生活保護の保護率は 3.03 パーミル、139 世帯、180 人です。世帯類型別では高齢者世帯が 52 世帯、37.7%、障がい者世帯が 33 世帯、23.9%を占めています。平成 26 年度の扶助費合計額は 2 億 5,734 万円で、うち医療扶助費が 1 億 3,012 万円で支払い額の半分以上を占めております。保険適用外で原則保護費で 10 割を支給することが要因であるとの説明であります。

続いて生活困窮者自立支援事業では、南魚沼市社会福祉協議会に自立支援相談と家計相談支援を委託している。平成 27 年 11 月末現在の新規相談受付件数は 83 件、全国平均より高い状況にある。相談者は 40 代と 60 代が多く、内容は収入・生活費の不足、生活福祉資金、仕事探し・就職などであり、多くの場合が相談対応だけで終了している。子どもの学習支援事業はフリースクール夢想舎に委託をしており、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生、高校生を対象に実施している。現在の登録者は 4 人で、上半期出席率は 29.2%、生活確保給付金事業では直営で行い、11 月末の相談件数は 4 件、申請件数はゼロ件。

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価

分析し自立支援計画を策定し、それに基づき各種の支援が包括的に行われるように関係機関と連絡調整しながら実施するもので、生活保護に至る前の段階から支援を行うことにより早期自立が期待できるという制度であります。また、これについても質疑と答弁は報告書をごらんください。

5番、保育の認定と定員について。子ども・子育て支援新制度がスタートしておりますが、保育の利用や申し込み等に問題ない状況なのかどうか調査をすることが目的でありました。資料は39ページから42ページです。子育て支援課長より説明をいただき、質疑を行いました。

3歳までの子どもは保護者等が保育することを大前提にし、年齢や保育の必要性——これは保育に欠ける事由であります——この必要性に応じた保育の認定を行っているが、平成27年度から新制度による認定に変更された。内容については、子どもの年齢が3歳以上で保育に欠ける事由がない場合は1号認定とされ、本市では認定こども園への入園が可能である。保護者が就労していて保育できないなどの場合、3歳以上を2号認定とし、3歳未満を3号認定として、保育園か認定こども園に入園できるということであります。

2号認定と3号認定では保護者等が保育できない時間——保育に欠ける時間でありませう——これによって保育時間が決まってきます。保育時間の認定は標準時間認定で1日最長11時間、短時間認定で1日最長8時間であります。平成28年度の保育園及び認定こども園の利用定員は2,460人で、昨年11月の申し込みでは2,289人が第一希望に入園が決定しております。1月26日の時点では6人が未定の状況であります。質疑及び答弁については報告書を参照ください。

その他として、2項目ございました。まず1点目が、福祉課長より南魚沼市紙おむつ給付事業実施要綱の一部改正についての説明があり、その概要について報告をいたします。改正内容は平成27年12月4日付告示にて、給付対象者の範囲を改正するもので、世帯構成員の市県民税の負担額が22万円以下としていたところを、市県民税が非課税もしくは均等割課税のみの世帯に改めるとするものであります。施行は平成29年8月からとし、周知期間を十分にとると。今回の改正で現在給付を受けている世帯の6割程度が対象外になるとの説明でありました。これについては質疑なく説明を受けるにとどめております。

次に2項目目、市民病院事務部長より、市民病院建設工事に係るくい打ちについて、電流計記録データの不正利用が発覚したことについて報告がありました。これについては地域医療調査特別委員会の所管となるため、社会厚生委員会では説明を受けるにとどめ、質疑等は行っておりません。以上で社会厚生委員会の閉会中の調査報告といたします。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 多分2点になると思いますが、新ごみ処理施設の問題の前に、今のごみ施設のタービンの故障についてです。これについては当時、前より11年経過しているわけです。11年経過している中で、当初どういう契約だったかということが一番問題です。維持管理費

を――要するに炉の建設費、そしてそれに対するメンテナンス等の維持管理費、さらに運営費が市で必要です。だから、維持管理費をどういう契約をしていたか。通常の瑕疵担保という形で3年なり5年なりという形でやっているのかどうか、一番問題だと私は思って今聞いていたのですけれども。

11年で主たる構造がこういった事故を起こして、1炉使用不能の状況ということであるときに、これから争うなんて話を今、報告で聞いたのですけれども、あまりにもこの熔融炉という問題については非常にそういった構造的な問題が指摘されているわけでありますので、そういう点でちょっと弱腰だなというふうに今の報告を聞いたのですが、その点はこういった形になっているのか。また、もし議論がなされなかったとするならば、今後大きな問題かなと思っています。

特にそれがためにガービッチさんに1,000万円、あるいはエコプラントに一千数百万円という形で代替焼却を願っているわけです。そういったことが多分報告されていると思うのですけれども、それらの補償にまで絡むと私は聞いたのですが、そういった議論があったかどうかひとつお聞きいたします。

それから、新焼却炉については今後の問題ですので、私は一般質問で提言しようと思っていますけれども、150トンの現状です。150トンの現状が変わらず150トンの施設をつくらなければならないという、ここが一番問題の部分だと思うのです。すんなり150トンでいいのだという委員会の考え方がありますか。その辺の議論がどうあったのかひとつお聞きいたします。以上です。

**○議長** 社会厚生委員長。

**○腰越社会厚生委員長** 質問にお答えします。まず1点目ですけれども、質疑の中にありまして、これの保証期間ですね、あと使用方法についてなどの質問はございました。その答弁として簡略に申し上げましたけれども、使用者側としてはきちんとやってきたと自負している。想定される原因は聞いているが、それが使用者側だけの責任ではないと考えている。また、瑕疵担保期間が3年あるだけで、保証期間やりコールというものはない。製造側が全額負担するのは3年間の瑕疵担保期間だけである。だからといって、今回の事例が起こっているわけであるから、本来起きない事例が起きたことを本市としては主張している、というのが執行部の見解でございます。とりあえずそういったところを踏まえながら我々委員会としても今後の推移をきちんと見ていくという考えであります。

おっしゃったように、当然これが使えないという理由の中で、発電はできない、それからあとごみの処理については六日町分は魚沼市に頼んでいるとか、民間業者にも委託しているという状況でありますので、そういったところの費用が発生しているわけですから、これの処理についてはきちんと見ていきたいと考えております。

それから2点目です。150トンについては、特に議論としては出てきておりません。この資料をごらんになってわかるように、まだ方式についても確定していないわけで、それについて最終的に全部燃やす、あるいは生ごみは別とか、いろいろな状況、経過とかを考えて推

移について予測されますので、現状ではまだそこまで委員の皆さんは踏み込んだ質疑等はやっておりませんが、今後の課題になってくるものであろうと思っております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 瑕疵担保3年というものですが、最近の事例でいきますと大体15年とか20年を維持管理費を合わせた形で契約しています。炉建設の他に。そういった形ですので、なぜ今がそうであるかというあたりからしてみると、やはりそういった主構造的な問題があるなど私は考えていますので、今後の調査を期待しているところであります。

次の150トンの問題については、私は少子化の問題とかそういう問題が、今後加味した形で出てくるものかなと考えていますので、今後、今ほどの事故例を鑑みた委員会の調査をお願いするところであります。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたします。18番議員に関連しますが、タービンの故障、これについて当然建設予定時点からかかわっているコンサルタントがいるわけですが、コンサルタントの見解あたりは、委員会の中では報告があったでしょうか。また、将来的にこれが進展していった場合の、場合によれば訴訟とかそういうことについての今後の展開があったのかどうか。それをまず聞かせてください。

もう1点ですが、10ページの生活保護の方の医療費であります。中ほどを見ましたら月数十万円から数百万円になるという報告があったわけですが、近年のこういう実数といえますか実態あたりの報告があったのかどうか。また、こうした場合にならないような今後の対策といえますか、行政に対する議会としてのそういう審議あるいは要望があったのか聞かせてください。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 最初のほうのご意見ですけれども、確かに現状では製造建設費から維持管理、そうしたものについて一括した委託というのもありまして、そういう事例もあるかと思えます。ですが、この施設については3年という瑕疵担保期間の中で何度か大きな故障等も発生しているわけですけれども、その内容についてはほぼ市が負担しているという状況になってきております。そういう中でそのところをきちんとただず質問については特にございせんでした。これまでの経緯についてですね。

2つ目の質問に対する質問はございました。答弁については、対象者がほとんど健康保険証を所有していないという状況の中で、医療費については100%自己負担ということになるわけです。内容的にもやはり我慢に我慢をしてきた結果という、そういうものであろうということ、非常に高額医療の対象になるケースも多いというような説明がございました。またはそれに対する対応としては結局今やっているさまざまな相談関係の事業であるとか、あるいは国保の——大体そういう方々は保険料が未納になっておりますので、対応していった極力減らしていくということしかないのではないかという答弁だったと思えます。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2つとも、大きなこれから市に対しての負担も含めてあるわけでありますから、しっかりした委員会としての対応をお願いして質問を終わります。

○腰越社会厚生委員長 了解しました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を13時15分といたします。

〔午後12時03分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時15分〕

○議 長 皆様にお礼があります。きょうの議事日程は第20号議案までを本日の予定としております。議案資料等につきましては、事前に配付されておりますので説明は完結に、また、質疑、答弁についても簡潔にスムーズな議会運営をお願いしたいと思います。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長・林 茂男君の報告を求めます。

地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 それでは、地域医療対策調査特別委員会の12月定例会後の委員会の調査につきましてご報告を申し上げます。調査項目は2つございました。期日は平成28年1月27日水曜日であります。委員全員出席で行いました。議長にも出席をいただいております。調査の内容につきましては、執行部、市長、病院事業管理者をはじめ、お手元のごらんのおりの皆様にご出席をいただきまして、現地調査と事務調査を行ったものであります。

調査項目の1つ目、医療再編後の患者動向についてであります。調査の目的としましては、基幹病院の開院に始まりました当市の医療再編は、昨年11月1日の市民病院及び新しくなりました市立ゆきぐに大和病院の開院で、基本的な医療提供体制の構築が完了した。この医療再編後における市内の医療の動向についてを調査をいたしました。

福祉保健部医療対策室長から資料に基づき説明がございました。資料はお手元の8ページから12ページをごらんいただきたいと思っております。6月から10月までの患者動向であります。はしりながら説明をさせていただきたいと思っておりますが、特に2ページの上から2段落目でしょうか。南魚沼市民病院の12月の外来患者数で、1日当たり412人とあります。土曜日の診察がまだ六日町地域、塩沢地域にこれまでのようには浸透していないということから、なかなか土曜日が伸び悩んだという説明がありました。しかし、土曜日を除くと476人ということになっておりまして、500人に迫る数字であります。基幹病院は立ち上がりに3か月を要しましたが、市民病院はひと月弱でほぼ当初の計画の7割、8割まで立ち上がっており、非常にスピーディーな立ち上がりであるという報告がありました。

ドクターヘリにつきましても、基幹病院では6月から25件の受け入れがあり、主なものは山岳遭難の対応ということでありまして、今まで長岡に全て行っていたものが行かなくて済

むようになっているという状況にあるという説明がありました。

救急搬送の状況についてであります。長岡圏域への搬送が6月から12月で39件であったと。これが平成26年、前年度では165件であり、相対的に4分の1弱に減っているということが報告されました。基幹病院がさらに充実してくれば、長岡圏域にはさらに搬送が減るといふふうに思われるという説明がございました。

7行ほど下りまして、医療再編について医療再編前と変わった点や、引き続きの課題などについて執行部から説明がございました。市内で3次救急の対応が可能になったこと。ただ、看護師不足等の問題で長岡への搬送の部分もまだあるということ。3行下りまして、高度医療につきましては、魚沼基幹病院の地域周産期母子医療センターの稼働で、長岡圏域へ搬送していたこれまでの未熟児等への対応が、当地で可能になったこと。地域ということで長岡の日赤病院ともリンクしている点を挙げられておりました。また、リニアック治療が12月から始まりまして、1日に現在、6人から8人の放射線治療が開始されており、この後、1年先、2年先には、1日に20人から30人の治療を可能にしたいという医師団の皆さんが努力をされているという報告がございました。

12月初めには心臓血管外来の手術が当地でも開始されたということ。また、医療確保につきましては、魚沼基幹病院に新潟大学地域医療教育センターを併設したことにより、地域医療を志す若手医師の皆さんを集積できるという、そういう素地ができたこと。このことにつきましては、新しい年度からは新潟大学の総合診療医の研修については、全て当魚沼基幹病院で行うことになったという報告がございました。今後、ますます医師の研修体制が固まり、地域への若手の医療従事者の集積につながっていくものと期待しているという報告がございました。

医療再編後の課題につきましては、3行下ります。魚沼地域では、看護師等の医療従事者の不足で、診療規模を縮小する動きが出ているという内容が示されました。その下段に表示してあるとおりであります。

地域包括ケアシステム、慢性期医療を含めた在宅医療体制の充実につきましては、地域医療構想の中でうたわれてきており、当然、介護保険計画の眼目になる。純粋な介護だけでなく医療からの在宅を含めた流れ方の体制づくりが大切であるという指摘がございました。

最後となりますが、医療と介護の連携の部分がシステムのまだまだできていないという課題があると、このことについて対応してまいる必要があるという報告がございました。

続いて次のような質疑と答弁がございました。まず、基幹病院がフル稼働をしていないという現状の中で、入院の現状はどうなっているかという質問に対しまして、地域連携が滞る部分がまだある。基幹病院からいきなり在宅介護に行く部分が見受けられるのが問題である。特に、基幹病院の整形外科の出口の部分についてが課題であって、整形外科で手術をするとリハビリが長くなりますが、在宅までの入院病床が足りないという状況があるという報告がございました。

続いてページをめくっていただきまして4ページ、中ほどであります。今現在のスタッフ



不足の中で、国の目指す医療と介護、福祉をどう賄っていくのかという質問に対しましてであります。

これまで在宅医療、地域包括ケアシステムについては、今までイメージとして国から示されたものを頭の中で考えていたような状況であったが、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、具体的に介護も含めて真剣に取り組んでいかなければならない課題である。今までは医療再編を待つというふうに説明をしてきたところであったが、今後は医療再編が整った段階で病院と連携してやっていくときが来ているという説明がありました。特に市民病院の大西医師が中心となって、多職種の連携プロジェクトを立ち上げているところであり、今後、早急に進めていきたいという答弁がございました。

続いて5ページをごらんいただきたいと思います。看護師不足について、特化した援助の充実をして年間60万円の修学資金の金額を上げるという考えはないのかという質問がありました。

これに対しまして、修学資金の件であります。今までは3人の募集定数であり、4年間で12人という枠であった。これを今後は5人の募集で進めていきたい。これが4年間ということになると20人ということで、有効であると考えているので募集を進めていきたいという答弁がございました。

委員からは関連して質問がありまして、この就学資金について今までの病院事業の会計ではなくて、本当に必要ということであるということなので、病院の事業枠から抜けて、市の施策としてやっていくことも考えてはどうかという質問がありました。

これにつきましては、金額が少ないのであれば、病院事業会計予算の中でやれるものはやる。そして不足が出て病院事業会計に影響が出るものであれば、一般会計からの繰り出しも拒むものではない。その辺のニーズを的確に把握することが必要であると。県が県立小出高校に看護科を設けるようであるという情報があるので、それも含め打ち合わせをしながらやっていくという答弁がございました。

最後に、駐車場の問題の質問が上がりまして。旧新潟県立六日町病院駐車場の問題に関して、いつごろまでに解体して駐車場を整備するのかという質問がありまして、年度内に取り壊しの設計を完了して、新年度に入り速やかに発注をしたいと考えている。今、考えているのは、5月の着工である。取り壊しについては、建物だけではなくパイルが200本弱あり、それを全部抜かななくてはならないということであり、夏が終わるまでに取り壊し工事を完了し、その後に駐車場の整備を進めたいという答弁がありました。

続きまして2つ目の調査項目であります。地域医療対策調査特別委員会についてであります。調査会議中、私から次のことを委員の皆様にお問い合わせしました。はぐっていただいて6ページであります。昨年12月21日の議会内、会派代表者会議におきまして、本特別委員会の調査の終了の時期をどう考えているかという質問が出ました。さまざまな意見があり、会派代表者会議でも意見が分かれるところでもありましたが、一区切りの段階と考えている方が大方であったというふうに思います。そこで、今回の調査特別委員会の中で委員各位の

意向、意見の確認を行って方針を決めていきたいという話をさせていただきましたところ、委員からはお手元の資料のとおり6ページ、7ページに示しておりますけれども、さまざまな意見がございましたが、結果として委員会としては次のとおりとなりました。

7ページからのほうをごらんいただきたいと思います。まとめとしてであります、委員各位の意見はさまざまありますが、基本的にはこの地域医療対策調査特別委員会の調査をここで終了として、この後は専門であります社会厚生委員会に託して、当委員会を閉じるというところとしたい。3月定例会の委員長報告——今のこの委員長報告をもちまして地域医療対策特別委員会を終了したいということでもあります。

以上であります、お手元の資料の1から3、この中の特に11ページ、12ページに執行部担当課のほうから出されております資料であります、医療再編につきましては細々ところまでの成果そして今後の課題が記されております。まさしくこのとおりでありまして、平成17年の11月に、当時の魚沼基幹病院の設置推進特別委員会を始まりとしまして、現在の調査特別委員会まで約10年以上にわたり続けてきた歴史的な役割を担った委員会でありました。本当にこの間、大変多くの皆様のご努力の中で、現在の市民の負託に応える医療体制が形としてはつくられたものであるというふうに思っております。私から言うのも何であります、本当にすばらしい形で推移してきたものというふうに考えておりますけれども、今後の課題もたくさんあるということは、議場の皆さん一同、同じ思いでありますので、今後、社会厚生委員会にぜひよろしく願いしておきたいということで、以上をもちまして調査特別委員会の報告とさせていただきますと思います。

**○議 長** 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** 新市民病院の営業といいますか、それが昨年11月から行われ、貴委員会の役目が一旦終わったというところで、報告を受けてきたわけでありましてけれども、本当にご苦労さまでした。

この4ページの中で今後の課題として、やっぱり地域包括ケアシステムが非常に問題になってくるわけですが、その中で大西先生が中心となって多職種連携プロジェクトを立ち上げているという部分であります。この「多職種」という部分が、市と医師会、歯科医師会、薬剤師会それから訪問看護、訪問介護それから地域包括支援センターこれら全てを含めたそういう連携プロジェクトであろうというふうに私は考えているわけでありましてけれども、この部分について具体的にこういう形でやっていきたいんだというような説明、あるいは質疑があったのかどうかをお伺いします。

**○議 長** 地域医療対策調査特別委員長。

**○林地域医療対策調査特別委員長** 具体的なところまで細々この時間内でやったという経過はなかったと思いますが、最後の資料にもおつけしてあるとおり、今後の課題として今ほど議員がおっしゃられた内容の部分であろうと、まさにあるということはみんな共有しながら、お話を伺ったということかと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 ただいま地域医療対策調査特別委員長・林茂男君の報告にありました特別委員会の解散については、ただいまの報告のとおり2月29日付で解散することといたします。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算議案、第18号議案、第19号議案、第20号議案を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算案、第18号議案、第19号議案、第20号議案を除く付議事件は、委員会付託を省略します。議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。委員会に付託された付議事件につきましては、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑といたします。担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第6、第1号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、専決しました南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。報告書の3ページをお願いいたします。昨年12月定例議会でご決定いただきました南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部について改正が必要になりました。議会開催のいとまがないことから、12月28日付で専決処分したものです。

先の条例改正で、平成28年1月1日から施行を予定しておりました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法関連として改正規定いたしました、減免申請書の個人番号の記載について一部を改正するものです。

5ページの新旧対照表で説明させていただきたいと思っておりますので、お聞きいただきたいと思います。第39条第2項第1号については、市民税の減免申請書について、第126条の3第2項第1号については、特別土地保有税の減免申請について、個人番号または法人番号の記載を求めることを、12月議会の条例改正で定めたところです。

12月議会の最終日である平成27年12月18日付で、市民税及び特別土地保有税の減免申請にあたっては、個人番号の記載は求めないこととするとの内容の、地方税分野における個

人番号利用手続の一部見直しについて及び市町村税条例（例）の一部を改正する条例（例）についての通知がありました。これらの通知に基づき、該当条項から個人番号の記載に関する部分を削除したものです。

3ページに戻っていただきたいと思います。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。12月議会での改正条例でこの部分の施行日は、1月1日となっておりますので、その前に改正し施行する必要がございましたので、平成27年12月28日付の公布施行としたものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 もう一回説明を確認したいんですけども、要するに今までは決定された時点では、ナンバーを記入しなければならない。それがしなくてもよくなったということ、我々は番号を記載する必要はないという考え方を、あるいはどこまでこういった申請でそこが緩和されるのかというあたりは話をしてきたわけでありましたが、なぜこういった形になったのかというのが、今の説明ではちょっと見えない、聞こえないという感じが私はするのですけれども、もう一度その辺を確認したいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまご説明しましたとおり、この番号の記載がいなくなったというのは、減免申請書の、それも市民税とそれから特別土地保有税の減免申請書の申請にあたってのみ、これについては個人番号の申請がいらないと。そのほかに12月の改正で、各種書類につきまして個人番号の記載をお願いしたわけですけれども、その部分についてはこの前の条例改正のとおり、個人番号を書いていたかなければならないということです。

それで、ではなぜこの2つだけが今回、記入が要らなくなったのだということにつきましては、国のほうからの説明としましては、こちらの例えば市民税の申告の場合については、年に一遍申請書を提出していただきます。その申請書を提出または源泉徴収票等を提出していただきますので、そのときに個人番号を提出済みであると。ですので、この部分については減免申請をする方については、この部分のところについてはのみは省略をしたのだというのが説明でした。国のほうの考え方ようです。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の説明では、源泉徴収票に記入されているからというのは、私は当たらないと思うのです。源泉徴収票には書かなくても受理するという達しがあるわけですね。その辺が反対する理由ではないので、反対しなくてもいい問題とは私は思っているのですけれども、源泉徴収票に書かなくてもいいという、受け取るということがあるわけですから、現に源泉表に記入されていないものもある、でも記入はいらないと。減免申請には記入はいらないとこういうふうに私は解釈しますがいかがですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 この前の12月のときにもお答えしましたとおり、基本とすれば全ての申

請書につきましては、個人番号を記載してください。ただし、個人番号が記載されていないからといって、その書類を不受理にするということはいたしません。ただし、これにつきましては条例ですので、条例はあくまでもこれについては記載をしてくださいということになっています。ただ、運用上で私どものほうでその部分については不受理としないということだけですので、そこのところについては、これはもうする義務がないのだというふうに受け取られると、大変問題があるかなというふうに考えております。

そういうことで、多くの方については個人番号を入れたものを提出していただいているということだと思いますので、減免申請の際に再度記入をしていただく手間を省いたというのが、国の考え方だというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第7、第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成27年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 平成27年度南魚沼市一般会計補正予算第7号につきまして、専決処分いたしましたのでご説明を申し上げます。このたびの補正は、今冬の異常少雪によりますスキー客減少等のため、経営不振が懸念される中小企業者に対しまして、南魚沼市異常少雪緊急経営支援融資金を整備して、2月1日から低利の融資を実施するためのものであります。

歳出では信用保証料に対して市が50%負担することによる補給金といたしまして、576万円。緊急経営支援資金預託金として2億円を計上いたしました。また、歳入との調整のため、予備費362万円を増額したところであります。歳入では地方交付税の最終調整額1,938万円が増額となり、財政調整基金繰入金を1,000万円減額いたしました。預託金管理収入は、預託金と同額の2億円を計上したところであります。これによりまして歳入歳出予算の総額に

それぞれ2億938万円を追加し、歳入歳出予算の総額を358億1,164万7,000円としたところであります。以上でありますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 大変いいことではあると思うのですが、この該当する業種・業態この辺についての制限とかそういう縛りはあるかどうか、それをひとつ聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この融資の対象になっている事業所につきましては、市内に住所または事業所を有して、異常少雪によって著しく売り上げの減少が見込まれる中小企業者ということで、建設業、旅館、ホテル、索道あるいは一般の飲食店ですね、小売業あるいはスキー用品の賃貸レンタル事業者、あるいはスキー学校ということで、業種になっております。その著しく売り上げの減少が見込まれるというものにつきましては、平成27年12月1日から今シーズンですね、始まってから、申請は4月まで受け付けますので、その申請の前月までが平均およそ10%以上減少したものであるということで条件になっております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私にこれは違った情報かもしれませんが、例えば正月のお客さん、これは入りですよ、例えばスキー場あたりで。たまたま昨年よりもことしの正月は増えたというようなスキー場があるということではありますが、こういう場所でも、今の説明によると、じゃあこの1シーズン通した中での売り上げの減少、こういうふうに拡大されていいわけでしょうか。この正月の入込ということに限らず、それについて確認させてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 市の今のこの融資の場合は、先ほども申しましたように一応12月のシーズン初めから申請の前月までの分がそういった該当をすればということで、議員がおっしゃる内容につきましては、恐らく県のほうの異常少雪のあれが、本当に年末年始という部分でやっていたかと思えます。市のほうはあくまでも先ほどの説明のとおりでございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 新聞等で見た部分でいくと、限度額が1件当たり500万円、3年から5年返済ということであったかと思えますけれども、そういう認識でいいのかということと、それとこれは債務負担行為ということで代位弁済というのが発生した場合について、市が損失補填をするという部分がありますけれども、こういう事例が発生した場合、要するに財源の内訳ですけれどもどういう部分を想定しているのかそれをお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 前段の内容でございますが、限度額としては市の場合は500万円で、一応、貸付期間が1年、据置期間1年置きまして5年以内ということでございます。50%の信用保証料の補給をいたしますので、あとはこれは保証協会のほうからの、もし返済ができないというような形になれば、保証協会のほうからの補給になるというふうに認識をしております。

ます。以上です。

〔「財源については。損失補填に関する」と叫ぶ者あり〕

○議 長 財政課長。

○財政課長 一般的には保証協会が金融機関に代位弁済する場合につきましては、保証協会も保険に入っておりますので、元金は補償されることとなります。ただ、保証協会が請求先が不明な場合、返済者がいないわけですけれども、そのときに市へ請求する部分が、例えば2か月ほど支払いが遅れた場合は、元金と利息については保証協会の補償で済むわけですけれども、その2か月ほどの短期間の利息について、保証協会が入る保険で対象になっておりません。ですので、その部分ほんの短期間の補償部分の利息が生じまして、その部分について保証協会はどこにも請求することができなくなりますので、市のほうにその分の利息相当分として請求があるということであります。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 どういった調査に基づいて、要するに私は幾らぐらいの皆さんが、困っている人たちがいると。損害額からおしてみてこういった制度をつくったと思うのですけれども、その辺はどういう調査をされて、どういう推計をされてこういった制度をつくるのか。風評で困った、困ったというのが、どうも大勢いるみたいだというような話で始まるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 具体的にアンケートをとったりとか、そういう調査をしたということではございません。当然、毎月そうですけれども、シーズン中はスキー場入込客数等々の調査をしております。そんな中で、12月中につきましては、前年度の50%割れというような状況もございましたので、それに付随して過去のいろいろな融資制度等々を考えました。それとあわせて県も今回そういった制度を設けましたので、市のほうとしても独自にこれは設けたほうがいだろうということで、設けさせてもらったというのが経過でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 県の統計、あるいはその入込客で50%というようなことですが、そのほかに建設業者という問題がありますよね。そうするとそれは6割の補償がという報告もあるわけですが、非常に深刻な状況だなというふうに私は思っているのです。自力がある人はいいのですけれども、本当にきちとぎりぎり回している方というのは、大変な事態が起きているということを感じます。これからこの預託をして一時的な救済策ばかりでない、かなり歳入にも影響してくるような事態が起きているのかなというような感じがしますが、その辺はどの程度に捉えておられますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 具体的に影響が出てくるのは、我々が聞いているのはこれからが大変なのではないかという話を聞いております。今までは何とか過ごしてきている部分があるのでしようけれども、これからその影響が非常に顕著になっていく可能性があるというふうに

聞いております。これから先の部分についても注視をしながら、そういった必要が生じればそれなりの対応を考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今のところ12月からのこの異常少雪に関しましては、この制度を制定させていただいて、何とか有効に活用していただきたいというふうに思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 私の分で1点確認という心配しているのは、保証協会の件でございますけれども、今までですと保証協会が現実には、保証しないというのが、意外と本当に大変で借りたいのに保証しないというのが、結構今までも見受けられたというふうに私は感じているのですけれども、そういう現状は今はないのかどうか。補填までしてくれるわけですから、そういうことはあり得ないというふうに思っているわけですが、本当に借りたい人が、今まで金融機関がよかったけれども、保証協会が認可しなかったと、そういう案件もあるような形を今までの部分です。今回はないと思いますけれども、そういうふうな情報等が入っていたらお聞かせ願いたいという点と。

これは関連ですけれどもちょっとお聞かせいただきたいのが、先ほどの県の補助の件ですけれども、実際、年末年始となるとなかなかこの該当が、我が市においては、本当に年末年始が終わってからかなり落ち込んでいるわけですが、この県の補助金に対して我が市ではこの該当というかそういう現状等を、わかる範囲で結構ですから。なかなかその部分は私は難しいんじゃないかなというふうな感じがしますけれども、そういう情報がわかりましたらお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目のそういった市が補給はするけれども、実際の保証協会のほうでなかなかゴーサインが出ないといえますか、そういった話があるかどうかということでございますが、今のところ私どものほうではその事実を把握しているということではございません。市のほうでも何とかその必ず保証料を求められた場合に、その手助けになればということで全額とはなりませんでしたが、50%保証しますということになっておりますので、有効に利用していただきたいと思っております。

それから、県のほうの該当でございますけれども、12月というか年末年始の入り込み等を見ますと、市内のスキー場に関する該当でございますけれども、本当に2つか3つぐらいしか該当にならないという部分でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕



異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成27年度南魚沼市一般会計補正予算（第7号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第8、第3号報告 専決処分した事件の報告について（消防救急無線デジタル化事業（本体工事）請負契約の変更について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第3号報告につきましてご説明申し上げます。本契約は平成26年に議決をいただき2年間の継続費として進めてきた事業で、今年度が2年目の最終年となります。今回、本体工事の変更により請負金額が減額となったことにより、請負契約の変更が必要となったものであります。変更額が契約金額の100分の5以内で、かつ1,000万円以内の増減であるため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成28年2月8日付で専決処分とさせていただいたもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

3ページ、専決処分書をごらんください。記載のように変更前の請負金額を246万1,320円減額し、変更後の請負金額を6億3,257万8,680円とさせていただいたものであります。変更額の比率は100分の0.39で、0.39%の減額であります。契約の相手方は記載のとおりであります。資料といたしまして5ページ、6ページが変更契約書の写し、7ページ、8ページが工事変更概要で、9ページ、10ページが大峰山基地局の変更前、変更後の図面であります。工事の変更内容につきましては、8ページで説明をさせていただきますが、金額等は7ページでご確認をいただきたいと思います。

（1）機器製作費では、ビーコン装置は無線局等から発射される電波を自動車などの移動体に搭載された機器で受信し、位置や各種情報を取得するための設備であります。湯沢消防署において当初設定と異なる受信状態だったことにより、追加するものであります。

サイレン制御盤は、五十沢地域開発センターの設備で当初移設予定でありましたが、老朽化のため移設が困難なことによる追加であります。

サイレンスピーカーは塩沢庁舎の時報と供用していたものを、チャイム作動時はサイレン吹鳴ができないため、単独用として追加するものであります。以上で機器製作費は227万9,146円の増額であります。

（2）直接工事費では、空調機は本部指令室機器の発熱量が予想以上だったことにより、予備空調機を増設するものであります。

収納ラックは大和基地局のサイズを変更したことによる減額であります。

空中線支持金物（特）、空中線接続金物は、大峰山基地局で添付図面の部分であります。保

守管理や冬期間の積雪を考慮して、使用を取りやめたことによる減額であります。図面の変更前をごらんください。上部ですが当初、支持金物を使って円形状に囲った形にしております。また、中段の四角に筋かいとなっている部分も接続金物により囲っており、4本のアンテナを一体化した形としておりました。左側の丸と四角はそれぞれの部分を真上から見た図となっております。

10 ページ、変更後をごらんください。支持金物、接続金物を取りやめて、それぞれ4本が独立した形としたものであります。

次の局舎であります。防雪や部外者の侵入防止対策のため外壁を設置し、それにより1階、発電機室のコンテナが不要になったことによる減額であります。

手元開閉器盤は、大峰山基地局の受電場所が離れており、冬期間の緊急的な保守等を考慮して、局舎内に開閉器盤を設置することによる増額であります。

防護柵は大峰山基地局の侵入道路に設置するもので、関係者以外の進入禁止と安全対策のための増額であります。

樹木伐採については、湯沢町のサイレン設備と大峰山基地局との通信障害の恐れを解消するための増額であります。

電線、通信線及び電材につきましては、各機器メーカーで使用するケーブル等が異なるため、現場アースによる電材等の変更と、既存の電気配管に不具合があったことにより増額となったものであります。

以上、直接工事費では増減合計で474万466円の減額となり、機器製作費との合計で246万1,320円減額の変更契約とさせていただいたものであります。以上、ご報告申し上げますのであります。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点お聞きします。空調機の熱量対策が不十分という、この説明がちょっと設計が悪かったのか。要するに想定が悪くてこうなったということだと思っておりますけれども、その原因というのはどういうことでしょうか。やってみなければわからなかったということですか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 既存のアナログの設備も入っております。これに加味した中でデジタル部分の熱量を計算したわけですが、実際に機器室に入れた場合に予想以上に熱が出たということでございまして、当初の設計が若干甘かったというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 施行業者は設計どおりにやればよいということですが、じゃあ、その設計をする人の責任というのはどういうことになりますか。いや、想定が間違った、あるいは結果がそうだから、別に追加でいいんだよという感じなのか。その辺はある程度ゆとり

を持ったものであるならば、何らかの形ができるのかできないのか、その辺をお聞きします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 設計につきましては基本設計に基づきまして、実施設計ということで進めたわけでございますけれども、私どもとすればそれを信頼させてもらった中で工事を進めたということでございます、それについて発熱量の計算をできるというようなすべもございませんので、コンサルを含めた中でそれを実施設計を信頼をして進めてきたということでございますが、実際に機器が入った中でやはり温度管理が適切にできないという結果になりましたので、今回の増額とさせていただいたものでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第3号報告 専決処分した事件について（消防救急無線デジタル化事業（本体工事）請負契約の変更について）は、ただいま提出のとおりでございます。

○議 長 日程第9、第1号議案 平成27年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第1号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は施政方針で申し上げましたように、国が1億総活躍社会の実現に向け緊急に実施すべき対策等を中心とした補正予算第1号であります。これの国の補正予算第1号を編成したことを受けまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金、地方創生加速化交付金及びT P P関連の担い手確保・経営強化関連について予算編成したもので、その他は事業の確定や実績見込みによります過不足調整が主な内容であります。歳出では国の補正予算を受けまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業について1億9,015万円、地方創生加速化交付金関連ではI Tパークに伴います施設整備費及び関連経費の補助金として企業対策事業費に5,760万円、農業振興対策補助事業費ではT P P関連の担い手確保・経営強化支援事業補助金に2,600万円を計上いたしました。

その他、主なものとして、可燃処理ごみ処理施設の発電施設のタービン損傷に伴います施設整備事業費に6,000万円、社会資本整備総合交付金の事業間の組み替えによりまして、街路新設改良事業費に8,900万円、北辰小学校体育館及び大和中学校武道館の非構造部の耐震事業費への交付金の決定を受けまして、あわせて1億5,594万円、ふるさと納税

寄附金を原資といたしまして、国際大学支援補助金に 6,058 万円、スペシャルオリンピックス開催補助金に 1,048 万円を計上いたしました。

特別会計繰出金の関係では、病院事業対策費に 2 病院をあわせまして 3 億 3,400 万円を増額し、公共下水道事業対策費では料金収入の増あるいは事業費の減などから 1 億 1,568 万円を減額いたしました。歳入の主な増額分では、法人市民税の現年課税分の伸びによります 8,500 万円、地方消費税交付金の一般財源分と社会保障財源分の差し引きによります 2 億円、地方創生加速化交付金の 7,994 万円、ふるさと納税給付金の 8,092 万円を計上いたしました。財政調整基金繰入金は 1 億 4,000 万円を減額し、当初予算における 6 億 4,000 万円の繰り入れ予定を全額戻すことができたところであります。

その他、歳出で減額となりました事業費に係る国県補助金及び交付金の減額を行い、事業の増減に伴います調整によりまして市債に 3 億 3,200 万円を追加計上いたしました。これによりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 3,124 万 5,000 円を追加し、予算総額を 363 億 4,289 万 2,000 円としたいものであります。

なお、年度内に事業が完了できない 18 事業に係る未執行分 10 億 7,908 万円は、翌年度に繰り越して執行できるよう繰越明許費を計上いたしました。また、継続費の街路樋渡東西線 J R 委託事業におきまして、社会資本整備交付金の組み替えによりまして、年割額の変更を計上したところであります。

詳細につきまして、総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長** 総務部長。

**○総務部長** それでは、第 1 号議案につきましてご説明申し上げます。提案理由の説明でも申し上げましたが、国の補正予算を受けての新たな事業の追加や既存事業への増額、そのほか事業の確定や実績見込みによる過不足調整が主な補正内容であります。最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

14、15 ページからお願いいたします。2 の歳入からご説明申し上げます。1 款市税と次の 6 款地方消費税交付金につきましては、提案理由の説明で申し上げたとおりでございます。

12 款 1 項 2 目衛生使用料は、6 月から 10 月までの市立六日町病院診療収入の窓口分、保険分のそれぞれの実績清算によるもので、保健衛生使用料 4,900 万円の減額であります。

次の表、13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1 節社会福祉費では、国の保険者支援制度の拡充による保険基盤安定負担金の増額であります。2 節児童福祉費は歳出における児童手当費の減額に伴う児童手当国庫負担金の減であります。2 目教育費国庫負担金の中学校費は、国の配分割合に合わせ減額するものであります。

一番下の表、2 項 1 目総務費国庫補助金は、1 節総務管理費で平成 27 年度国の補正予算による個人番号カード交付事業費補助金 1,000 万円の計上で、地域経済循環創造事業交付金は、民間企業が進出しておりました新規事業が不採択になったことによる減額。地方創生加速化交付金は、これも国の補正予算によるものでグローバル I T パーク事業、インフラツーリズム

ム広域連携事業、南魚沼版C C R C構想推進事業への交付金 7,994 万円の計上であります。一番下の段、2目民生費国庫補助金1節の社会福祉費では、地域生活支援事業等国庫補助金は、国の最終内示による増額変更であります。次の臨時福祉給付金給付事業費補助金と、次のページ、16、17ページ説明欄1行目、臨時福祉給付金給付事業事務費補助金は実績による減額であります。説明欄2行目、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金と、その下、臨時福祉給付金等給付事務費補助金は、国の補正予算による追加計上であります。

次の段、2節児童福祉費では説明欄の3行目までは、事業の実績に伴う減額であります。4行目の地域子ども子育て支援事業国庫補助金は、国の子育て支援制度の拡充による保育料等軽減システムの改修費補助金の計上であります。

2段目、3目衛生費国庫補助金は、各種がん検診等委託事業に対する感染症予防事業費国庫補助金は、実績に伴う減額であります。4目土木費国庫補助金は、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金(10分の5.5から6)は、交付金内示額との差額の精査及び、機械除雪費の交付金からの振替などの調整後の減額であり、下の3分の2のほうは、機械除雪費、除雪機械整備事業費の減額によるものであります。2節住宅費の社会資本整備総合交付金は、木造住宅耐震改修支援事業費及び宅地住宅推進事業費の事業費確定見込みによる減額であります。5目教育費国庫補助金は、小中学校費ともそれぞれ、北辰小学校体育館と大和中武道場の非構造部材耐震事業費の補助金として採択された記載の交付金の追加計上であります。

2番目の表、14款1項1目民生費県補助金の社会福祉費は、保険税軽減分、保険者支援分それぞれ交付額確定による調整であります。次の児童福祉費は、児童手当の実績精算による減額であります。

1番下の表、2項1目総務費県補助金は、路線バス運行事業費の実績による、新潟県生活交通確保対策県補助金の減であります。2目民生費県補助金では、社会福祉費の地域生活支援事業等県補助金は、国の内示額にあわせて増額するものであります。高齢者・障がい者向け安心住まいる事業県補助金は、住宅補助金の補助費確定に伴う減額であります。3目衛生費県補助金では、子どもの医療費助成金の増に伴う補助金の増額であります。1番下の段、5目農林水産業費補助金の農業費では、説明欄記載の各種事業の実績や、確定見込みによる増減であります。最初の県単農業農村整備事業補助金は、城之入川転倒堰の追加修理に係る増額であります。2番目の新規就農・経営継承総合支援事業補助金は、実績による減額であります。3番目、「新潟米」コスト低減支援事業補助金と次のページ18、19ページの1行目、経営体育成支援事業補助金、2行とばしまして「新潟米」食味・品質確保整備支援事業補助金と、その下、農業生産法人設立支援事業補助金の4事業につきましては、当初予定しておりました対象者等の事情により、事業取り下げとなったものであります。

戻っていただきまして2行目の特色ある米づくり拡大支援事業補助金は、前年度補正予算による繰越明許費で対応したことによる減額であります。3行目、農地集積・集約化対策事業補助金は、事業実績による減額であります。2行において下から2行目の中山間地域耕作条件改善事業県補助金は、受益者の追加による増額で、最後の担い手確保・経営強化事業県補

助金は、国の補正予算による新規計上であります。

2節の林業費県補助金では、民有林造林事業補助金と県単きのこ王国支援事業補助金は、実績に基づく減額であります。3行目、森林整備加速化・林業再生事業県補助金は、補助事業のメニューを切り捨てから利用間伐に一部変更し、分収造林事業に充てるものであります。2段目、6目商工費県補助金20万円は、南魚沼サイクルロードレースの実施に伴う地域振興局からの補助金であります。最後の段、7目土木費は住宅費の克雪住宅及び木造住宅耐震改修支援事業のそれぞれで実績に伴う記載の補助金の減額であります。

次の表、3項5目教育費委託金は、社会教育費の県営石打丸山シャンツェ管理費の実績による委託金の増額であります。

3番目の表、15款財産収入、2項1目不動産売払収入の土地については、塩沢二分区の旧農業共済事務所を公売予定でありましたが、不調により減額するものであります。2目物品売払収入は、ロータリー除雪車や消防ポンプ自動車、胃部検診車などの公売による売払収入1,946万円の計上であります。

一番下の表、16款寄附金、1項1目一般寄附金では、12月補正以降は1件で3万円、南魚沼美術協会様からいただいております。

次のページ20、21ページ、ふるさと納税寄附金では、説明欄記載の皆様から頂戴をしております。合計8,092万円のうち、国際大学応援交流コースが約6,800万円、スペシャルオリンピック分で合計1,037万円となっております。2目指定寄附金では、雪国演芸友の会様は特別支援学校の教育振興のために、株式会社プリンスホテル様からは南魚沼のおいしい湧き水の売り上げ1本につき1円で、平成27年度上半期分を自然環境保全にということでしたものであります。

次の表、17款繰入金は、一般財源の不足分として充当しておりました財政調整基金繰入金1億4,000万円の繰り戻しであります。提案理由でも申し上げましたが、これで当初予算で6億4,000万円とした繰入金は、全額繰り戻しとさせていただきます。

一番下の表、19款諸収入、5項3目の総務雑入では、県の市町村振興協会からの自治振興宝くじ収益金の交付金及び同基金交付金の確定による増額変更であります。3節衛生雑入では、魚沼地域胃集団検診協議会が解散することによる清算配分額204万円ほどの計上であります。5節農林水産業雑入は、説明欄記載のとおり補助金の過年度返還金であります。8節消防雑入は、天王町の県道拡幅工事が延期となったことによる、防火水槽撤去に係る補償料の減額であります。

22、23ページをお願いいたします。20款市債であります。それぞれ事業執行の決算見込みによる精査や、国の補正予算等に伴う追加計上などにより調整をさせていただくものであります。1目合併特例債では、まちづくり建設事業債、地域づくり資金貸し付けともに道路事業流雪溝整備事業、統合中学校、新市立病院整備事業出資金などの精査と、小中学校の非構造部材耐震事業費の追加に係る増額であります。3目土木債の自然災害防止事業債の減額は、庄ノ又川河川災害復旧費の減額に伴うもので、道路橋りょう債は他の財源への振替や財源調

整等に伴う不用見込額の減額であります。4目消防債では緊急防災・減災事業債は、消防団施設改修費と大巻中学校武道場の耐震事業費に係る精査によるものであります。全国防災事業債は小中学校の非構造部材耐震事業の追加に係る増額であります。6目臨時財政対策債は、既決分と発行可能額分の差額分9,000万円を計上するものであります。

以上が歳入の補正内容であります。めくっていただきまして24、25ページ……

○議 長 もう少し簡潔で結構です。

○総務部長 はい、お願いいたします。3の歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項1目一般管理費の行政共通事務費は、コピー機使用の実績と今後の執行状況を考慮した増額であります。次の丸、職員費では総合事務組合退職手当負担金は、給与改定により、職員手当等は国勢調査や評価替事務、給与改定等に伴う増額です。共済費は算定率が下がったことにより、産休等代替職員賃金は臨時職員の減、研修委託料は研修を来年の7月に変更したことによる減額であります。

次の段、6目財産管理費は、南分館事務室等改修のための計上でございます。

7目企画費は、説明欄最初の企画一般経費は、第二次総合計画概要版作成の委託料、次の企画補助・負担金事業は、ふるさと納税寄附金による国際大学支援補助金の計上であります。3番目の丸、地域活動支援事業費の減額は、地域おこし協力隊の居住費、居住改修補助について適当な物件がなかったものであります。4番目の丸、移住・定住促進事業費は、地方創生家族化交付金事業で南魚沼版C C R C構想推進に係る業務委託料の追加でございます。

9目バス運行対策費では説明欄、路線バス運行事業費は、地方バス生活維持路線補助金の確定によるもので、市民バス運行事業費は一部の事業者において、路線バスの実績報告に合わせ、バス年度終了後の報告としたことにより、半期分の減額をするものであります。

一番下の表、3項1目戸籍住民基本台帳費の証明書コンビニ交付事業費は、年額を計上したJ-LISコンビニ交付サービス負担金が、月割りが可能となったことによる減額であります。下の事務委任交付金は、平成27年度、国の補正予算により増額したことによる1,000万円の計上であります。

次のページ26、27ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険対策費の保険基盤安定の2項目はそれぞれ交付額の確定による増減で、人件費は給料改定に伴う調整、出産育児一時金は決算見込みによる減額であります。

2目心身障がい福祉費の自立支援事業費は、透析患者の増加に伴う増額であります。

3目老人福祉費では、介護保険対策費は、決算見込みによる調整。後期高齢者医療対策費は人件費の精査と給与改定との調整による減額でございます。

6目社会福祉援護事業費では、住宅補助制度事業費の歳入でも減額補正をいたしました高齢者・障がい者住宅補助金の実績確定による減額であります。

8目老人ホーム魚沼荘管理運営費では、入所者の欠員による給食業務委託料の決算見込みによる減額であります。

9目臨時福祉給付金事業の臨時福祉給付金事業費は、平成27年度事業費の清算見込みによ

る不用残の減額であります。

次のページ 28、29 ページの説明欄、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費 1 億 9,015 万円は、平成 27 年度、国の補正予算による低年金受給者を支援するための追加計上で、繰越事業となるものであります。

次の表、2 項児童福祉費、1 目子育て支援費の説明欄、学童クラブ施設整備事業費は、北辰クラブ施設の修繕工事費であります。2 番目の丸、子ども医療費助成事業費は、助成単価の上昇による増額、3 番目の丸、子ども・妊産婦医療費助成事業費の子ども医療費助成金は、助成件数、助成単価ともに下がったことによる減額であります。妊産婦医療費助成金は、助成件数の減少のほか、平成 26 年度、国の補正で追加したことによる当初計上分の減額であります。次の不妊治療医療費助成金も平成 26 年度、国の補正予算による追加分で収まったことによる減額であります。

一番下の段、2 目児童措置費の児童手当支給事業費は、実績見込みによる減額。次の母子家庭等対策総合支援事業費は、高等職業訓練促進費への申請がなかったことによる減額であります。

30、31 ページ、3 目児童福祉施設費は、常設保育園管理運営費の歳入で説明をいたしましたが、保育料軽減のための電算システム導入業務委託料の計上で、繰り越しとなるものであります。

次の 4 目子育て世帯臨時特例給付金事業費は、事業費確定による精算で、支給児童数が見込みより少なかったことによる減額であります。

次の表、3 項 1 目生活保護総務費は、補助金精算額が交付決定額と合わなかったことによる、前年度セーフティーネット補助金の返還金であります。

一番下の表、4 款衛生費、1 項 2 目健康診査事業費は、住民健診事業費の健康診査委託料は、各種がん検診委託料の実績による減額であります。次の魚沼地域胃集団検診協議会清算補助金は、協議会解散に伴う胃部検診車分の清算で、売り上げ収入と同額の計上であります。下の丸、基礎健診事業費は、一般基礎健診及び肝炎検査委託料で実績により減額するものであります。

最後の段、3 目予防費は、次のページ 32、33 ページになりますが、事業費の確定による減額であります。

次の段、4 目医療等対策費は説明欄、病院事業対策費で、大和病院及び市民病院への基準外の病院事業会計補助金 3 億 1,000 万円の追加と、市民病院の建物と医療機器分の実績に基づく新市立病院整備事業出資金の増額であります。

2 番目の丸、市立六日町病院事業費は、5 か月間の実績に基づく減額であります。入院運用をしなかったことと、また患者数が見込みの 7 割程度だったことによる 5,830 万円の減額であります。

次のページ 34、35 ページをお願いします。4 款 3 項清掃費、1 目清掃総務費、浄化槽事業対策費は、浄化槽事業費において地方債が対象となったことによる減額であります。



次の段、3項し尿塵芥処理施設費の可燃ごみ処理施設運営費は、蒸気タービンの故障による発電不能に伴う電気料と、ごみ処理業務委託料の増額であります。次の丸、可燃ごみ処理施設整備事業費は、新しいタービンの製造に係る施設修繕工事費 6,000 万円の計上で、繰り越しとなるものであります。

下段の表、6款農林水産業費、1項2目農業振興費では、説明欄最初の丸、農業振興対策補助事業費は、4行目特色ある米づくり拡大支援事業補助金は、前年度補正による繰り越しで対応したことによる減額。その下、2行おきまして中山間地域耕作条件改善事業補助金は、受益者1名追加による増額。その下、担い手確保・経営強化支援事業補助金 2,600 万円は、平成 27 年度、国の補正予算による新規計上で T P P 関連により予算化されたものであります。その下、過年度国県補助金等返還金は、平成 25 年度の農地集積補助金対象の売買契約、売買の解約による返還金であります。そのほかの減額は歳入で申し上げました事業取り下げによるものであります。その下の丸、人・農地プラン推進事業費と農地中間管理事業費は、それぞれ記載事業の実績による減額であります。

4目農地費の土地改良事業費は、城之内川転倒堰油圧シリンダーの追加修繕、施設改修工事費の増額であります。次の丸、農業集落排水事業対策費は、農業集落排水施設管理費の減少による繰出金の減額であります。

一番下の段、5目揚水設備管理費は、西山地域の5つの揚水維持管理組合の揚水施設に係る電気料の不足が見込まれることによる増額であります。

次のページ 36、37 ページ、2項1目林業振興費の分収造林事業費は、現地再調査による保育面積の減と、補助率の減少による委託料の減額であります。2番目の丸、きのこ王国支援事業費は、J A しおざわとの再協議により、ボイラーを減らすことによる補助金の減額であります。

次の表、7款商工費、1項1目商工業振興費は、企業対策事業費の施設改修工事費、P C ネットワーク工事費、事務用備品購入費や、大和庁舎への I T 企業ブース設置のための改修経費であります。その下、商工振興事業補助金は、海外 I T パークの先進地調査、海外 P R イベントの開催、I T 技術フォーラム、文化交流学習会等開催へのこれから発足予定の運営協議会への補助金であります。いずれも地方創生加速化交付金によるものでありますが、ソフト事業を実施することにより、ハード分が補助対象となるものであります。企業立地奨励金は、事業開始の遅れや雇用実績が予定人員に満たなかったことによる減額であります。

2番目の丸、商工業振興補助事業費の 5,000 万円の減額は、民間企業申請の新工場建設に対する交付金が採択にならなかったことによるものであります。

次の2目、観光振興費では、観光振興事業費、観光事業補助金は、コシヒカリ R U N における繰越明許費が不足する分の追加と、地方創生加速化交付金によるインフラツーリズムの広域連携事業に対するコンテンツツーリズム推進協議会補助金であります。2番目の丸、観光施設維持管理費は、越後三山森林公園整備事業の設計業務について、公園への取り付け道路が融雪災害により通行止めとなったことにより、先送りであります。3番目、しゃくなげ

公社管理運営費は、しゃくなげ湖オートキャンプ場の衛生設備の修繕工事が、土砂崩れによりこれも先送りするものであります。

一番下の表、8款土木費、2項2目道路橋りょう維持管理費の道路橋りょう維持補修事業費は、橋りょう修繕工事費及び舗装修繕工事費が不足するため、測量・調査設計委託料、長寿命化委託料等から道路橋りょう工事費に振りかえ、交付金事業の組み替えを行うものであります。

38、39 ページ、3目道路橋りょう除雪事業費は、老朽化する井戸及び消雪パイプの修繕に対応するため、消融雪施設修繕工事費の増額と消融雪施設工事費は、現在、作成中の工事において土質や深度等の変更により増額が必要となり、交付金の振りかえにより対応するものであります。

4目道路橋りょう新設改良費の道路新設改良事業費は、島泉盛寺線改良委託料と十二沢川の2つの橋の架けかえ工事委託料に、不足が生じたことによる道路改良工事費からの組み替えであります。土地購入費は執行残による減額であります。次の街路新設改良事業費は、交付金を有効活用するため除雪費の交付金を振りかえて、樋渡東西線のJR委託料を増額するものと、土地購入費については詳細設計に時間を要したことにより、平成28年度に先送りするものであります。

中央の段、4項2目都市計画事業費の流雪溝整備事業費は、ポンプ場を建設するための地質調査について、十二沢川改修時に実施したデータが代用できることとなったための減額であります。次の公共下水道事業対策費では、公共下水道事業の減少による繰出金の減額であります。

一番下の表、5項住宅費、1目住宅環境整備事業費の克雪住宅事業費は、それぞれ補助金の事業費確定見込みによるもの、同じく、宅地等消雪設備補助金、克雪すまいづくり支援事業補助金、木造住宅耐震改修事業費もそれぞれ実績によるものでございます。

40、41 ページをお願いいたします。9款消防費、1項1目常備消防費、消防設備整備費は天王町の県道拡幅工事が次年度延期となったための減額でございます。

2目非常備消防費は、サイレン吹鳴装置の整備において既存の修繕に変更となり、地方債の対象とならなくなったことによる財源の補正であります。

次の表、10款教育費、1項1目教育委員会費、国際交流及び文化・スポーツ基金は、ふるさと納税寄附金、国際大学応援と交流の推進コースの10%分の計上であります。

3番目の表、2項2目小学校整備費、小学校非構造部材耐震事業費は、国の交付金が採択になったことによる増額分の計上でございます。

一番下の表、3項1目中学校教育運営費これは中学校管理費一般経費は、暖房機の故障が想定より多かったことによる修繕料の不足に伴う増額であります。

中学校整備費の中学校非構造部材耐震事業費は、小学校の整備費同様の増額であります。

42、43 ページ、10款4項1目特別支援学校運営費、特別支援学校教育振興一般経費は、指定寄附による計上であります。

2番目の表、6項社会教育費、2目公民館費でセミナーハウス管理運営費は、塩沢セミナーハウス屋外階段修繕工事費の執行残に伴う減額であります。

3目図書館費、図書館管理運営費は、それぞれ事業費確定見込みによる教育費等負担金及び光熱費負担金の減額であります。

5目文化施設費、塩沢公民館大規模改修事業費は、塩沢公民館建物現況調査委託料の執行残による減額であります。

3番目の表、7項1目保健体育総務費、保健体育一般経費はスペシャルオリンピックスへのふるさと納税寄附金の同額を、スペシャルオリンピックス開催補助金として計上するものであります。10万円の減額は細節名変更のための組み替えであります。

2目体育施設費、県営石打丸山シャンツェ管理費は県からの委託であります。決算見込みに伴う変更増です。

下の表、11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費は、歳入でも説明いたしましたが庄之又川の河川災害復旧工事費において、現場発生材使用による工事費の減額であります。

次のページ44、45ページ、12款公債費は、長期債利子の率が当初予測より下回り、低金利となっていることにより、利子償還金を減額し財源調整をするものであります。

なお、今回は予備費の補正はございませんが、これまでの予備費の充用額は6件で1,830万9,000円であります。主な内容は、市営大崎団地の漏電による入居者の電化製品の補償金これが137万円ほど、可燃ごみ処理施設の蒸気タービンが故障したことにより、発電ができなくなったことによる電気代の増額925万円。補助事業により建設をしました農産加工所取り壊しによる県補助金の返還金111万円ほど。これはあとからJA魚沼みなみから市に返還があります。広域有機センターで使用しているホイールローダーが故障し、急きよ修繕が必要になったことによる583万円などであります。以上が歳出の内容であります。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。第2表 継続費の補正で、平成27年度当初予算で計上いたしました樋渡東西線JR委託事業の年割額の変更で、提案理由で説明をいたしたところでございます。

次の8ページ、9ページ、第3表 繰越明許費補正でございます。これも提案理由で申し上げましたが、事業名で内容がわかりづらいものがありますので補足をさせていただきます。最初の2款1項の行政共通事務費は、公会計資産台帳データ整備委託料です。3款2項の常設保育園管理運営費は、負担軽減に係るシステム改修費、6款1項の農業振興対策補助事業費は、中山間地域、追加となった担い手確保、経営強化支援事業補助金などであります。7款1項の企業対策事業費は、ITパーク整備関連経費、観光振興事業費はインフラツーリズムなどあります。18事業、10億7,968万4,000円を繰越明許として設定するものであります。

次の10ページは、第4表 地方債の補正であります。歳入20款市債のところでも説明をさせていただきますが、各起債対象事業の調整により、3億3,200万円増額し、54億9,570

万円としたいものであります。

1 ページに戻っていただきまして、以上説明申し上げました内容によりまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 363 億 4,289 万 2,000 円とさせていただきたいものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。なお、質疑にあたっては、ページ数を明示して、簡潔にお願いしたいと思います。

4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 25 ページをちょっとお願いしたいと思います。2 点ほどですが、地域活動支援事業これがマイナス 100 万円という形になっています。ここで地域おこし協力隊が辻又地区へおかげさまで 2 名配属になりました。その中でやはり拠点としてその地域に居住した中で活動をするというのが、ベストなわけですが、たまたまいい物件とかがなかったり、そしてここへあげられた 100 万円という金額が示されていますが、この 100 万円というのはちょっと非常に低いと感じているので、これで上限が 100 万円なのか、それとも施設を改修したのに対して何%とか、またもうちょっと上の金額を事業費としてあげられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

2 点目ですがそのすぐ下、移住・定住促進事業費であります。各種業務委託料とあがっていますが、やはり主な委託で大きいものについてはどのような形で委託されているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 点目の地域活動支援事業のほうですけれども、これは上限が決まっております。そういう意味では予算上は最大限あげているという状況です。これ以上、乗せますと一般財源のほうで処理するというような形になるわけです。実際に辻又の状況もわかっておりますけれども、ちょっとこれ以上の上限を超えての予算化というのは、今のところは予定していないというところでございます。

2 点目でございますけれどもこれにつきましては、CCRC の基本構想は策定いたしましたけれども、基本計画の策定業務等になります。それから今後、ターゲットを絞り込んだ中で、お試し居住等も引き続き実施することになりますけれども、その内容を予定しているところでございます。大まかな積算は当然してございますけれども、今この場での答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 多くてすみませんが、4 点お願いします。15 ページです。中段の市立六日町病院の診療収入窓口分というところですけども、マイナス 7,900 万円ということで、私の集計違いかもしれませんが、当初 8,500 万円からずっと増えて、この直前までは 9,700 万円ぐらいの予算だったのですけれども、ここで 7,900 万円減額になりますと、1,800 万円が残りということになると思うのです。こういう実績であればこれはこれでまた仕方がないのですけれども、いろいろ予算処置からすると非常に大きい減額という流れになっているの

ですが、ここら辺をもうちょっと説明をいただきたい。

19 ページです。土地売却収入で農業共済の事務所の、公売の不調によるということですが、今後どのようなことで考えているのかというところだけお願いします。

25 ページ、今ほどの説明の移住・定住促進事業費の各種業務委託契約です。基本計画策定業務ということで詳細はちょっとご勘弁いただきたいということなので、詳細まではじゃあ聞けないわけですが、ただ、私がちょっと心配なのは、この間の業者の提案の説明を傍聴させていただきまして、どうも基本計画を市で進めるには、なかなかこう足並みがそろっていないというか、というような部分を私は個人的には感じたわけです。ここで基本計画を市のほうで策定するとなると、あっちはあっち、こっちはこっちというそういうふうなことになってしまわないかというようなところがちょっと私は感じられたので、そこら辺の調整はうまくいっているのかというところを、細かいことはいいですのでお聞かせいただきたい。

もう1点だけ、じゃあ29 ページです。一番下に母子家庭等対策総合支援事業がありますけれども、これは前にも聞いたところですが、国はひとり親の就業支援というのに力を入れているわりには、本市においてはなかなか予算がうまく執行されないという部分。これの話を聞きますと、申請がなかったというところですが、これはPRが足りないのか、もしくはもうメニュー方式でひとり親といいますか母子家庭の方々が求めているのと mismatch なのか。Mismatch のことであれば、何とかこの方々が求めているような就労支援みたいな形に持っていけないかというところを——これで予算がゼロですからね、ほとんど。20 万円かそこらが残っていますけれども、ゼロですから、そこら辺の考え方のちょっと多くてすみませんが4点をお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の市立六日町病院の窓口収入が大幅に減額されているということで、確かに当初予算、それから補正もあげまして、最終的には7,900 万円ほど減額になっています。当初の見込みとしましては、診療の総額、患者数と平均単価、それは各科ごとに算定をして見込みますけれども、その中で単純に窓口と保険分を3割と7割というふうに計算しておりました。実際には病院においでになる方は、3割負担の方ばかりではなくて、後期高齢者の方は1割負担、それからあとは生活保護の方も何名かいらっしゃいますし、自費診療ではなくて全額ある制度から出されるという方もおりますので、そういった意味での割合が全然、当初の見込みと違って、低かったという結果によるものです。

トータル的には窓口分と保険分を合わせまして、若干、先ほどの説明ですが、患者数が7割から8割ぐらいに減っているということの反面、人工透析によって診療単価が上がりますので、そんなに収入自体は落ちがなかったということで考えております。

それから、4番目の職業訓練ですが、やはりこれも該当が看護師とか介護福祉士とか保健師とかそういったもので限定されている部分がありますので、なかなかそれに該当される方がいないというようなことがあります。今年度につきましては、2か月分の20万円と

いうことに結果的になってしまったのですが、それ以前の方はもうその支援が終わって就職されている方もいます。今後の問題になってきますけれども、人材が足りないということの中では、やはり私どものPR、掘り起こしが必要ではないかというように思っておりますので、今後そのような形で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 19ページの土地売払収入の旧農業共済組合の建物の件でございます。ちょっと今、公売に出して売れなかったということで、方向を変えさせていただきまして塩沢庁舎に、今、郵政郵便事業株式会社の配送センターが入っておりますが、大分老朽化も進んでおりますので、ここの移転先としてどうかという交渉をちょっとさせていただきまして、それがだめならちょっと金額を調整して再度、公売にかけたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 3点目の移住・定住関係の事業でございます。先日の推進協議会のほうで発表いただきました事業者のご提案、これはあくまでも任意で提出をいただいたものでございます。席上でも説明申し上げましたとおりで、市のほうがCCRCの基本構想を立ち上げる前に、提案をいただいたものをそのままという形になります。したがって、今後あれを、要素としましては参考にさせていただきますが、施設の整備場所も含めまして具体的にこれから詰めていく必要があるという段階でございます。したがって、あのご提案がそのまま、それをもとに基本計画のほうへ流れていくというようなことを当方も考えてはおりませんし、その前提で事業者の皆さんからもご説明をお願いしたところでございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 じゃあ2点だけお願いします。まず、最初に答弁いただいた母子家庭のところですけども、内容はわかりました。ただ、毎回こうなので、例えばもうメニューが、がちがちに決まっていて——今後、ひとり親の方々から求められるような就業支援になるような、そういうふうな取り組みが市単位で、独自の考え方で発展していけるのかということだけ、追加でちょっとお願いしたいと思います。

CCRCの関係ですけども、ここまでこの補正の中で話をしているのかということもありますが、今、話の答弁を聞いてみますと、実はますますちょっと不安になります。というのは、いつか、この事業というのは事業者がここに加わってやらなければならない。しなければ、市がやるわけじゃないですから。ですので、事業者と一緒にこれはもう基本計画みたいなものを立てていかないと、といいますか、現実的なものを立てていかないと、金だけ投入するのだけれども、じゃあ、これで基本計画ですよ。だけれども、事業者はやっぱりつきませんよでは、それはやっぱり困るわけですね。そこら辺の調整がどうなるのかというところ。ここでこれだけのお金がまた補正になるわけですので、もうちょっとお話しできるところがあったらお願いしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 母子家庭等の対策の関係ですけれども、やはり私どももニーズをちょっと調査しながら、本当に——これは県のほうも、できるだけ父子家庭のほうも新規に加えるというようなことで、徐々に制度を変えながら、多くの皆さんが利用できるような制度にしつつありますが、それで不十分な部分はまだここにあるというふうに認識しておりますので、市の単独助成も含めてニーズを調査しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 ご心配される点はよくわかります。ただ、実はあの事業者の方から発表いただいた資料の中ですけれども、一部空白の部分があったわけでございます。実際には事業者の皆さんは、資金計画まで含めて全てあそこの資料の中にはございました。それを見る限り、今後そういう部分も公表をさせていただくようになると思いますけれども、私どもでしっかりとしたニーズを把握しながら、何用の施設をどのぐらいの部屋数、そういったことで詰めて基本計画を立てれば、事業者の皆さんが出てこないという状況はまずないのだろうなという認識を持っているところです。

したがって、これから市が求めます基本構想に基づきまして、詳細な事業の基本計画というのを立てるわけですが、その段階では事業者が必ず出てくるようなものが出来上がるというふうに考えております。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 C C R C 関連が出たので、そこから私もちょっと。今の企画政策課長の説明は、それはそれでわかったのですが、ただ一説によりますと10月ごろからその資料が出ていたというふうに私は聞いているわけです。業者さんからの提案があったという中で、その中で事業主体は民間にお任せするA社とかB社とか、全然違う会社にお任せするというふうな話の中で、2社とも市で事業をしていくというふうな計画だったわけです。私は一番肝心の点でさえ、打ち合わせがなっていないのはなぜなのか、というふうに話し合いがされてなかったというのは私は非常に疑問なので、ちゃんと市の考えていることが伝わっていないのじゃないのかなって思います。

その中で市長だって同じように手を挙げて、事業主体は市になっているけれど的なことを、私は言ったと思いますので、うまく連携がなっていない。本当に私は聞けば聞くほど、全くこう、説明を受けるとその瞬間はうんって思うけれども、でも、ちょっとするとそのところがぼろっとはがれていって、その都度その都度ごまかしていないかというふうに、本当に最近すごく不信感を抱いているのです。その一番肝心なところが、わけがわかりません。よろしく願います。

あとそれともう1点、本当にちょっとここに細くないのですが、おおざっぱなことでもよっと言わせていただきますけれども、今、いろいろな市の政策がこういうふうにこの中にあるわけです。歳出全般のことで、いろいろな事業をやっているわけですけれども、市のホ

ホームページの切りかえをやっています。それが3月1日に変わりますよ、だけれども、2月もう二十何日の段階で変わっているわけです。私が知りたいことを検索しても、ホームページは3月1日から利用するので、それまでは検索できませんみたいになっている。私はね、中には2月29日に申し込み締め切りという、そういうのもあるわけですよ。だけれども、その情報までいかないとかそういうこともあるのです。これは全般にかかわることだと思いますが——結果としていいホームページだと思うのですよ。でも、3月1日から切りかわるのだったら、3月1日まで前のそんな適当な、全然検索したいことが出てこないのをやるのだったら、3月1日までしっかり旧ホームページでやって、3月1日からばちっと切りかわることをすることが筋ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 前段のほうでありますけれども、私もあのときというか出されたときから、ちょっと我々が話をしているのと違うのではないかという話をしてあるのです。しかし、その方は、ごく当初にC C R Cという話を伺ったときに、もう最初に提案の図面からみんな持ってきていたのです。それをいちいち変更するのも何だから、今回はこれで出しましたと、それだけです。

ですから、業者の方は全く自分たちでも意識をして、市が事業主体でないことはよくわかっている。しかもそれを出したということです。ただ、ああいう形ですね、こういうふうになら、居住地はつくりたいとか、こういうところにこういうことを整備したいとか、その形を示しただけであります。ですから、2社しかなかったわけですが、まだ、今、課長が話しましたとおり、あれこれといいますが複数社から具体的に、例えば今度は位置が、場所がまだわからないわけです。場所が、正式にここにしようという、それらをなるべく早く我々が提示した中で、今度は具体的な分が——当然あのとき出した皆さん方も、それに基づいてまた新たな提案が出てくるということでもあります。

あれは姿がこういう形でしょうか、こういうことでしょうか、こういうことですよ、我々はこういう形で考えていますよという部分でありますので、参考までにというところでありたいです。そういうふうにご理解いただきたいと思っております。嘘も何も言っておりませんし、こころろ説明も変わっておりません。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 市のウェブサイトの切りかえに関してですけれども、ご不便をかけて大変申しわけございません。5年に一度のコンピューターのシステムの切りかえの年ということで、おっしゃるとおり3月1日からの切りかえということで作業を進めてまいりました。

ただ、どうしても新しいシステムに切りかわるということで、その日いきなり切りかえをして全く不具合が生じるという可能性もあります。業者にお願いをしまして、なるべく早く切りかえをやって、その状態でよければそのまま走りますし、それでだめな場合は旧システムをまた生かして、再度、新しいものを直していくということで、実は2月26日18時30分



ごろから今の新しいシステムのほうに切りかえをさせていただきました。ただ、さすがに100%というわけにはいきませんで、現在、各部署のほうから精査をしていただいている。恐らく議員のおっしゃったのは、関連するファイルなりがひもづけられていないという状況だと思いますけれども、こういったものがないかどうかを今現在精査をしている。ただ、おおむねシステムとしては機能が果たされているというのを確認して、新しいページに既に切りかえをさせていただいたということで、ご了解をお願いしたいと思います。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ホームページのほうからいきます。3月1日からホームページリニューアルに伴い、と書いてあるわけです。それであれば移行期間中なのでは、そういうのも重要じゃないのですかと思うのです。要は新しいのは欠陥じゃないのと、見るほうは見てしまいますし、移行期間があるのでなるべく前からやるんだったら、それはそれでいいと思います。もうちょっとうまくやったほうがいいのじゃないのかな、というような思いがあります。

あと、移住・定住促進ですけれども、資料が、でも一番根本じゃないんですか。事業主体が市か市じゃないかなんていうのは一番の根本的なところだし、議員の中からも複数名の方から事業化の事業主体というのは本当にいるかという声があるわけです。そういう中で疑問があるにもかかわらず、市の資料、市がやる資料で出てきた。また時間の無駄ですよ、はっきり言って。じゃあ、10月ごろに出してきたのは何だったのかというふうな話ですよ。10月からこの間の1月20日だか二十何日まで、その期間がもったいないわけです。で、また新たなのをつくるんだったら、またもったいないわけです。私はどう考えても、あれはもう市が事業主体になるべきというふうに捉えますよ。

あともう1個、キャピタルさんのほうだって1つは1つでゼネコンさん、もう1つのほうは一括借り上げにしますよ的な形ですよ。本当に根本からして全然わからないです。せっかく出してくれた2社さんは、市としっかりと連携をしているのでああいうのが出てきたのかなというふうな思いがあるけれども、でもちゃんとそのケアとか、市で考えていることはこれではないのだから、こういうのじゃないのを出してきてよという形で言えばいいのに、何で出てこないのか。私はさっきの説明を聞いてもわかりません。

○議 長 市長。

○市 長 何か勘違いをしているようですけれども、市が事業主体ということはどこの業者も言うておりません。事業の中でこのことを市にやってもらいたい、ここは市がやるべきだということを言ったわけです。高齢者の部分の例えばこれは市でやってもらいます。いわゆるサ高的な住宅ですね。あれは市がやるべきで、我々はこうだと、そういうことになっているわけです。事業主体が市だなんていうことは、どこの事業者も言うていません。我々はインフラは、場所によっては市でそれはやらなければなりません、あとは、一切、市が関係しない部分は——関係しないという言い方は悪い——公共施設の以外のものは、これは事業者がやるべきですよ、それが本当のCCRCですということをずっと言っていました。

ですから、事業主体が市だなんていうことは誰も考えていません。ただ、その施設の中の

この部分を市がやってくれれば我々もこうしますよという、そういう提案をしたわけです。だから、それは違いますよという話をしたら、さっき言ったように、それは後からわかったけれども、前に書いた図面と計画書ですから、形としてこういうものがあるだろうということを出しただけです。

ですから、別にあそこで我々もそれを採択しようとか、あれを基本にして選ぼう何ていうことを言っているわけではなくて、姿としてはこういう部分ですよということが、皆さんでようやくおわかりいただいた。これから具体的にさっき言ったように、条件を詰めますからそれに沿ったまた提案が出てくると、そういうことです。その中から選定をしていく。

そして平成 28 年のうちには何とか事業に着手をしていこうと、こういう予定ですので、ちょっと誤解的な部分があります。あなたは首を振っていても、私のほうが誤解をしているのかもしれませんが、そういうことですから全くご心配なさらずにどうぞ。

○議 長 現在、補正予算の部分で、この部分に極力限って質疑をしてください。

22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 資料に出てきたものは、事業主体が大成建設のやつは市になっていませんでしたか。日立キャピタルのほうは、市が建てて日立キャピタルで借り受けしますという資料だったと思うのですが、私の認識が間違えているのか、どうなのか。もう根本的に違っていませんか。事業主体というのをその都度、その都度こうなんか……。私は事業主体というのが、では悪いんだったら、建物を建てるのを大成建設さんは市で建てる計画だったわけです。日立キャピタルさんは、建物を建てるのは市の計画だったわけです。それを借り受けるという計画だったわけですね。そこを言っているのに、言葉でごまかされているような気がして、本当に私はわけがわかりませんが、このところをもし答弁があつて何かありましたら、誰か助けていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 どういうふうに議員がお受け取りをしたかそれは別にいたしまして、私は市が事業主体でやるということは1つも言っていないし、ですから、あの事業を採択するというにはなり得ないわけでありまして、まして我々が住宅を建てて、それをキャピタルさんが借りてなんていうことは、今のところ全く考えていませんから。

前から言っていますとおり、まだ、いろいろの部分からこれからまた提案が出るわけですから。そして、その提案に基づいてどういう形が一番いいのかということを、協議会の中で選定していくわけです。何かあたかも市が事業主体になることが決まっているというような雰囲気を取られますけれども、全くそういうことはありませんので、もっと冷静に考えて、心配ございません。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の 25 ページ、そのページでは 2 か所になります。今の C C R C の問題について、私は事業主体というのは常に市ではないという話は聞いていましたが、そうでないものをあそこで公表したということ自体が間違いですよ。私が一番あのときに心配したの

は、やる場所がわからないからぼやとした計画になっています。ですから、もう市長は平成 28 年度中に着工ぐらいの話をしていたわけでありますので、そうすると、どこで——インフラ整備は市はそこだけですよという条件があれば、本当にここで何を売ろうか、どういう計画を中に立てようかというのは、これは事業者がやることなのです。そうすることによって採算を見越したり、あるいは余剰な資金をそこに投入できるわけです。

そういうことが、どうも企画課がわざわざ使いをもらって我々に行くわけですが、今、そんなのは要するに 1 つの資料としても見ないのだというような話までするのを、なぜあの時点で公表するのかというあたりが、私は不思議だなというふうに思いましたので、その辺をもう一度お聞きしておきたいと思います。場所についてが一番問題だというふうに私は考えています。

それから、その下の市民バスを 1 年間やられてですが、新年度予算もなる中でいろいろな要望、改善事項が出ていると思うのです。そういうものがなかなか表に出てこないというような気がしていますが、どういった問題をこれから解決していかなければならないというふうに考えているのか。その点、なぜこういう予算が法外に余っているというあたりからひとつ推してお願いをしたいと思います。

次が先ほどの中でも午前中にありましたけれども、35 ページ、可燃ごみ処理施設の 6,000 万円です。これはタービンの取りかえということだというふうに報告をいただいていますけれども、この責任上からして、一応予算に上げるけれども繰越明許をして、9 月完成を目指して、それまでに交渉をすると、こういう内容なのか。その辺をひとつ明快にお聞きしたい。なぜならば、基本的な構造部分ということについて、11 年経過した品物でこれは当たり前という考え方で予算化したのかどうかということをお聞きしたいわけです。要するに市が全額持つとこういうことですよね。

○議 長 市長。

○市 長 CCRC につきまして、今、議員がおっしゃったように場所がまだ決まっていなかったりする、国際大学の敷地内だとか、あるいはワイナリーの近辺だとか、基幹病院の周辺だとか。そういうことがまだ決まっていなくて、CCRC という形。私が前から言っています、個別の住宅がいいとか、あるいは集合住宅がいいとか。そして、どういう景観的にどういう施設を配備するとか、そういうことをあの皆さん方には書いて出していただいたわけです。

その中で、あの皆さんは、この部分は市がしてくださいよということをやっていたわけです。ですから、それはちょっと違いますよという話をしているだけで、別に何の——それを示して皆さん方が無駄になったなんていうことは全くないわけです。例えば大成さんは、市がやる、やらないという部分は別にしまして、ああいう集合住宅的なことを考えているんだなと——その時点はですよ。そういうことがおわかりいただけたと思うのです。そういうことだけです。

これから、場所が決定していきますと、いつも申し上げておりますように、インフラ部分

ですね。それから、例えば提案によっては、その中に例えば市の施設。今の例えば公民館部分をここへ一緒にやりたいとか、例えばですよ。あるいは医療部分をここでやりたいとか、そういう部分も出てくるかもわかりません。そういうことになれば、それは当然その部分は市がやるべきことはやっていくということですが、今はまだそういうことではありません。なるべく早く3月24日だったか——ぐらいまでには、市のほうとして、この位置という部分を出せればと思っております。今ちょっと検討中でありまして、ですので、それから一気に具体的に進んでいくものだというふうに思っておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたい。

それから、市民バスですけれども、詳しいことは必要であれば担当部長が説明しますけれども、公共交通協議会ですか、ここにやっぱり協議の中に出ておりますように、改善をしていただきたい点、検討をするけれどもこれちょっと道路交通法上できないとか、新しい年度からこういうふうに改善していきたいという、そういう部分は出ています。出ていますが、まだ協議会の中でありまして、3月にもう1回やるのかな……（何事か叫ぶ者あり）そこで大体皆さんからご了解をいただいて、決定をしていくようになります。これはもう実績でしかありませんので、こういうふうに減額であったということでありまして、よろしく願いいたします。

それから、最後のその6,000万円ですけれども、ごみのタービンです。これは部長もさっき申しあげましたように、補償問題が絡みますが、今ここでこれを放っておくわけにはいきませんので、とりあえず市としてこういう形を取らせていただくということでありまして。これは当然、我々が請求すべき点は、きちんと請求していかなければならないということでありまして。ですので、もう市が直してそれで終わりだよということにはなり得ないと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 減額のほうですけれども、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、バスの年度というのは10月1日から翌年の9月末までがバス年度となっております。ですので、平成27年度の予算につきましては、バス年度でいいますと平成27年度の後期が前半で、平成28年度予算というのが平成27年度の10月から翌年の3月末なのです。1社以外の業者さんは、半年ごとに請求をなさいますが、1社につきましては1年を通じて請求をするということが社の方針ということですので、私どもは予算は持っておりますけれども、平成28年度のバス年度分、平成27年度後半分ですが、それは翌年度、請求をするということで1,700万円を減額するものでございます。

あと、要望のほうですけれども、市長が言ったとおりです。ただ、コースが変わらずにここにバス停が1つできると生活上ありがたい、というような例えば商業施設があって、そこにとまるというようなことにつきましては、そのバス路線の中で周知をして、今もとめるような状況で改善はさせていただいております。大幅にコースが変わるとか、そういうものについては、当然、協議会のほうの承認が必要ですので、継続という形をとらせていただい

おります。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 CCR Cについては、やっぱり場所は一番大切なところだと思います。それも事業者サイドでここでは無理だろうというようなところではないわけですね。そこが問題なのです。何でこんなへんぴなところだと。もっと交通の便がいいところがいいとか、あるいはその周辺部がいいとか。それはいろいろ構想でそこは出る問題でありまして、それが主催者の売りになるのです。そこを限定するものではないなんていう話だと、また話がおかしくなってまた振り出しに戻ってしまうわけですから。もう国際大学と強調する中ではここということに決められたということであれば、それが1つの提案になる。あとは市が所有している部分とかそういう問題だと思うので、そこが定まっていないなという感じはひとつ否めない事実かなというふうに思いますので、今後の課題ではないかと——早急の課題だと思います。

あと、次の市民バスの問題については、協議会、協議会と言いますけれども、協議会で何をしているかは我々は全然わからないということでもありますので、やっぱりそういうのもやはりある程度、公表というのにも必要になっていくなど。例えば議会ぐらいには示しておいたほうがいいのではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

それから、タービンの問題ですが、実際ここに担当課長がいますので、大体契約というのはどういうふうになっているのか。そこからが一番——今、市長が主張できるという言い方をしましたけれども、今までの事例からしてみても、いろいろ爆発事故もあったのか私はわかりませんが、死傷事故があったとかという話もあるようなことですので、そういった経験、過去を踏まえて、まあ6,000万円はしょうがないのだろうなというような感覚なのか、その辺ひとつ。なかなかこういう事例が今まで表面化してきたことがないと思うのです。そういった中でどういうふうな考え方をされているのか、法律的な部分を教えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 CCR Cについてはそのとおりでありまして、場所が本当に両者ともその思惑がある程度一致しなければ、我々はここがいいと思うけれども、事業者の方はとってそんなところじゃだめだというところが出るのかもわかりませんので、その辺はきちんとある程度やっぱり、意向もある意味、個々に伺うということではなくて、全体的な中で考慮しながらきちんとやっていかなければならないと思っております。

それから、公共交通協議会、いちいち教えろといったってそれは無理だという話を、その路線バスのコースを決定するときも申し上げたとおりであります。決定した事項これはもう当然、公表します。例えば今やっている部分が大きく変われば、それはそれを実行する前に議会の皆さんに説明しますが、開かれたたびごとのことを全部教えろなんて言われたってそれはだめだということを、何度か私のほうから申し上げているのです。それはご理解いただかないと、全てのその委員会や協議会のことを全部、議会に報告しろなんていう話になるが

これはだめですよ。それはわかってください。

どういう思いがあるかということはよくわかりますけれども、そういう公的な機関できちんとやるわけですから、どうかひとつそれはご理解いただいて、それを隠しておくなんていうことはしません。全部、公開でやりますし皆さんにご報告しますけれども、その都度、その都度のことを報告しろというのは、ちょっとこれは無理と、それだけご理解いただきたいと思っております。

それからタービンのほうです。これは 6,000 万円という部分が、前の爆発事故がどうであった、こうであったということではなくて、今実際、修繕するにはこのくらいかかると、そのことをあげただけでありまして、過去のことを考慮したとかというそういうことではこれはありません。ですので、これはこれといたしまして、この修繕あるいはこれから出てくる電気代ですね、この部分も含めてさっき部長が申し上げたとおりでありまして、きちんと交渉していかなければならないというふうに思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 バスの協議会につきましては、議会の報告は市長の答弁のとおりです。ただ、協議会の内容につきましては公表することになっておりますので、ホームページのほうに議事録、それとそのときの資料が掲載されておりますので、都市計画課のほうからごらんになっていただければと思います。以上です。

○議 長 あと、質疑を予定されている方、ちょっと挙手をお願いできますか。

〔挙手あり〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を 3 時 35 分といたします。

〔午後 3 時 18 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 3 時 35 分〕

○議 長 第 1 号議案の質疑を続行いたします。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 みんな質疑が終わりましたものですから、1 問だけ軽いのをお願いいたします。31 ページになりますが、最下段の基礎健診の事業費ですが、平成 27 年度は六日町地区の基礎健診が市民会館ということに統合されたわけでありまして、この間であれでしょうかね、その受診率、六日町総体でもそうですし、4 地区あるわけでありまして、この辺の変化あるいはそういう変遷があったかどうかをひとつ確認させてください。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この基礎健診事業費といいますのは、実際に私ども特定健診を市でやっておりますけれども、特定健診本体につきましては国保会計のほうで支出しております。この一般会計で支出する基礎健診事業費につきましては、それ以外の若年健診、それから生保の方、資格を持っていない方がこれに該当します。

平成 27 年度の特定健診の受診率につきましては、議員ご指摘のように六日町地域の城内、

五十沢、大巻を市民会館に統合したということで、受診者の減少が心配されたというところですが、結果的にはほとんどの地域で受診者は増えております。国保の加入者が総体的に減っている中ではありますけれども、中には受診者数が減っているところがありますが、受診率としてはほとんどのところで増えているという結果になっております。

まだこれ、ドックも含めた最終的な受診率が出ておりませんが、昨年に比べて1.9%、総体的な受診率は増えているということでご報告申し上げます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずは今定例会の冒頭で市長の陳謝があった部分ですけれども、総務費、職員費ですから25ページの職員費に関連してであります。この当日ですね、9月7日。新聞報道によれば缶チューハイを3本飲んで課に来たという話ですから、そうしますと相当アルコール臭かったはずであります。そうすると、担当課のほうではそういう状況を見て、どのような対応をしたのかという部分をまずお聞きしてみたい。それを見て、翌日から勤務についてはどういうふうにするかということは、即断で多分あったらと思うんですけど、そこら辺が勤務を続けたということでありましたので、どうしてそういう判断なのかなということと。

もう1つは平成28年2月18日に懲戒免職というわけであります。9月7日からの給与については支払っているという、多分そうであろうと思います。簡易裁判所からの略式命令が1月6日に出たというわけでありましたから、そうするとこの間、処遇についてはですよー本来なら酒気帯びでハンドルを握ったという時点で、もう完全にこれはだめではないかという判断をするべきであったのではないかなと思いますので、そこら辺をちょっとお伺いいたします。

それから、37ページの観光振興のコンテンツツーリズム120万円ですけれども、越後三山のほうでインフラツーリズムということで仕掛けようという部分ですけれども、120万円という金額で、一体何をどう仕掛けるのかなという部分がちょっと気になるのでありますのでお聞かせを願いたい。

もう1点は39ページの樋渡東西線のJR委託9,200万円に関してであります。この部分については総務部長のほうで除雪費の一部を振りかえて増額をするという部分がありました。ありましたよね、そういう説明が。そうすると、聞き間違いでなければですけども、除雪を請け負っている業者は、非常に仕事なくなっているということで、待機している若者についても、仕事に出るまでにひょっとしたら短期間、解雇という部分も出てくるとありました。これは今度、こういう手法を市がやったとするのであれば、国や県に対してこの除雪の一部を、川の浚渫でありますよね。昨年度も結構やっていただきましたけれども、一部で大体終わっているという部分が見ている。この部分について国や県のほうで除雪費を浚渫という部分に回してもらえないかというところは、ちょっと協議をするべきではないかなというふうに思っておりますけれども。以上3点を続けてお伺いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長　今回の飲酒運転の件についてお答えいたします。まず、当日9月7日の状況ですけれども、本人が警察のほうから酒気帯びの検査を受けたのが11時26分くらいということで、そのまま警察のほうに移動しまして、午後は事情聴取を受けたということでございます。

ですので、そのまま夕方まで事情聴取された後に、一旦自宅に帰ることを許されたということで逮捕に至っておりませんでした。その後の取り調べについては、警察との間でかなり時間をかけてやっていたというような状況がございます。職場のほうは夕方、警察のほうから状況の報告が担当課長のほうにありまして、担当課長のほうから部長、副市長のほうへ報告をしております。ですので、職場の所属長のほうが本人と面談をしたのが翌日ということで、そのときの当日のアルコール臭等の確認は、ちょっと現場のほうではできていなかったということでございます。

それで、かなり捜査が長引いていたというような状況がございまして、結果的に12月25日に検察の処分が確定して、1月6日に裁判所の略式命令という形になりました。私どものほうでは懲戒審査委員会を12月、それから1月に開いて、内容の審議をしていただいたのですけれども、その中で裁判の記録を十分確認をして、判断をするというような方向が出ました。その確認が2月10日に可能になったということで、それを確認した上での速やかに処分を下したというような状況でございます。以上です。

○議　　長　　産業振興部長。

○産業振興部長　2番目のコンテンツツーリズムの関係でございますけれども、インフラツーリズムということで、最近、非常に公共施設等々をめぐる、いろいろなそういった商品が人気があるというようなことです。これは魚沼市、それから湯沢町と連携をしまして、そういったダム等のインフラの観光といいますか、そういったものを連携してやっていこうということで、一応、幹事の自治体としては長岡市さんがなりまして、地方創生の加速化交付金を利用させていただいて、そういったインフラツーリズムの広域連携事業をやっていこうという計画になっております。以上です。

○議　　長　　建設部長。

○建設部長　除雪費と樋渡東西線の関係ですけれども、社会資本整備総合交付金という事業でどちらもやっております。除雪費につきましては、雪寒路線が該当になります。毎年、雪寒路線での除雪を考えますと3億5,000万円ほどの補助金をいただけるのですけれども、ことしの状況からするとそれを使うまでの除雪時間にならないということです。その使えない部分について、たまたまパッケージというのがありまして、どこでもではないのですけれども、グループごとにお金を融通できますので、その中にあります樋渡東西線のほうに回らせていただいたというものでございます。以上です。

○議　　長　　16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　職員の処遇についてですけれども、要は警察の取り締まりを受けたわけですから、その時点でアルコールを酒気帯び、飲んだ。アルコールを飲んでいてハンドルを握



ってしまったわけです。このこと時点で、私は非常に問題ではないかということで、もうすぐに解決すべき問題ではなかったかというふうに思っているわけです。だから、そこら辺についての考え方ですね。消防の職員のほうで若干あったという時点のときにもありましたけれども、アルコールに対して非常に神経質にならなければならないということで、深酒をした場合でも翌日——朝ですよ。アルコールの検出をして、大丈夫なのか、それを確かめて職場に来なさいということを職員に徹底してあったわけです。そういうことが守られなかったということになると、これは非常に大問題ではないかというふうに私は思っています。それで、もう酒を飲んでハンドルを握ってしまったということについて、どうするんだという部分をお聞きしたい。

もう1点は、給料の面であります。確かに略式命令が出るまでの間、給料は多分出ていたのでありましょう。ですけれども、これについても民間からすれば、そういうので通るのかという部分もあります。そうすると、やっぱりアルコールを入れてハンドルを握ってしまったことはどういうことなのだというのを、市がやっぱり示すべきではないかと私は思っているのですけれども、そこら辺をちょっとお伺いしてみたいと思います。

インフラツーリズムについては、長岡市さんが幹事ということで、連携をしながらやろうと。奥只見に関係するについてもいろいろ出てきているという動きの中で、非常にいいことではあるのですけれども、じゃあこれが全体としてどういうことをするんだと。それについてこれだけの費用がかかる。そのうちとして、南魚沼市さんは120万円負担をお願いしますよという形で予算づけされたのではないような気がしたものですから。ただ、何となく南魚沼市さんは幾ら出せますかと、120万円ですというような形でやっていったとするならば、コンテンツツーリズムとして例の人形から始まって、ヒットしたというのがなかなかできてこない。というところは、やっぱり下のほうから、やろうとしている人たちがみずから、こういう事業を仕掛けていくのだと。そのために、南魚沼市ではこれだけのお金がかかると、だから、市のほうとしてこれだけ応援してくれないかというようなのが出てこなければ、なかなか効果は出ないんじゃないかなと思います。そこら辺の民間の動きをちょっとお知らせ願いたい。

除雪については要するに国や県に対して、この除雪の一部を浚渫ということに回してもらえないかというような、そういう要望を出す気があるのかどうか。だめだったらだめでいいんですよ。ですけれども、もう3月の半ばには多分、雪自体はかなり消えていますよ。水もそろっと増え始める可能性があります。であれば、早めに仕掛けて、もしも予算が回るのであれば、浚渫のほうをやっていただきたいというような、これは、ずっと地元のお願いも出ていると思いますけれども、毎年、毎年、予算が少ないということでならなかったわけです。これが除雪費の一部をそういうことで振り分けるというのが、もし可能であるとするならば、これはだめでもいいのですけれども、やっぱり私は要望を出すべきだと思いますが、お考えを伺っておきます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 酒気帯び運転の判断の件ですけれども、処分の状況としましては、酒気帯び運転だけですと減給あるいは停職。今回は物損も絡んでおりますし、それから措置義務違反と、看板に接触してそのまま立ち去ったというような状況もありました。その詳しい状況を確認したかったということと、それから本人が当日の深夜3時くらいまで飲酒をしていたというような報告をいただいているのです。その状況ではそれほど多分、アルコール度数がお昼の段階であれば出なかったのではないかとというようなところで、その辺の判断をきちんとしないと、その状況ですと免職から減給まで3段階のうちのどれかを判断するという形になりますので、非常にシビアな問題になります。

ですので、早急にそれまでの未確認情報だけで早急な判断をしてしまいますと、後でその判断が違っていたというような事態も想定されましたので、最悪、免職になるというようなことになれば、これは慎重に取り扱わなければいけないということで、今回まで裁判の記録を確認するまで、延ばさざるを得なかったというふうな状況でございます。それから、規定上、最終的な確定が出るまでは、勤務上の給与という部分は支払わなければならないという形でございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 インフラツーリズムの関係でございますけれども、これは広域連携事業ということでの交付金事業ということがまず1点でございます。それから、なかなか市内だけでそういったインフラ部分での商品造成と申しますか、誘客を図るための商品というのはなかなかできない。魚沼市さんあたりでは、もうダム観光みたいなことでいろいろ何か所かをめぐると申すようなことで先鞭をつけてやっておりますし、湯沢町もご承知のようにそういったダムとかいろいろなものがございます。

そういった中で、こういった国の広域連携事業があるということで、ぜひ、市もそこに入った中で連携して、1つの自治体ではなかなかできない部分を、商品造成していこうということで決定しております。今後またその詳しい商品造成の内容については、詰めていくということになるかと思っております。なかなか単独ではできない部分を広域連携の中でやっていくということで進めております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪費の件ですけれども、市のほうは交付金事業のものはその道路事業だけしか回せませんし、市単独の除雪費につきましては、当初から余裕を持っている状況ではありませんので、回せないのが実情です。県のほうは除雪費の一部を河川の浚渫伐木に3月から入ると申すことは聞いております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 建設部長、それを一番に言ってもらえればそれでよかったです。そうなのです。一応、聞いておりましたのでね。そうすると、相当の要望が出ていたものを、相当やっていたわけであって淡い期待があったと思うのですけれども、たまたまこの樋渡東西線の部分について、除雪費を回すと、市がやるとなれば、いやこれは本格的にもうちちょっと増

やせるかなという希望もあったものですから、それで聞いてみたのですけれども。

インフラツーリズムの部分でありますけれども、「グレートトラバース」という部分の番組がありまして、八海山にも来たと。あの方がこられるということは、そういう追っかけではないですがいるのです。その方が縦走をしたと、それが非常に評判になるというのが出ておりました。その中で、市のほうとして、いい山はたくさんあるけれども、それを売っていく方法として何があるのかといったときに、こういうのが出てきたとなれば、主幹である長岡市さんが中心にお考えになるのでありましょう。けれども、やっぱりそのゆっくりと温泉につかって、いいお酒とまんまを食っていただいて、十分ここにお金を落としていただいて、いい山を三国から長岡まで行っていただくというようなコースを、ぜひとも、いいツアーコースをつくっていただきたいと思っております。しっかりと担当課のほうもしっかりやりなさい、というところを言っていただきたいと思えます。

職員の部分については、やっぱりここでもう一度、アルコールに対する考え方といいますか、とにかくハンドルを握る前に、3時だとしても——私は一滴もお酒が飲めないのだからわかりませんが、アルコールが残っていて運転をするというのは、間違いなく酒気帯びだということでもって、議会も含めて、あのときですよ、職員の皆さんも本当に注意しましょうと盛り上がったのです。これが個人の問題もあったりして、そこがちょっとおそろかになったとするならば、もう一度やっぱり綱紀粛正ではありませんけれど、気を引き締めてやっていただきたいと思えます。終わります。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 4項目お願いいたします。まず、33ページ、病院事業対策費、病院事業会計補助金3億1,000万円。上の総額の3億3,400万円については、所信表明で述べられておりますけれども、内容等については書いてありません。また、病院企業会計等のほうでまた出てくるかと思えますけれども、財源のもとでありますので、ここで確認をしたいと思えます。

それから2番目、35ページ、農業振興対策補助事業費の中のT P P対策関連ということで説明のあった担い手確保・経営強化支援事業補助金2,600万円、これについてちょっと具体的にお聞かせください。

3番目、39ページ、街路新設改良事業費、樋渡東西線についてです。ようやく塩沢町時代からの懸案が実って、この事業に着手されているわけですがけれども、全体像としてどういう改良が行われるのか。簡単で結構です。それとあと総事業費はどのぐらいになるのかお聞かせください。

あと、戻ります。37ページ、中ほどの商工業振興補助事業費5,000万円。事業がだめになったというような説明だったかと思えますけれども、何がだめになったのか、どういう原因であったのか、お聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2番目のT P P関連の担い手確保事業の関係と、それから5,000万円の

関係でございます。まず最初に、国の補正にかかわります、35 ページですか、T P P 関連のその担い手確保・経営強化支援事業というものにつきましては、一応いわゆる認定農業者を対象に、いろいろな機械あるいは設備関係、こういったものに支援をするという国の補助、これによって経営体の体質強化を図るということで出ている事業でございます。認定農業者は市内に五百七十、八十、法人も含めてあるわけですがけれども、そちらのほうに情報を提供させていただいて現在、最終的にこの採択になるのかどうかという部分はあるのですが、一応4件ほどのいろいろな機械、あるいはハウス等々の設備に対する要望がございましたので、今ここに補正としてあげさせていただいたものでございます。

それから、37 ページの商工業振興補助の5,000 万円の減額でございますが、これは国の事業を使いまして、具体的には一応、醸造関係のウイスキー関係の事業をやりたいということであったわけでありまして、国の採択にまで至らなかったということでございます。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 樋渡東西線ですがけれども、総事業費は概算ですが33 億円ほどとつかんでおります。概要ですが、延長が330 メートル、道路としましては2車線、それで片側歩道ということで、平成32 年度までの期間で終わる予定でおります。以上です。

○議 長 病院事業会計の関係は。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 また後ほど補正のほうでご説明はさせていただきたいと思っておりますが、今回の病院の再編にかかわる事業ということで、当初予算で市民病院と大和に2つに分かれて、その段階で大和が199 床から40 床に規模を縮小すると。大まかな計画としてはそういったことで進んできたわけですがけれども、実際に患者様を安全に移行するとか、例えばその移行の段階で診療現場に混乱を極力もたらさないような形で診療体制を立ち上げていくとかという、いろいろな課題が実際の移行時期になると出てきました。そういう意味では当初予算で予想しきれなかった患者さんの入院制限、または外来制限、それから患者移送に係る入院患者様を絞り込む作業。それから療養病床は今度は廃止ということになりますので、実は4 か月前、7 月ごろから、もう療養病床については調整を進めていかなければいけない。それらのさまざまなことが影響しまして、基本的には大まかには入院収入、外来収入がその移行の作業のさまざまな制限によって、当初予算で計画していた以上に減ったといえますか制限せざるを得なかったという中で、実は出てきた金額になってございます。また、詳細につきましては、補正予算のほうでご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願います。

○議 長 20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 今の病院関係のところからいきますけれども、要するに移行期に非常に多くの費用がかかったと。それについて療養病床の整理、あるいはその患者さん等を制限せざるを得ない状況もあった、あと収入も少なかったというような事情の中で、3 億円ぐらい入

れてもらわないと困るなということですね。

2番目は認定農業者。T P P 関連ですけれども、認定農業者ですが、一般質問ではないので長々と質問したいとは思いませんけれども、T P P に対して本当に効果があるのかどうか、単刀直入に。どなたでも結構です。部長でも市長でも結構ですので、こうした補正のやり方というのが、T P P に対して本当に効果があるのかどうかというところを、簡単にまた2回目に答えてもらえればありがたいです。

あと、商工関係の5,000万円についてはわかりました。樋渡東西線についてもわかりました。しっかり進めていただきたいと、そのように考えております。では、2回目をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 T P P 関連のこの対策費といいますか、この対策費がT P P を実行していく上に効果があるのかと、こういうご質問だと思うのですが、はっきり言ってよくわかりません。わかりませんが、農業者の体質の強化です。これには当然このお金はつながっていくわけですので、そういう面では効果があるのだろうと。じゃあ、それをやったから農業経営が格段に楽になるかなんて言われても、それはちょっとわからない。ただ、お米に関してはご承知のように、いわゆる一般の販米には回さないということですから、ある意味そういう面ではそう——この地域ですよ、この地域の米という部分については、影響が限定的なのかなという気はしています。これも実際やってみないとわかりませんので、今はまあ不明ですが、この際ですのでこうして体質強化を図っていかうということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 第1号議案 平成27年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第2号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第2号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は歳入にお

きましては、保険給付費の増額に伴いまして国庫支出金の療養給付費負担金及び療養給付費等交付金を増額し、あわせて保険税軽減対象者の確定によりまして、一般会計からの保険基盤安定繰入金を増額するということと、人件費と出産育児一時金にかかります繰入金を調整するものであります。

歳出におきましては、総務費の一般職給料及び職員手当等にかかります人事院勧告に基づく給与改定分及び決算見込みによりますその過不足分の調整を行ったところであります。

1人当たりの給付費の上昇に伴いまして、保険給付費に不足が生ずる恐れがあることから、一般被保険者療養給付費に7,000万円、一般被保険者高額療養費に1,000万円の増額を行うということであります。これらの財源として予備費4,000万円を減額するということとなります。

これによりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,563万8,000円を追加しまして、予算総額を65億4,091万3,000円としたいものであります。こういう内容でありますので、特に詳細説明は省かせていただきますけれども、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第2号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第3号議案 平成27年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第3号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は歳入におきまして決算見込みに基づいて、一般会計繰入金と新潟県後期高齢者医療広域連合から負担いただいております、派遣職員人件費の雑収入を合わせて88万円を減額するものであります。歳出におきまして、総務費の職員給与費について人事院勧告に基づきます職員給与費改定による再算定を行った上で、現計予算を精査いたしましたところ、過不足が見込まれたことか

ら必要な調整を行ったものであります。

これによりまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ 88 万円を減額いたしまして、予算総額を 4 億 9,409 万 1,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 3 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 3 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 4 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 4 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正につきましては、一般管理費等及び介護サービス事業等の実施見込みによります事業費の精査によるものであります。

主な内容といたしましては、歳出では総務費、保険給付費及び地域支援事業費において、事業の実績見込みに基づき、おのおのの経費を増減額し、歳入ではそれぞれ区分ごとのルールに基づく負担金を増減額するものであります。

これによりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ 366 万 5,000 円を追加いたしまして、その総額を 62 億 8,662 万 7,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いします。15 ページ、介護認定審査会費であります。審査委員報酬ですけれども、当初予算に比べて大分減りまして、当初予算 900 万円ぐらいから 600 万円ぐらいになったわけですけれども、この中身ですが、その新規の認定が少なくなったのか、更新やそういうものの関係なのか、そこら辺の実情といたしますか、中身をちょっとだけ

教えていただきたい。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 原因につきましてはいろいろありまして、もちろん審査会の審査件数も減っているところもあります。審査会のやり方を見直しまして、1件当たりのその1つの団体といいますか、審査会のグループ当たりの審査件数を少なくして回数を少なくしたということによりまして、総体的な開催回数が減ったことによる減額です。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第4号議案 平成27年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第5号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第5号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正につきまして主な内容といたしましては、歳入では分担金及び負担金を1,100万円、使用料を4,050万円それぞれ決算見込みによりまして追加するものであります。また、本年度の国庫補助金交付決定額の確定と工事費の決算見込みによりまして、国庫補助金を2億2,000万円、市債を3億5,030万円減額したほか、歳入歳出の調整額として一般会計繰入金につきましても1億2,611万円を減額するものであります。

歳出では給与改定に伴います職員給与費を追加するほか、平成26年度の消費税の確定によりましてこの公課費を減額し、同じく委託料を決算見込みにより減額したことから、総務費を2,324万円減額するものであります。また、下水道事業費につきましても公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業等の各事業費の決算見込みにより、5億6,000万円を減額するものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額から5億9,424万5,000円を減額し、予算総額を52億4,116万1,000円としたいものであります。

今、申し上げました理由が主でありますので、特に詳細説明は省かせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。



○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第5号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第6号議案 平成27年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第6号議案につきまして提案理由を申し上げます。このたびの魚沼圏域の医療再編につきましては、全国的にも例を見ない極めて複雑な医療再編となりました。市立病院におきましては、年度途中で南魚沼市民病院を新たに立ち上げ、ゆきぐに大和病院を再編・縮小するという難解なものでありました。市立病院の再編にあたりましては、患者移送の事故防止とスムーズな診療機能の移行を図るため、当初予算の段階では予測しきれなかった外来制限、そして入院制限等を実施し対応いたしました。

このたびの補正は予算の組み替え及び外来・入院制限等によります収支の見通し等について計上するものであります。収益的収支の収入につきましては、大和病院事業では医業収益1億9,000万円を減額し、医業外収益について一般会計繰入金により9,300万円を増額するものであります。

また、市民病院では医業収益1億3,000万円を減額し、医業外収益では一般会計繰入金及び消費税還付金等で3億1,240万円を増額するものであります。支出につきまして大和病院事業では、会計制度の変更に伴いまして医療施設として使用しなくなった南棟に係る減損分として、特別損失8,860万円を増額するものであります。また、市民病院事業の医業費用におきまして、材料費として薬品費及び診療材料費で1億5,000万円を増額し、経費では医療機械保守点検委託料等の見直しによりまして2,000万円を減額、医業外費用では消費税及び地方消費税1,000万円を減額するとともに、医療訴訟に伴う弁護士報酬として150万円を増額するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出につきまして、収入では大和病院事業収益の既決

予定額の 32 億 9,169 万円を 1 億 8,070 万円減額し、総額を 31 億 1,099 万円に改めるとともに、市民病院事業収益におきまして既決予定額 14 億 3,005 万円に 1 億 8240 万円を追加し総額を 16 億 1,245 万円に改め、その支出では大和病院事業費用の既決予定額 30 億 6,739 万円に 8,860 万円を追加しまして、総額を 31 億 5,600 万円。そして市民病院事業費用の既決予定額の 16 億 2,849 万円に 1 億 2,150 万円を追加いたしまして、総額を 17 億 4,999 万円としたものであります。先ほども若干ご説明申し上げましたので、概略を病院事業事務部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは平成 27 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。内容的にはただいま市長から申し上げましたように、その医療再編、大変複雑な医療再編に対する対応ということで、さまざまな入院制限、外来制限等に対応した収支の見直しを中心ということになってございます。

内容的には実施計画明細書でご説明申し上げたいと思いますので 8 ページ、9 ページをごらんいただきたいというふうに思います。収入では大和病院事業収益で 1 項の医業収益におきまして、1 目 1 節の入院収益これを 1 億円の減額を計上し、同じく 2 目 1 節の外来収益ここで 9,000 万円の減額を計上するものです。いずれも医療再編に伴います入院・外来制限により患者数が当初見込みよりも減少したものであるということになっています。また、3 項の医業外収益ですが、2 目 1 節の一般会計補助金に 1,000 万円増額計上。それから 3 目 1 節県補助金に 70 万円の減額を計上するものです。県補助金の減額につきましては、11 月より認知症疾患医療センターを市民病院に移したことから、11 月以降分について市民病院事業収益に組み替えることによるものです。

次に市民病院事業収益でございます。1 項の医業収益におきまして、1 目 1 節の入院収益で 9,000 万円の減額、同じく 2 目 1 節の外来収益におきまして 4,000 万円を減額計上するものです。これは市民病院開院当初の入院制限や外来制限による患者数の減少、これに加えて開院当初は診療報酬による施設基準、これが市立六日町病院からの継承ということでしたが、多くが継承できない算定項目がございまして、多くが 12 月からの算定になった。特に入院基本料等は 1 月からということで、2 か月大きな減収になったということが一番大きく影響したものでございます。

また、3 項の医業外収益につきましては、2 目 1 節の一般会計補助金に 3 億円を増額計上し、3 目 1 節の県補助金に 70 万円の増額を計上するものです。県補助金は先ほど大和の事業収益で申し上げましたとおり、認知症疾患医療センターの移転に伴うものでございます。また、一般会計補助金につきましては、大和病院事業、市民病院事業いずれも現金ベースによる資金不足を考慮して、一般会計から繰り入れをいただくという内容になっています。

また、7 目 1 節の消費税及び地方消費税還付金につきましては、病院建物及び外構工事等の支払いで、控除対象外となる消費税より既に支払った消費税が多くなったということで、当初、計算から納付でなくて還付となる見込みということで、追加計上をさせていただきます。

した。

次に 10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思います。収益的収支の支出でございます。1 款の大和病院事業費用でございますが、3 項 2 目 1 節の減損損失で 8,860 万円を増額計上するものです。これは南棟の用途を病棟から倉庫棟に変更にしたということで、南棟から生ずる収益が見込めなくなりましたので、残存価格分を残して未償却分を減損処理をするということによるものです。

また、2 款の市民病院事業費用ですが、1 項の医業費用におきまして 2 目 1 節医薬品で 1 億円を増額計上するものです。これは当初、購入する備品薬や透析医療関係の薬品の購入増に対応するためのものとなっています。また、2 目 2 節の診療材料費に 5,000 万円を増額計上するものですが、これにつきましても薬品費同様、各種診療科、入院、透析医療等に対応するための診療材料のストック等に対応するためのものとなっています。また、3 目 16 節の委託料につきましても、医療機器の新規購入に伴う保守点検委託料の減が見込めるため 2,000 万円を減額するものです。また、2 項の医業外費用ですけれども、2 目 1 節消費税及び地方消費税で、市民病院事業収益でご説明申し上げましたとおり、消費税が当初の納付計画から還付となることを見込まれますので、当初予定していました 1,000 万円を減額計上するものであります。また、3 目 1 節の雑損失ですけれども、平成 27 年 12 月に平成 24 年の診療にかかわる医療訴訟が提訴されたことから、これに伴う弁護士報酬 150 万円を増額計上するものであります。

次に 1 ページをごらんいただきたいと思います。第 3 条は資本的収入及び支出の補正でございます。これにつきましては、12 ページから 13 ページの実施計画明細書で説明をさせていただきます。それでは 12 ページ、13 ページをごらんいただきたいと思います。

まず収入でございますけれども、1 款の大和病院事業資本的収入におきまして、2 項 1 目 1 節一般会計繰入金につきまして 195 万円の減額を計上するものです。これは大和病院から市民病院への医療機器の移設が当初計画より多く進んだということで、企業債償還元金分、この繰入金を市民病院に振りかえるものであります。

また、2 款の市民病院事業資本的収入ですけれども、2 項 1 目 1 節の一般会計繰入金に 2,595 万円を増額計上するものでございます。これはただいまご説明申し上げました、大和から市民病院に振りかえた 195 万円分、これに建設改良において合併特例債の対象財源の増加、これが 2,400 万円ほどございましたので、これを繰り入れと合わせて計上したのとなっています。

次に支出でございます。1 款の大和病院事業資本的支出でございます。2 項 1 節 1 目の企業債償還元金において 390 万円の減額を計上するものです。これは大和病院の医療機器を市民病院に移設しましたが、当初予定より移設機器が増えたことから、その移設機器分の企業債償還元金分を減額するものです。

また、2 款の市民病院事業資本的支出の 2 項 1 目 1 節企業債償還元金、これにつきましても同額 390 万円を大和病院から市民病院に移しかえましたので、振替という形でここで計上を

させていただいてございます。

また、6 ページ、7 ページは本補正予算に伴う予定キャッシュ・フロー計算書となっておりますので、後ほどごらんをいただければというふうに思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 27 年度は 6 月に基幹病院が開院をし、新市民病院自体が 11 月に開院をし、大和、城内云々についてのなかなか診療のほうの動きがあったわけです。単純に医業収益と医業費用この差し引きを見れば、大和病院についてはマイナス 6 億 9,742 万円、市民病院についてはマイナス 4 億 4,974 万円という——医業収益と費用だけを見ればですよ——これだけのマイナスの部分が出ている。両方を合わせれば 11 億 4,717 万円という部分でありますけれども、この辺が実際、病院の経営としてどうだったのかなというのがなかなかわかりづらい部分です。

キャッシュ・フローを見ると、業務活動で見た場合。大和と市民病院を合わせたキャッシュ・フローの中でも業務活動で見ればマイナス 2 億 8,800 万円、約 2 億 9,000 万円と。業務活動でいった場合ね、マイナス 2 億 9,000 万円ぐらいなのです。じゃあ、先ほどの 11 億 4,700 万円のマイナスは何かといえば、やっぱり企業債であったり、事務機器であったり、薬剤費であったり、いろいろなこの行ったり来たりするのでよくわからない部分があるのです。そうすると、じゃあこの病院事業会計を見た場合について、我々としては一番何を注意しなければいけないのか。

事業として見た場合は、多分 2 億 9,000 万円ぐらいのマイナスなのであろうと。ただ、問題は投資を行ってきた部分で資金不足が約 15 億円と。それに対して起債であったり、他会計からの繰り入れであったりというのを合わせると、26 億円のプラスが出てくる。財務上で 26 億円もプラスが出るということは、要は後年度負担でありますね、後年度負担が非常に増えているんだというところが、このキャッシュ・フローから読み取れる部分なんです。

赤字だから病院をやめろと言っているわけではないのですけれども、では、今、午前中は診察を制限しています。恐らく基幹病院が 130 床はフル回転できないせいで、多分流れてくるんだろうというところで、予防措置としてそれをやったのではないのかと思っていますけれども、この診察のほうの制限が 11 月の開院以来ずっと続いているわけです。そうすると、こういうような運営を強いられたときに、この病院事業会計自体を見たときに、業務活動ですよ、単年度を見たときに、マイナス 3 億円程度で済むのかどうかという心配が出てきたわけです。

だから、そこら辺の見通しを、この診察の制限というのは、多分基幹病院がらみでどうなるかわからない部分があるだろうけれども、もうフルに受け入れをしたいと、受け入れができるんだというところの見通しを、まずお聞きしたいわけです。いかがですか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 実はこの診療制限の部分は、議員ご指摘のような状況とはちょっと違いまして、実は患者様はおいでになるのですけれども、患者さんを診るだけのドクターの体制がないということが事実でございます。特にいま診療制限をやっているのは、いわゆるマイナー科と呼ばれる特殊外来の部分になりまして、そこについては基幹病院から先生に来ていただいているわけですが、当初、市立六日町病院を閉じて開院をして、大和からも患者さんをこちらへ紹介をしてという段階では、かなりオーバーワークといえますか、電子カルテ上の予約もいっぱい、いっぱいに入れて診察をいただいたということです。当初2か月間ないし3か月間は、もう応援の先生方からもかなり頑張っていたということですが、その間でならしていくわけですが、例えば基幹病院からおいでいただいている泌尿器科等になりますと、半日で40人、45人の患者さんが来る。先生はもう午後から帰って基幹病院では手術が待っていると。そういうことになると、とてもその人数をこなして午後からというわけにはまいりませんので、さまざまなご相談はさせていただきましたが、最終的には地域の医療機関にも新患の紹介については、もう基幹病院一本に絞ってくれとか、あとは完全予約制に基本的に移行して、1日の外来は何人以上は診られないとかという、どうしてもそういう制限が出てきます。

そういう状況になっていますので、例えば基幹病院がフルで病床が開いたり、開院しても、じゃあこの患者制限がなくせるかということになりますと、これは今まで以上に——基幹はもうこれ以上のドクターの派遣というのは難しいと思いますので、ほかの地域からお医者さんをお願いしてくるかということ、診療体制自体を増やしていきませんか、今の患者数を正直こなしていけないというのが実態でございます。

ただ、例えば皮膚科等については、ここで群馬大学から月に一遍、今来ていただいていますので、その拡大に向けて宮永管理者を中心にまたお話を詰めていただいていた、例えば整形もずっと患者制限をしていますが、整形についてもこの市議の方から取り持ちをいただいて、4月から当面、隔週で火曜日、今まで火曜日はうちは外来を閉じさせていただいていたのですけれども、そういうところで応援に来ていただいたりということです。少しずつ何とかお医者さんの体制を組みつつはありますけれども、まだまだそういった部分ではお医者さん自体が、診療時間数自体が足りないという部分があるものですから、例えば基幹病院の動向によってこのうちの患者制限を何とかできるかということ、正直、今、少しそこは難しいところだというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 予算書の10、11ページのほうで今回、薬品費が1億円増と、診療材料費が5,000万円増とありましたね。そうすると、この予算の中で診察制限自体がやや緩和をされながら、収支の面で改善をされるのではないかなという淡い期待を持ったわけでありまして、なかなかやっぱりその医師であったり、看護師であったりという部分の人材確保はままならない状況であれば、こういう厳しい収支状況が続くようにみなさざるを得ないという部分かなと思います。そこら辺をまずもう1回、お聞きをしたいと思います。

もう1点はそのほかに、単年度でマイナス15億円も発生したということでもありますので、この部分を——医療機器については5年間で償還を終えると、これはまあ聞いておりました。医療機器についてはね。建設の費用についてはどうかということになると、やっぱりその医療の業務活動だけで医療機器あるいは建設費の部分を賄うのは、もう無理だというのが出てきたわけです。そうすると、毎年度、一般会計等から医療機器あるいは建設費についての償還金、これは少なくとも元金だけは一般会計から支援をやってこない限りは、病院事業は大変な事態だなというのが読み取れるのですけれども、この辺の償還についてこの数字を見たときに、償還について今、考えていることをお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 後段のその医療機器、5年間、前にもちょっと申し上げておりますように、非常に大変な時期でありまして、この部分について毎年、毎年それは2億、3億やっていけばそれはそれでいいのでしょうかけれども、それをやりますとやはり実質公債費比率がちょっとその部分だけが上がってしまうのです。ですので、それは上がるのは上がるとしても、もう少し抜本的に解決する方法を今、財政と協議中でありまして、6月あるいは9月の補正で相当大胆な支出——病院側にすると収入になりますけれども、その方策をちょっと今、考えているところであります。まだ詳細が固まったわけではありませんので申し上げられませんが、それらでこの5年間の部分、あるいは一時借入金の減少ですね。できればこれは一時借入はしたくないものですから、そういう部分の資金手当、これらも含めて少し抜本的な考え方をまたお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 収支の当面の見込みと申しますか、ということですが、病院の場合、実は今まで、今申し上げましたようなマイナー科ですとか、例えば小児科ですとかいろいろな科がありますけれども、これを開いていけばもうかるのかと申しますと、実は開けば開くほど赤字という診療科もございます。ただ、それは市民病院という立場がございますので、もうからない科はやらないというわけにはいきません。これはそういった努力をしながら、市民の皆様が必要としている診療科はなるべく市民病院で対応すると。そういった医療は提供するという立場は、基本的には継続をしていきたいというふうに思っています。

それから、収支の関係ですが、医療収益と医療費用ということになりますと、それが何と申しますか、基本的に公営企業会計ということになれば、それで全体的な収支を見るというのが基本になるわけですが、ただ、現金収支を伴わない収入支出が多くございますので、ですから先ほど議員おっしゃったような形が即、赤字とか経営を圧迫するとかということではございません。ですから、現金の流れからいけばキャッシュ・フローのほうを見ていただければというふうに思っています。

今後ですが、当面、例えば基幹病院ですとか市立の小出病院は4条予算はございませんので、3条の収益的収支のほうだけで収支をやっていけばいいわけですが、うちは市の病院で全適ですので、4条の例えば建物の償還ですとか医療器械の償還、これらも含

めて全体の経営の中でやらなければいけないということで、たいぶ厳しいところがあるのです。けれども、今後、提案をさせていただきます当初予算にしましても、基本的には基準内繰入これらを基本に組み立てて、いま頑張っていこうということで進んでいます。医業収益的には若干苦しいところもあるのですけれども、まだ走り出して3か月ですので、今後、管理者、医院長も含めて、これらの収益改善に向けた方策等も検討しながらやっていきたいというふうに思っています。

ですから、今のところ外来・入院も含めて今までよりはかなり改善した内容で動いていますので、そういった部分ではもう少し先、状況を見させていただいてということになります。が、一定程度、もう少し踏み込んだ議論のほうをさせていただけるのではないかとというふうに考えています。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 家族の付き添いで何度か市民病院に行ってみているわけですが、当初予定していた、要はリハビリですよ。回復リハビリの部分。リハビリの部分が相当稼ぐものだなというふうには期待はしていたのですけれども、人数的にちょっとこれで精一杯なのかなという思いがあるのです。あそこがもう少し稼ぎ出すわけではないんですけれども――申しわけないですが、内科、小児科と違って稼ぎ出すものですから、あそこがもう少し稼ぎ出せばひょっとしたら業務活動でプラマイゼロぐらいまでいくのかなという気はしていたのです。そのリハビリのほうの収支といいますか、それについての見通しを、あったらお聞かせ願いたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 リハビリ自体は今、国の診療報酬の中でも当初はかなり配分も見ていただいていたところですが、ここにきて若干、診療報酬もリハビリについても国も絞りを入れてきたかなという感じで見えています。ただ、リハビリについてはそういう意味では施設も充実をしていますし、患者さんもよそからもいま来ていただいていますので。

それとリハビリだけではなくて、例えば緊急手術などの手術のほうですけれども、これも一時、基幹病院ができた以降は緊急手術というのはほとんどなくなったのですけれども、今はまた基幹病院ができる前ぐらいのペースにまで緊急手術も戻ってきていますので、それらがこううまく回っていけばということだと思います。

ただ、本当は正直言いまして、整形がもう1人常勤の先生がいただければ、今度は病床も2病棟も含めて本当はかなりいい状況ができてくるんだろうと思うのですけれども、その辺についてはまた今後、医師確保ということで、病院全体でちょっと努めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 当初の予算に比べて入院収益、外来収益みんな10%以上くるっているのです。それなりの移行時期にあるという前提の中で予算を立ててやったわけですが、こういう結果になったと。そういう中で、今ほどの市長の答弁に関連して質問しますが、

今後もう少ししっかりした見通しの立った経営計画というものは出せないものだろうか。  
5年でも10年でもいいですけれども、きっちり運営費用、他会計からの繰り入れもどのぐらい必要になるのかというところも含めた、しっかりとした経営計画と経営数字というのを示すべきではないかというように考えます。いかがお考えでしょうか。

それから、一時借入の状況について、企業会計は確か返済期限は2年間だったというふうに記憶しておりますけれども、今現在の一時借入の枠をどのぐらいに設定されていたのか。それからあと、今どのぐらい残高が残っているのかについてもお聞かせを願いたいと思います。委員会ではなかなか質問しづらい立場でありますので、また当初予算でも質問できませんので、ここでやらせてもらいます。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 この医療再編に伴います収支の見通しは、相当くるっておりますけれども、これはなかなかやはり予測がきちんと当たるというところにはいかなかったと思っています。そういう面では甘いと言われれば甘いのかもわかりませんが、これはなかなか皆さん方からご指摘いただいても、結果としてこうであったということでありまして、お許しをいただきたいと思っております。

それから、経営計画につきましては、一応、新市民病院につきましては、医療対策室のほうからも何度かシミュレーションをしたものを出しております。これが全てではありませんけれども、当然これからの大和病院も含め、あるいは医療機関でありますので城内診療所も含めて、相当きちんとしたものをもっていかなければ、いくら金をつぎ込んででもまた次はだめだったという話ではそれは困りますので、これはきちんとやっていかなければならないと思っております。

一時借入の部分については、事務部長に答弁させます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 平成27年度で今現在12億円ということになっていると思います。12億円ですね、お願いします……（何事か叫ぶ者あり）失礼しました、13億円。申しわけございません。きょう資料をちょっと持ってきておりませんもので、よろしくお願いします。

○議 長 設定と残高という質問でしたが。

○市民病院事務部長 大変申しわけございません。今はちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど、はい。よろしくお願いします。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 自治体が経営する病院は、非常に全国的に経営危機にある病院が多い。ほとんどがもう医師不足、スタッフ不足というのが大きな要因になっているわけですし、閉鎖している病院もかなりあります。我々会派で昨年、彦根市立病院、総合病院というところに行きまして、当地の基幹病院と同規模ぐらいの市立病院でしたけれども、きちんと医師何名ぐらいのスタッフで、どういう科を運営し、どのぐらいの入院・外来を設定して、どのぐらいの収益があると。それに対してどのぐらい費用が足りないか。そういったものを出しまし



て、一般会計からの繰り入れ予定についても、5年分ぐらいを出しておりました。そういう経営をなさっている市立病院もあるわけです。

やっぱり先を見る中で考えていかなければなりませんし、我々議会としてもそういったしつかりと先を見た病院経営を心より期待しているわけでありまして。そういった方向で、ある程度長期的に見た、細かい部分まで見通した中での経営計画というものを、やっぱり早急にお示し願いたいと思います。答弁があればお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど申し上げたとおりでありまして、いつまでにどうだということはまだ申し上げるところではありませんが、幸いにも今回、市民病院の医院長にご就任いただきました田部井院長が、非常にそのマネジメント能力がございまして、職員がついていくのがちょっと厳しいかというぐらいの方だと私は思っております。ですので、院長あるいは事業管理者とも相談をしながら、単年度、単年度で行き当たりばったりということだけはやっぱり避けて行かなければなりませんので、今、議員のおっしゃったようなことも含めて、きちんとしたものをつくらなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 申しわけございませんでした。先ほどの一時借入の関係ですけれども、設定のほうは29億円の枠を設定してございまして、今現在、一時借入借り受けというのが13億円ということでございます。申しわけございませんでした。

○議 長 本日の会議時間についてお知らせいたします。日程第27、第20号議案までとしたいと考えております。あらかじめ会議時間を延長しますので、ご了解ください。

それでは17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1分間だけお願いします。この議案書をいただいたときから本当に心配だったのです。というのは、ある意味コンサルタントを頼んで、こういう移行とか何とかをかなり計算した中で取り組んだ仕事であるはずであります。こういうことが出てくる。今後の経営についても5年間の医療機器の償還が終われば、あとは8割回転率が上がれば、それで大丈夫だというような担当部門の部署の答弁もあつたわけでありまして、本当に何が出てくるかわからないですよ、これから。

市長、本当に、これからはそんな——もちろん田部井院長先生のこの経営手腕に期待をしたいところではありますが、市もそういう人がいるから大丈夫だ、我々スタッフがいるから大丈夫だと、そんなことは私は言いきれないと思っております。これだけの借金なんだから。もう一回市長のその辺の答弁をお願いします。簡単でいいですよ。

○議 長 市長。

○市 長 私もこれで大丈夫だということを申し上げたところではなくて、そういう経営計画的なある程度、単年度でなくて複数年度、5年——10年はちょっと無理だと思っておりますけれども、そういうことにわたつた見通し、計画これらを立てるには最適な院長をいただいたということを申し上げたところでもあります。

もちろん、地方公共団体の自治体が運営しております病院は、赤字だからその診療部門は全部切って捨てるということはできるはずはありませんので、これは当然、市の責任として一般会計から繰り出すべき部分は、交付税算定以外の繰り出す部分は繰り出していくということは、これは覚悟しなければなりません。けれども、それがあまりにも過大になり過ぎて一般会計のほうを大きく圧縮するようでも困りますので、そういうことにならないような状況を何とかつくっていきたい。

しかし、今、議員がおっしゃったように、わかりません。これだけまあまあたびたび診療報酬だって、毎年、毎年どうなるかわからない。医師の皆さんも非常に今のところ、私どものところはある程度安定しているほうですけれども、もういつ城内診療所の医師のように突発的なことがあって、いつやめるかもわからない。これは本当に不安定でありますので、これは医療制度という中での医師の部分を、もっともっとやっぱり国のほうできちんと改革をしていただいて、地域医療に携わる医師の確保、このことを我々は強く求めていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 30秒だけお願いします。今回の所信表明で、初めて実質公債費率それから将来負担比率は全国的に極めて高い数字にあるという言葉が出てきました。そういう中で建設費にこれだけかけた病院です。全部、今おっしゃったように、一般会計からの繰り出しがこれから出てくるわけですよ。歯車がくるってくと。極めて慎重に、慎重に経営的な手腕を発揮していただきたい。終わります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっと今の市長の答弁、それだけ聞くわけではないのですけれども、わかりませんと、事情はそういう状況も私もわかりますけれども。自治体の病院会計には経営改革プランというものを作成しなければいけないというふうに義務づけられていると思えますけれども、これに関しましてどのような計画になっておりますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これは大和病院時代にそのプランを作成しまして、つくってあると。これからまた新たにつくらなければならないのかな……（何事か叫ぶ者あり）ということだそうです。新しい病院が再編できましたので、今度はまた新たにもう一度、また経営改革プランをつくるということになります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、今は出だしですからまだ見ないという不透明さもわかりますけれども、本当に早めにこの改革プランというものは出せるというふうに、私たちは感じてよろしいですね。確認だけさせてください。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第6号議案 平成27年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開を5時10分といたします。

〔午後4時55分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後5時10分〕

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますように質疑は大綱質疑といたします。担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第15、第8号議案 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第8号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成28年度国民健康保険特別会計予算は、厚生労働省から示されました予算編成上の係数、被保険者数及び保険給付費の伸び、制度改正等を見込んで編成をいたしました。

歳入では保険税を前年度比1億6,194万円減の13億5,515万円計上いたしました。前年同様、税率改定を見込まず現行税率で算定をしたところであり、後期高齢者交付金は前年度比1億4,972万円増の11億9,874万円を見込んだところであり、共同事業交付金は昨年度、制度改正が行われましたけれども、実績を勘案し4,820万円の減と見積もりました。税率引き上げを見込まないことにより、財源不足を補填するため、一般会計から法定外繰入金を前年度比8,000万円増の1億3,000万円を計上しました。一方、繰越金につきましては、前年度決算見込みを踏まえてほぼ皆減という厳しい内容であります。

歳出では保険給付費については、被保険者の高齢化と医療環境の整備に伴う医療費支出の増大が顕著であることから、被保険者数の減にも関わらず3,032万円の増といたしました。後期高齢者支援金につきましては、被保険者の減少等によりまして前年度より減額いたしました。共同事業拠出金につきましては、前年度とほぼ同程度と見込んだところであり、予備費については十分な額とはいえませんが、1,825万円減の3,354万円を計上いたしました。

これによりまして歳入歳出予算の総額を前年度より1,400万円、率にして0.2%減の64億9,400万円とするものであります。なお、税率につきましては前年度事業の執行状況によります繰越金、平成27年分の所得状況を勘案した上で、現行税率の改定が必要な場合には別途、提案をさせていただきますのでご理解をお願いを申し上げたいと思っております。

概要につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、国民健康保険特別会計の説明をさせていただきたいと思っておりますが、既にお配りの平成28年度当初予算案の概要という、こちらの冊子のほうをこれ以降の会計の説明では使わせていただきますので、手元のほうにご用意いただきたいと思います。資料の8ページ、9ページ、こちらのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入の関係ですけれども、1款の国民健康保険税ですが、前年度比1億6,194万円減となっております。うち、一般の現年分が1億3,033万円、退職現年分は2,292万円の減となっております。大きく減額となった要因といたしましては、被保険者数を前年度比、一般退職を合わせて922人減と見込んだことと、またそれに加えまして被保険者数減少の理由が、社会保険が適用される事務所について、日本年金機構の指導強化が継続しておりまして、給与所得者が国保から社会保険への切りかえが多いため、1人当たりの国保課税額の減少が見込まれることから大幅な減額となっております。

平成28年度の制度改正で、保険料賦課限度額について3年連続の引き上げとなります。基礎課税分及び後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円、介護給付費分については据え置きとなっておりますが、最高限度額は合わせて4万円引き上げられ、89万円となります。この影響額を約630万円増と見込みました。低所得者に対する保険料負担軽減措置についても、3年連続で判定額が引き上げられます。こちらの影響は約500万円の減と見込みました。

3款国庫支出金、前年度比6,066万円の減、前期高齢者交付金が増になる見込みであることから、ルールに基づき療養給付費負担金が減額となるものです。

4款療養給付費等交付金は、退職者医療に係る被保険者保険と保険者から拠出金で賄われております退職医療制度につきましては、残り2年で廃止となります。

5款前期高齢者交付金1億4,972万円増、65歳から74歳の前期高齢者の医療費に係る財政調整制度として、前期高齢者の加入率が全国平均と比べて高い場合に、社会保険診療報酬支払基金から交付をされます。

6款県支出金、前年度比3,214万円の増。県の財政調整交付金が増加しておりますが、これは共同事業の赤字補填分の伸びによります。

8款共同事業交付金4,820万円の減。高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金です。平成27年度から全てのレセプトを対象とする制度に改正が行われております。

10款繰入金、前年度比1億95万円の増。保険基盤安定繰入金につきましては1,999万円の増、保険税軽減分については制度改正による軽減者の増加と、被保険者数の減少が相殺さ

れ、前年度とほぼ同額を見込みました。また、軽減対象者の数に応じて算定される保険者支援分については、前年度を勘案いたしまして2,043万円の増と見込みました。

不足する歳入の補填を目的に、一般会計から法定外の繰入金として前年度比8,000万円増の1億3,000万円を計上いたしました。支払準備基金につきましては、昨年度同様、繰り入れはありません。

11款繰越金につきましては、前年度収支見込みが厳しいことから皆減といたしました。

12款諸収入については、前年度と同様の内容ですが、実績にあわせて調整を行いました。

9ページをお願いいたします。歳出ですが、1款総務費については前年度と同様の内容ですが、実績額により調整を行いました。

2款保険給付費3,032万円の増。一般被保険者保険給付費につきましては、1人当たり医療費の上昇から、前年度より5,000万円高額療養費で700万円の増加と見込みました。被保険者数は大幅に減少していますが、昨年夏ごろから医療給付費が急速に伸びています。また、高齢者の割合は年々上昇していることから、1人当たり給付費を対前年度5%増と見込みました。

平成28年度の制度改正により、入院時食事療養費の標準負担額が1食260円から360円に引き上げられることとなっております。これによる保険給付費の減を約1,100万円と見込みました。退職医療制度につきましては、制度上、被保険者数の減少が確実ですので2,800万円減額と見積もりました。

3款後期高齢者支援金等、前年度比3,729万円の減額、国から示された係数により算定計上したものです。被保険者数の減少に伴い、毎年減少しております。

6款介護給付費、前年度比400万円の増、40歳から64歳までの介護2号被保険者に係る納付金です。厚生労働省が全国一律に定める額が上昇したことによるものです。被保険者数は減少していますが、増額となるものです。

7款共同事業拠出金、前年度比234万円。国保連合会の試算に基づき算定いたしました。

8款保険事業費につきましては、特定健康診査等事業費では減額となりますが、人間ドック受診者数40人程度の増を見込んでおります。

11款諸支出金、前年度と同様の内容ですが、大和病院の施設整備費分70万円が減額となっております。

12款の予備費につきましては、1,825万円減の3,354万円を計上いたしました。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いをしますけれども、大変な——聞かせてもらいますと、基金残高がどのくらいあるかはわかりませんが、予備費も少なくなっている。そしてまた繰越金も皆減状態ということでありまして、法定外繰入が1億3,000万円を予定しているにしても、非常に国保会計は厳しいかなという思いがあります。あと一、二年、二、三年ぐ

らいですかで、今度は県の一本化にするわけなので、私たち国保の加入者としては、厳しい中でも何とかこの予算——税率改定はないふうに組み立てていきますけれども、このような状態でずれてくれたら何とかいいがという思いもあるのですけれども、そこら辺の考え方がありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員がおっしゃいましたように、平成 30 年度から、平成 30 年 4 月 1 日だったかに県のほうに移管になります。ですので、私も前から申し上げておりますように、極力それまでは市のほうでこの会計を預かっているうちは、税率のアップは避けたいという思いで、先般、国保運営委員会のほうにも一応その決意だけは述べさせていただいたところでありました。実質的にどうなるかというのはちょっとまだわかりませんが、極力そうなるように努めてまいりたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 8 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 16、第 9 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 9 号議案につきまして提案理由を申し上げます。後期高齢者医療保険料率につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合において 2 年ごとに見直しが行われますが、平成 28、29 年分につきましては、平成 26、27 年度に引き続き据え置きとすることで決定されております。これは均等割額が 3 万 5,300 円、所得割が 7.15%ということでありました。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金について、歳出では広域連合納付金及び人件費を含む事務費等について、いずれも広域連合から示された額で編成をいたしました。なお、平成 28 年度も広域連合へ職員 1 人を派遣することとなっております。

歳入歳出予算の総額を前年度より 1,200 万円、率にして 2.5%減の 4 億 7,500 万円とするものであります。概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、ご審議をいただいた上で、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 では、先ほどの資料の 10 ページをお願いしたいと思います。

1 款保険料 3 億 1,212 万円、市長提案理由のとおり保険料率につきましては据え置きとなっております。被保険者数は前年度より 30 人減の 9,658 人と見込んでおります。前年度実績見込みを勘案して、前年度より 805 万円の減と見込みました。

3 款繰入金、一般会計からの繰入金です。保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険料軽減制度の改正により、軽減対象者の範囲が拡大されていることから増額要

因となっておりますが、前年度実績見込みを勘案して 559 万円の減といたしました。その他、一般会計繰入金は給与改定等による分で、人件費分、事務費分あわせて 118 万円の増となっております。諸収入、保険料還付金等は前年度と同額、広域連合への派遣職員 1 名の人件費等の負担分が 47 万円の増となっております。

続きまして歳出、1 款総務費、職員給与費を含む一般管理費です。職員 2 名及び広域連合への派遣職員 1 名分が計上されています。職員給与費で 188 万円の増となっておりますが、新年度から派遣する職員については未定となっていることから、平均給与費を予算計上したことによる増となったものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 5,103 万円。広域連合において算定した保険料収納分 3 億 1,222 万円——これは歳入と同額となっております——及び保険基盤安定負担金分 1 億 3,880 万円、こちらにつきましては低所得者保険料の軽減分となっておりますが、それらを計上したものであります。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 9 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 17、第 10 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 10 号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成 28 年度介護保険特別会計につきましては、第 6 期介護保険事業計画の中間年度にあたりまして、増加する介護保険ニーズに対応した給付体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

特に予防事業及び地域密着型サービスの充実に努め、身近で安心できる介護サービスの提供を目指してまいりたいと思っております。

歳入では介護給付費に対します、それぞれルールに基づく算定額のほか、介護給付費準備基金からの繰り入れを行いまして、保険料の増額抑制に充てたいと思っております。

歳出では平成 27 年度の給付実績を踏まえまして、要介護認定者の自然増加分の増額を考慮しております。

歳入歳出予算の総額を前年度より 700 万円、率にして 0.1%減の 61 億 6,700 万円としたいものであります。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。同じ資料の 11 ページをごらんください。同様に区分ごとに左から本年度予算額、比較欄の増減額、増減率、右欄の主な増減項目をごらんいただきたいと思います。

まず歳入ですが、1 番上から区分 1、1 款保険料は、第 1 号被保険者の介護保険料ですけれども、前年度比 1.6%増の 12 億 1,999 万円を計上しました。昨年度策定いたしました第 6 期介護保険事業計画に基づき、基準月額を 5,813 円として被保険者数を前年度より 142 人多い 1 万 7,322 人と見込んだことにより増額となりました。収納率は普通徴収分を前年度並みの 93.0%、滞納繰越分を前年度より 5.7%増の 20.0%で見込みました。その結果、現年度特別徴収分 1,907 万円の増、現年度普通徴収保険料は 41 万円減、滞納繰越分が 50 万円増となっております。

次に 2 款分担金及び負担金は、認定審査会運営費の湯沢町負担分ですが、実績見込みにより前年度比 5.8%減の 488 万円を計上いたしました。

1 つとんで 4 款国庫支出金は、前年度比 1.4%減の 15 億 1,871 万円を計上いたしました。法定率によりまして介護給付費の 25%は国の負担分となっており、このうち介護給付費負担金はサービスの種別により給付費の 15%または 20%が交付されますが、介護給付費の減に連動し前年度より 340 万円、0.3%減の 10 億 7,418 万円を計上いたしました。また、調整交付金は国の負担 25%中、5%相当額を市町村の負担能力等によって配分されるものですが、第 6 期計画の推定率に基づき給付費の 6.7%で見込み、前年度より 1,822 万円、4.4%減の計上です。なお、地域支援事業に対する交付金につきましては、介護予防事業と包括的支援事業間で事業区分の入れかえがあった関係で増減がありますけれども、総体的には前年度比 1.6%、82 万円増の 5,285 万円の計上です。

5 款支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。地域支援事業分で 113 万円増となりますが、介護給付費分で 273 万円減額となることから、総体的には前年度比 0.1%、160 万円減の 16 億 6,701 万円の計上です。

6 款県支出金は、前年度比 0.1%増の 8 億 5,222 万円を計上いたしました。介護給付費負担金はサービスの種別により給付費の 12.5%または 17.5%が交付されます。国庫負担金と同様に介護給付費に連動する形で、ほぼ前年度並みの 8 億 2,579 万円で見込みました。なお、地域支援事業に対する交付金は、国保と同じく 1.6%、416 万円増の 2,642 万円の計上です。

1 つとんで 8 款繰入金は、前年度比 0.3%、308 万円減の 8 億 9,959 万円の計上です。介護給付費に対する一般会計繰入金は、法定の率 12.5%相当額の 7 億 3,076 万円で、国県と同じ理由で 121 万円の減となっております。一方、地域支援事業に対する繰入金は、県補助金同様に 3.9%、50 万円増の 2,601 万円を見込んでおります。人件費、事務費に対する繰入金は、合わせて前年度比 1.1%、146 万円減の 1 億 2,998 万円の計上です。また、介護給付費準備基金からの繰入金は、前年度比 6.5%、83 万円減の 1,191 万円を計上いたしました。



1つとびまして最後、10款諸収入は、地域支援事業の実費徴収金を主な内容として、前年度より101万円の減額計上です。

続きまして下の表、歳出です。1款総務費は、職員12人分の人件費、事務費、認定審査会運営費などの費用を計上しております。前年度比0.6%、75万円減の1億3,494万円の計上です。うち、一般管理費の職員給与費で、職員の給料手当等で116万円の減、運営費で第7期事業計画策定に向けたニーズ調査委託料などにより179万円の増、介護認定審査会費は、審査会編成及び開催方法の見直しなどにより137万円の減額計上です。

次、2款保険給付費は、前年度比0.2%、976万円減の58億4,609万円の計上です。総体的には要介護認定者数の推移見込や計画に基づくサービスについて、前年度実績等を考慮した事業量の見込みにより算定しましたが、それにより居宅介護サービス給付費が前年度比1%、2,028万円の減、施設介護サービス給付費が1.5%、2,895万円の増、居宅介護サービス計画給付費が6.5%、1,513万円の増額計上です。なお、介護予防サービス給付費は、前年度実績からの見込みにより前年度比23.8%、4,200万円の大幅な減額となっております。

次、3款地域支援事業費は、前年度比1.5%、256万円増の1億7,904万円の計上です。昨年度から事業の組み替えにより介護予防を充実させるため、相談、ケアマネジメント支援などの介護予防ケアマネジメント事業及び介護予防普及啓発事業を進めることに主眼を置いております。介護予防生活支援サービス事業費は、事業の組み替えの結果により65万円の減、包括的支援事業、2事業で49万円減の一方で、一般介護予防事業として予防事業対象者把握事業の実施などによる355万円の増額計上です。

4款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金で前年度実績を考慮し、85万円増の計上です。最後、予備費は前年度同額の400万円の計上です。概要説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。金額、予算的にあられないかもしれないのですが、平成27年度にスタートしました要支援の1、2の一部、予防訪問介護と予防通所介護ですか、その中の極また一部を南魚沼市はその平成29年までにやらなければならないところを先に手をつけました。平成29年までにそれをやらなければならないということですが、平成28年度事業の中では平成27年度からそれが広がっていくのか、そういうところをちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確か平成27年度中は2か所ぐらいの取り組みでしたけれども、平成28年度は6か所に増えて、取り組みが充実されるものというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 高齢化率が上がっていく中で、この介護保険自体これが「自然増」というような言い方をよくされるのですが、実質的には、前年度予算からしてみると減額になっている。この原因はその介護保険法の改定等で伸びを見込まないというような感じなの

か、その辺をひとつお聞きしたいと思います。もう少し私が考えているのは、療養型病床等で医療系の支出が減るといような考え方もしておられるのか、ひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今年度の補正予算のところでも調整をしましたので、傾向としてはそこにあらわれているかと思いますが、平成27年度は地域支援事業ということで介護予防に重点を置いた計画ということで予算を大幅に見ておいたところでございますけれども、結果的には施設介護の伸びはありますが、居宅介護、デイサービスとか訪問介護、そういったものが割合に伸びていないということがありまして減額になっております。

また、予防介護のほうにつきましては、予算をやっぱり計画的に進めたいということで、大幅に見ましたが、その結果として減額補正ということになっております。それが平成28年度もやっぱり前年度実績ということで引き続いておりますので、そういう部分の減額が予算の総体的な中に反映されているということです。これでいいということではありませんし、その計画に基づいた予算執行、サービスの充実というのを予防の部分でのサービスの充実を図っていかねばならないわけなので、そういったところのことが出ております。

それから、医療のご心配の老健ですとか医療療養型、それが施設が少なくなっているということでもありますけれども、そのことが介護保険の予算の執行の中に直接すぐに影響してくるということではありません。

実際には、施設介護につきましては、なかなかもう定数が決まって待機があるというような状況で、ただ、内部的には重度が増しますとその分で介護給付費が伸びるという傾向にありますけれども、そういうことでの医療の部分でのこちらへの影響というのは、今のところはあらわれておりません。ただ、今後、包括ケアシステムの充実を図る中では、やっぱりその部分が伸びていくだろうというふうには考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一般的に言われていることは、自然増という形で、予算自体は膨らんでいくというふうに私は捉えていたのですけれども、それが総合支援というような形のほうで包含されていって減っているのか。そういう予定をしているのかという、その辺をやはり明確にしていかないと、本当にこれから7期計画をというような話がある中で、ニーズをどうつかむのかというあたりが問題になるかと私は思っているのです。たまたま施設介護は伸びているとか要求があるというようなことですけれども、その辺、一般的なその伸びと、何といいますか、表面化させないその市単の部分というか、そういう影響というのは出ているのかひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに施設介護につきましては、もう枠が決まっておりますので、これはニーズがあってもこれ以上は増えないと。さっき説明したとおり、施設介護の内容によっては増減というのは当然あります。私どもが目指しているのは、その施設介護をこれ以上増やさないための、その前段階としての介護予防ですので、これにつきましては効果と費用と

というのはそれほど大きく影響はしてこないというようなことで、そんなに金をかけなくてもできる事業はあるわけです。そのことを充実させるために結果的に予算が膨らむと、際限なく膨らむということにはならないというふうに思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 10 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 18、第 11 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 11 号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成 21 年 4 月から城内、五十沢地区を中心に地域医療を担われました常勤医師の退職が決定をしております。このことによりまして平成 28 年度はさらに厳しい状況が予想されますけれども、非常勤の先生方からご支援をいただいて外来主体の診療を継続し、経費節減に努めながら地域の皆様に安全・安心な医療の提供を目指してまいりたいと思っております。

歳入歳出予算の総額を前年度より 1,330 万円、率にして 8.6%減の 1 億 4,150 万円として計上させていただきました。概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 南魚沼市城内診療所特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。同じ資料の 12 ページをお開きください。

はじめに歳入です。上段の歳入の 1 款診療収入は、前年度比 12.9%減の 9,037 万円の計上です。前年度に続きまして、緊急用として一般病床 5 床を残しますが、入院収入は見込まず芽出しとしての 1,000 円の計上です。外来収入は外来診療日を年間 293 日として、前年度実績から患者数を 1 日当たり 35 人、年間 1 万 255 人を見込みました。患者数の減により 12.9%、1,343 万円の減額となっております。介護保険収入は訪問診療による居宅療養管理指導収益のみで 36 万円の減、その他の診療収入では健康診断及び高齢者のインフルエンザ予防接種等により 36 万円増を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料は、訪問診療時の自動車使用料、健康診断書及び介護関係の主治医意見書等の作成手数料で、前年度比 4.8%、4 万円減の 83 万円の計上です。

3 款財産収入は、診療所施設の一部を南魚沼市社会福祉協議会に貸し付けることにより、財産貸付収入を 127 万円見込んだことによる増額計上です。

4 款繰入金は、歳入歳出の不足分に対する一般会計からの繰り入れですが、前年度より 115 万円減の 4,850 万円です。

1 つとんで 6 款諸収入は、社会福祉協議会への施設の貸し付けに伴います光熱水費の負担

金徴収が主な内容で、前年度比 11.7%増の 51 万円の計上です。

その下の段、歳出です。1 款総務費は前年度比 5.6%、702 万円減の 1 億 1,934 万円を計上しました。正職員 5 名のほか、非常勤医師、臨時職員の人件費と診療所の運営に必要な需用費、施設委託料等を計上しております。減額の要因は、診療体制の変更に伴いまして一般管理費の非常勤医師等賃金 2,148 万円増の一方、正職員数の減による職員給与費 2,788 万円の減、及び診療所運営に係る需用費及び各種業務の縮減による委託料等の減額などの結果によるものです。

その下、2 款医業費は、医療材料費や医療用器械の管理、借り上げ購入等に係るものですが、前年度実績に基づき医療用機器等借上料の 190 万円の減、医薬材料費の 396 万円減の結果、前年度比 23.7%、627 万円減の 2,015 万円の計上です。

3 款諸支出金は、償還金、繰出金とも芽出しで合計 2,000 円を、4 款予備費は、前年同額の 200 万円を計上いたしました。概要説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 医師確保ということについて精力的に行われたことと思うのですが、その経過はどうだったのかというあたりをお聞きます。また、診療所として存立していく中で、主治医がいないという話があります。そうした中でどういった体制なのか、ひとつお聞きます。

あと、地域の方々とどういったお話し合いをして、どういった診療所になるよというような話し合い、広報等はされているのかどうか、ひとつお聞きしたいというふうに思います。

この収支と申しますか、収益見込み等は万全なものであるかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最初に申し上げておきますけれども、この見込みにつきましては常勤医の先生が退職されて、今のところいわゆる常勤といわれる先生が見つからない状態ではありません。先ほども申し上げましたが、これはあまりいいことではありませんけれども、当面は非常勤の先生からおいでいただいて、診療体制をとっていくと。その中で、主体的にかかわっていただいて管理をお任せできる先生から管理者となつていただく、というような体制の中で当面はやるという考えです。十分な診療体制が組めるというところではありませんが、何とか 1 週間の診療日を確保した中でやっていきたいというふうに考えています。そういう意味では、十分かと言われると十分ではないというふうには思っておりますが、何とか平成 28 年度はこの体制といいますか、この考えの中でやっていきたいというふうに考えております。

常勤医の確保につきましては、議員ご指摘のように継続して行っておりますし、今、実はオファーといいますか申し出を受けている方もいらっしゃいます。ただ、この時期になりますと、すぐにじゃあ来ていただいて常勤をお願いできるかというところとそういうことではありま

せんので、それがかなうまでの間は臨時的な体制ですけれども、体制を組んでやっていきたいということで考えております。

もちろん、主治医としての条件としましては、ほぼ毎日いらっしゃって、いろいろな患者さんを診、また1週間に何日も同じ患者さんの対応をできるような先生、また、在宅においても患者さんの状況がわかるような先生が主治医といわれるものだと思っておりますが、今の中ではなかなかそういう形が取れませんので、非常勤でありますけれども、おいでになる患者さんについては、その先生が主治医という考えでやっていくということで考えております。

それから、地域の方々との話し合いということですが、大きな体制が変わることではありませんので、わざわざ説明会を開いてまで地域の皆さんに説明をするという機会は設けておりません。けれども、将来の周知等、また、おいでいただく患者さんへの周知等で、4月からはこういう体制になります、今の先生はいなくなります、というようなケア、それから今の所長先生から、その個々の患者さんに対する希望によって、ほかの医療機関を紹介する等のケアというか対応はさせていただいております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 努力されている経過を聞かせていただきましたが、地域に必要なという判断をされているわけでありますので、一番の問題はそういった体制になったときに、患者さんがやむを得ず離れていかなければならない状況。それがやはり診療所という位置づけが、きちっと存続できるかどうかということに行ってしまうと思うのです。ですから、早急な対応をされて、あるいはどういった体制が今、市にとってできる体制かということは、医療現場の方々や医師団もいるわけでありますので、きちんとした対応をとりあえずやってしのぐという形をしないと。行くたびにあの先生は土曜日しか来ないとか、あるいは火曜日だけだとか、それも月に1回だとかというようなことで、なかなかそういった心配が出ますので、ぜひ、形を整えるということが、そしてまたオファーがあった方々がそこにまた居座れるという、そういった状況をつくっていくべきではないかというふうに考えます。ぜひ、予算は予算としても、そういったまず患者離れをどう防ぐかという体制が重要だと思いますが、所見を伺っておきたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員ご指摘のとおりで、そのように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1日当たりの患者さんは何人ぐらい診ていますか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど概要説明のときに申し上げました、35人を診ております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 そうしますと、290何日でありますから、1万人ちょっとです。そうしま

すと、そこに 4,800 万円からの一般会計からの繰り入れがあるわけです。1 人当たり 5,000 円近くあるわけです。市長に伺いますが、そろそろ、よりよい方向づけを考えるべきではないかなと私は感じます。それは、市民の健康は守らなければならない。しかしながら、もっと効率のよい守り方が、私はあるような気がします。輸送体制であるとか、医療のその集中であるとか。それについての見解をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 5,000 万円が高い、安いということは別にいたしまして、この地域の医療体制を、今まできちんと守ってきていただいた病院、診療所でありますし、またこれからもそのことは必要だというふうに感じております。そろそろと言われても、これを継続する方法をまずは考える。そして、医師等の関係の中で、市としての継続が不可能だというような状況が出るとすれば、それは民間委託あるいは指定管理者等も含めて考えていかなければならないことでありまして、この地域からあの診療所をなくするという考え方は全く持っておりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 11 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 19、第 12 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 12 号議案につきまして提案理由を申し上げます。本予算は前年度比 0.7%減の 55 億 7,500 万円で編成をいたしましたが、歳入歳出ともに資本費平準化債の借換債を 2 億 1,100 万円計上しておりますことから、実質では前年度比 4.4%減の予算であります。

本年度で下水道の面整備が終了したことから、さらなる効率的で持続可能な污水处理を目指しまして、農業集落排水施設の再編工事に着手するとともに、安全・安心な下水道を維持していくために、長寿命化対策事業等に引き続き取り組むことといたしました。公共下水道事業では大和クリーンセンターの汚泥処理施設の更新工事を引き続き進めるとともに、災害時の処理場機能の確保を目的といたしまして、管理棟の耐震化工事を実施いたします。また、不明水の原因ともなっております老朽化した管渠、マンホール蓋の改築更新に向けた長寿命化計画策定のための調査事業に着手することといたします。

浸水対策では六日町市街地の浸水被害軽減のため、雨水幹線の改修工事に着手し整備を進めてまいりたいと思っております。特定環境保全公共下水道事業では、農業集落排水を公共下水道へ統合するための環境整備を、三用、大巻、中之島の 3 地区で実施して、新年度においては三用、大巻の 2 地区で接続の完了を目指してまいりたいと思っております。

さらに各事業、各種事業の継続によりまして水洗化率の向上、生活環境の改善に引き続き取り組むとともに、資産等の的確な把握と経営状況の明確化のために、公営企業会計導入に向けた準備を進めてまいります。概要につきましては、企業部長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、先ほどの資料の13ページをごらんいただきたいと思います。歳入の1款であります。分担金及び負担金であります。平成27年度をもちまして面整備が終了をするということで新規賦課がなくなるということによりまして、前年度比42%減の3,580万円を計上しております。収納率でございますが、現年度分については98%、滞納繰越分については分担金で15%、負担金で10%という収納率を見込んでおります。徴収の難しい案件が非常に多くなっているということで、収納率については低い数字で見積もらざるを得ないような状況となっているところであります。

2款であります。使用料及び手数料であります。人口減あるいは節水等によりまして使用水量の減によりまして、この使用料が大きく増える要素はありませんけれども、今回平成28年度予算におきましては、特環下水道それから公共下水道につきまして事業終了によりまして水洗化率の向上が見込めるということで、使用料全体では4.4%増の10億8,175万円を見込んでいます。

3款であります。国庫支出金であります。これにつきましても面整備が終了するということで、社会資本整備総合交付金につきましては、平成27年度より3億1,600万円減の3億円の計上。一方、大和クリーンセンターの改修費などに充当いたします防災・安全社会資本整備交付金につきましては、2億2,500万円増の3億4,000万円を計上しております。また、浄化槽整備事業に充当する循環型社会形成推進交付金は1,000万円計上ということで、合計で平成27年度と比較しまして12.3%減の6億5,000万円の計上としております。

4款であります。県支出金であります。農業集落排水整備に要しました起債の償還補助でございます。整備事業費の0.8%相当額を15年分割で補助をするというような内容になっております。平成28年度は農業集落排水の3処理場分ということで、609万円を見込んでいます。

5款の繰入金であります。施設管理費や公債費の増、そして流域下水道事業費の増などによりまして、平成27年度と比較しまして1.7%増の18億8,200万円を見込んでいます。

7款の諸収入であります。下水道の管の移設補償費ほか前年並みの内容の計上となっております。前年比2.3%増の1,254万円を計上しております。

8款市債であります。先ほど市長が説明申し上げましたが、資本費平準化債の借りかえ分、これを除いた実質では11.0%減の予算ということになります。事業執行の起債につきましては8億6,220万円、資本費平準化債が8億1,360万円、資本費平準化債の借りかえ分が2億1,100万円、それから公営企業会計の移行分としまして2,000万円というような内容と

なっております。

歳出であります。1 款の総務費であります。前年度比 8.0%減、2 億 593 万円を計上しております。この前年度比 8.0%減の要因であります。消費税の減ということで平成 26 年度申告で中間納付がなくなるというようなことで、この分を減額したものでございます。その他の内容につきましては、金額、内容ともにほぼ平成 27 年度並みということで予算計上をしているところでございます。

2 款施設管理費であります。これにつきましては平成 27 年度並みの内容で計上しております。経年劣化によります修繕関係で 1,539 万円、それから流域下水道の負担金で 1,572 万円の増によりまして、平成 27 年度と比較しまして 3.6%増の 7 億 6,375 万円を計上しております。

3 款であります。下水道事業費であります。平成 27 年度をもつての面整備完了によりまして、前年比 14.3%減の大きな減額予算となりましたけれども、大和クリーンセンターの設備更新及び耐震補強等で 3 億 9,200 万円、農集の公共下水道編入などで 6 億 3,200 万円、それから六日町市街地の浸水被害解消のための雨水幹線の事業、これにつきましては 2 億 300 万円、それから新規では下水道環境、マンホールのふた等の長寿命化計画の策定費などによりまして、総額 16 億 9,141 万円を計上しております。

4 款の公債費であります。前年度比 8.7%増というふうになっておりますけれども、これにつきましては先ほどから申し上げておりますように、資本費平準化債の借りかえ分が入っておりますので、実質的には 0.8%増の内容となっております。元金で 13.5%これは実質では 3.3%の増、利子では 7.4%の減ということで予算を計上しまして、総額で 29 億 707 万円を計上しております。

5 款の予備費であります。前年比 49.5%増の 682 万円を計上しております。若干の施設の緊急的な修繕分、こういったものを見込みまして、予備費としましては予算総額調整のためということで、682 万円を計上しているものでございます。

説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 28 年度予算、使用料及び手数料で約 10 億円。支出のほうでいくと大体 10 億円ということで、事業から見れば大体とんとかないということですが、市債 19 億円に対して公債費は 29 億円という大変差が出ているわけです。平成 29 年度に公営企業会計のほうへ移行と。でも、資本費平準化債に頼って資金繰りをやっているという状況の中で、どのような会計の仕組みといいますかをやるのかといっても、要はその来年度末で 305 億円残っているという起債残高、これに対してどういうふうな手だてをしていくのだというところの基本の考え方がないと、なかなか公営企業会計にもっていても大変かと思っています。そこら辺の考え方をお伺いします。

もう 1 点は未接続の部分で、前々から気になっているのは大型の観光事業、スキー場の残っ



ているところでありますね、こういうところが未加入であると。こういうところに対して働きかけをしながら、やはり使用料のほうの増収を図っていく。こうしないとなかなか厳しいのではないかと思っていますけれども、その2点についてのお考えを伺います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 1点目の公債費の増ということであります。それから、先ほど公営企業会計の移行が平成29年というお話でしたが、一応、私どものほうでは移行は平成30年ということで予定をしているものでございます。公債費の増ということでもありますけれども、これは本当にもう大きな額になっております。

一方、先ほど申し上げましたように、使用料が大きく増えるような見込みがほとんどないというような中で、維持管理費が増えていくと。それから公債費についてもしばらくはこの26億円、27億円程度の金額がずっと続いていくというような状況になっています。

償還のピークは一応5年後ということですので、平成三十一、二年のごろがピークになるわけですがけれども、それからは減っていくといっても、本当に少ない金額での減り方になりますので、当面は平成30年度に企業会計に移行したとしても、一般会計からの繰入金、こういったものに大きく依存をせざるを得ないというような状況になると思います。

それで、下水道会計につきましては、先ほど繰入金が18億円ほどというふうにお話をしましたけれども、18億円のうちのほとんど九十数%はルール分になっておりますので、この分が入らないともう下水道事業会計としては全く成立をしないというふうな状況になっておりますので、当面の間、公債費の減少、それから起債残高の減少がある程度めどがつくまでは、一般会計からの繰入金に依存をせざるを得ないのかなというような感じがしているところであります。

それから、スキー場のホテル等の下水道への加入といいますかそういったようなこと。スキー場のホテルもそうですし、魚沼基幹病院も当然そういうことですがけれども、そういったところについては何回か——魚沼基幹病院についてはもう県のほうに行きまして直接のお願いもしていますけれども、なかなか使っていただけないと。下水道のほうへきちんと接続をしていただけないというような状況がありますので、使用水量がどうしてもやっぱり減ってしまうと。

それからスキー場のホテルにつきましては、私は1回だけですけれども話には行きましたが、なかなか話はうまくいっていません。水道みたいに全く水を使わないということではなくて、スキー場でも魚沼基幹病院でもそうですけれども、使った分についてはある程度は下水道のほうへ流していただいていますので、水道とはその辺の状況については若干違うかなというふうに思っています。使った量、全量を下水道のほうにきちんと流していただくように、また引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 12 号議案は、産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 20、第 13 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 13 号議案につきまして提案理由を申し上げます。本予算の業務予定量は、給水人口で前年度比 1.1%減、有収水量で 3.6%減と見込みまして、収入確保が依然厳しい状況となっております。平成 28 年度は危機管理体制の強化と民間活用や広域化など、効率的な施策運営方法を探るべく、総務省の指針に基づきまして経営戦略を策定するとともに、老朽管更新事業 5,670 メートル、緊急水源確保事業などを予定し編成をいたしました。

収益的収支では料金収入及び一般会計繰入金ルール分などがいずれも減少する中で、収入を前年度比 2.6%減の 21 億 7,000 万円と見込み、支出では企業債利息の減や施設維持管理経費の削減によりまして、前年度比 2.2%減の 21 億 6,200 万円としたところであります。資本的収支では企業債が 4%減、一般会計繰入金ルール分が 17.1%減ということで、収入合計で前年度比 9.8%減の 8 億 5,176 万円を見込みました。

支出では企業債元金が前年度とほぼ同額の計上でありますけれども、事業の厳選により新設改良費を 10.2%減額としたことで、前年度比 3.4%減の 18 億 5,552 万円をいたしました。なお、収入が支出に不足する 10 億 375 万円は、損益勘定留保資金等で補填をすることとして調整させていただきました。

平成 28 年度は経営戦略を策定し、事業及び財政計画の見直しを行うとともに、経営指標値についても類似団体との比較検証を行いまして、安全な水を安全かつ持続的に供給できる強靱な水道の構築を目標に、効率的な事業運営に努めてまいりたいと思っております。

概要につきましては、水道事業管理者に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは説明を申し上げます。予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思っております。第 2 条 業務の予定量につきましては、いまほど市長が説明したとおりであります。第 3 条 収益的収入及び支出及び 2 ページの第 4 条 資本的収入及び支出については後ほど実施計画で説明を申し上げます。

2 ページの下の方ですが、第 5 条 企業債でございますが、これにつきましては平成 27 年度債より予定をしておりますけれども、平成 27 年度債、平成 28 年度債も据置期間をなくしたいということでもあります。さらに財政融資につきましては、従前、元利均等償還であったわけですが、償還方法を変更しまして元金均等償還に変更したいというふうに思っております。こういったことによりまして数字的には非常に少ないものになりますけれども、利息の軽減、それから毎年度の償還額の負担額を軽減することができるものというふうに考えております。

3 ページであります。6 条以下 9 条までについては後ほどまた見ていただきたいと思います。

6 ページをごらんいただきたいと思います。実施計画について説明を申し上げます。収益的収入及び支出であります。収入につきましては給水収益は平成 27 年度比 1.5% の減額であります。給水人口が 1.1% の減に加え、節水等によるものと推測をしております。一般会計繰入金でも高料金分が平成 27 年度と比較しまして 4,083 万円の減などによりまして、収入合計は前年度比 2.6% の減ということで収入を見込んでおります。

支出ではほぼ前年度並みの内容で計上しておりますけれども、人件費をはじめ施設維持管理費経費についても精査の上、所要額を計上したことによりまして、平成 27 年度と比較しまして 2.2% の減額予算としているところであります。

収支であります。799 万円の黒字を見込んでおりますけれども、大きな施設の修繕、設備等の修繕がありますと、一挙にこの 799 万円の黒字は赤字となるような非常に厳しい予算であるというふうに考えております。

7 ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出であります。収入につきましては、企業債で資本費平準化債が前年度比較 4,500 万円の減でありまして、一般会計ルール分でも 17.1% の減額計上となったことによりまして、収入合計で前年度比 9.8% 減の 8 億 5,176 万円と見込んでおります。

支出では企業債の償還据置期間をなくしたことによりまして、前年度とほぼ同額の 12 億 9,219 万円を計上しております。新設改良費では管路の更新事業 5,670 メートルのほか、配水池の施設の耐震化、水源の改良、増圧ポンプ場の改修など、事務費と合わせまして総額 5 億 5,682 万円を計上しております。

8 ページをちょっとごらんいただきたいと思います。8 ページの給与費明細書でございます。一般職 14 人ということで編成をしておりますけれども、4 月以降はこの 14 人から 1 名減で、13 名で事業を行うというようなことで予定をしているところでございます。今回の予算については 14 人で編成をしております。

17 ページをお開きいただきたいと思います。平成 27 年度の予定損益計算書であります。本業であります営業部門の収支では、給水収益の減、それから減価償却費が大きいことから 1 億 6,615 万円の損失の見込みとなっております。また、営業外収支では 2 億 2,908 万円の利益となったことによりまして、経常利益では 6,293 万円の利益ということを見込んでおります。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金につきましては、12 億 7 万円というふうに見込んでおります。

18 ページから 20 ページになりますけれども、平成 27 年度の予定貸借対照表であります。26 年度決算比較では資産合計で 7 億 2,234 万円の減で見込んでおりますし、負債合計では 9 億 972 万円の減、資本合計では 1 億 8,738 万円の増となり、負債資本の合計が 7 億 2,234 万円の減となりまして、資産合計と一致をするものでございます。

続きまして 21 ページから 23 ページをお開きいただきたいと思います。平成 28 年度の予定貸借対照表であります。平成 27 年度の見込額との比較であります。固定資産で 6 億 5,831 万円、流動資産で 4,924 万円といずれも減の見込みとしております。一方、負債では 8 億 1,526 万円の減、資本合計で 1 億 771 万円増の見込みでございまして、資産合計及び負債資本合計のいずれも 7 億 755 万円の減の 304 億 9,817 万円と見込んでいるところであります。

24 ページをお開きいただきたいと思います。平成 27 年度のキャッシュ・フロー計算書であります。本業の収支状況を見ます業務キャッシュ・フローにつきましては、9 億 264 万円と比較的順調な数字ということが言えるかと思いますが、投資キャッシュ・フローにつきましては、老朽化資産の更新などでやむを得ない数字かというふうに考えております。問題は一番下の財務キャッシュ・フローにおきまして、企業債の収入と支出の差額が非常に大きいということから、最終的な資金につきましては 5,892 万円の減少となり、将来に必要な資金留保ができない状況というふうになっています。

続きまして 25 ページ、26 ページにつきましては注記表となっておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思いますし、27 ページ以降、実施計画明細書につきましては、参考資料ということで後ほどごらんをいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 キャッシュ・フローのほうで大変な部分だということが出ましたけれども、改訂水道ビジョンの中でも、経営改善計画でありますよね、これは平成 28 年度にはという話でありました。長期財政の見通しの中でも留保資金が平成 33 年に底をつく。平成 30 年度までには何としても自前でやるということはほぼ無理でありましょうけれども、この改善計画をきっちり立てた中で企業会計をやっつけていかなければならないという話はずっと聞いてきておりました。けれども、はてはて、このキャッシュ・フローを見た中でいきますと、平成 28 年度は財務活動で 4 億 8,000 万円という、全体でいけば 5,800 万円ほどの資金不足を起こす、という大変な事業になったわけです。この部分で、じゃあどこをどう改善していこうという主なものがあるのかと見るのです。どこをどう改善しようかという部分をまずお聞きをしたい。

もう 1 つは漏水対策であります。140 万トン、150 万トンといわれている部分の漏水対策。平成 28 年度は配水管を 5,670 メートルの布設がえだと。予想でいくと 8,000 メートルから 1 万メートルぐらいを更新していかないと、この漏水対策としてなかなか有効ではないのではないかというのが前々から水道事業であったわけです。この部分がちょっと短過ぎるという部分について、漏水対策ではなかなか有効ではないんじゃないかという気がしますが、そこら辺をお聞きしたい。

もう 1 つは単年度で水道料金の未収金がどんどん増えているという状況であります。これについて平成 27 年度から民間へ料金収納については委託をしたと。民間の方たちがどれほど

強く栓を閉めるというか、何とかという部分ですよ。そういう部分でこの未収金対策をきっちりやっているのかという部分がわからないと思うのですけれども、この平成 28 年度についても現年度でもって水道料の未収金が大幅に発生しているという状況、これについてはどのように改善していくのか。この 3 点をお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 1 点目のキャッシュ・フローであります。この資金繰りを今後どのようにして改善の方向に持っていくのかということですが、この数字を見る限り収入面、いわゆる本業でありますこの水道事業の収入、料金収入、それから一般会計からの繰入金等々では、増える見込みはもう全くないというような状況になっております。

一方で施設が非常に古くなっているというようなことで、見通しについてもある程度の金額では、もうずっと修繕といいますか施設の改修は当然必要だということでもあります。そうなってくると勢いやっぱりここで一番必要なのは、企業債これについてどういうふうな対応をしていくかということですが、現状ではなかなか難しい話だろうというふうに思います。一番有効なのは繰り上げ償還等だろうというふうに思っていますけれども、その資金をどうするのかということになると、果たしてそれが実施できるかできないかというのは難しいことです。今のこのキャッシュ・フローを見る限り、改善できる部分としてはそういったことがある程度考えられるということだろうと思いますので、こういう企業債の繰り上げ償還こういったものについて、何とかできる方法を見出していきたいというふうには考えております。その実現がいつになるかというのは、ちょっと今ここでは申し上げられませんが、そういうふうな方向を目指していきたいというふうに思っております。

それから、漏水の関係でありますけれども、施設の更新が 5,600 メートルではちょっと不足ではないかということでもあります。漏水ですけれども、水道管の延長が全部で 680 キロほどありますが、その中で特に漏水が多いのは、昔布設をした塩ビ管そういったもので、塩ビ管の中でも施工が十分でなかった部分というのが、非常に漏水が多くなっているということでもあります。その部分については大体どの辺がどういうふうな状況だというのは、私どものほうで把握をしておりますので、そういったところをめぐって修繕をしていくと。いわゆる修繕といいますか布設がえをしていくということ。それから、石綿管そういったものを重点的にとにかく布設がえをしていくということです。塩ビ管の延長も 180 キロほどあります。これを全てやるなんていうのはとても無理な話ですけれども、特に施工の悪い漏水の多い塩ビ管、こういったものを中心に事業を進めていくということで考えているところであります。

それから、もう 1 つは漏水対策としましては、昨年度も予算計上しましたが実際には執行しませんでしたけれども、漏水調査これもちょっときっちり平成 28 年度についてはやっていきたいというふうに考えているところであります。

それから、未収金の関係でありますけれども、昨年 8 月から料金センターというものを創設しまして、民間委託という格好になっております。昨年 8 月以降、8 月から 1 月までの実績で申し上げますと、給水停止が執行 81 件で、それによります納入額については 2,270

万円ほどであります。民間委託をする前の平成 26 年の同じく 8 月から 1 月までの実績を見ますと、給水停止の執行件数が 61 件、納入額 1,735 万円ほどでありますので、民間委託をした結果で 1 年まだ過ぎていないわけですがけれども、収入の実績としては非常に増えているというようなことです。私どもも料金センターのほうときっちり毎月 1 回打ち合わせをしながら、問題点だとかそういったものについて改善を図りながら、とにかく未収金をなくしていこうというような方向でやっております。今後についてもそういう方向で、とにかくできるだけ新しい未収金が発生しないということを念頭に進んでいきたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 13 号議案は、産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 21、第 14 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 14 号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成 28 年度のこの予算につきましては、魚沼基幹病院を中心といたしました周辺医療機関との連携と機能分担を図りながら、医療再編後の魚沼地域の医療体制の早期安定と、南魚沼市におけます地域医療の充実に向けた取り組みを進める、そして市立病院の再編の仕上げとなるということであり、施設整備等を進めまして、市民へ安全・安心な医療体制を提供することを目標に編成をいたしました。

収益的収支につきまして、大和病院事業では再編によりまして機能縮小したことから、収入において医業収益及び介護保険収益の合計 11 億 7,937 万円に、医業外収益 2 億 4,012 万円を加えた総額 14 億 1,949 万円、支出では医業費用 14 億 4,969 万円、医業外費用等を加えた総額を 14 億 6,905 万円といたしまして、差し引き 4,956 万円の赤字額を計上するものであります。

市民病院事業では収入におきまして医業収益及び介護保険収益の合計 32 億 1,821 万円、医業外収益を加えました総額を 43 億 1,628 万円といたしまして、支出では医業費用 35 億 6,293 万円に医業外費用を加えました総額を 43 億 2,292 万円といたしまして、差し引き 664 万円の赤字を計上する予定であります。

次に資本的収支についてであります。大和病院事業の収入では医療機器購入に係る企業債として 1,000 万円、一般会計からの繰入金 3,467 万円、総額 4,467 万円を計上し、支出では建設改良費といたしまして医療機器購入費及び構築物移設費用に 1,550 万円、企業債償還金に 7,908 万円、総額で 9,458 万円を計上し、差し引き 4,991 万円の赤字額を計上するものであります。

市民病院事業の収入では、外構整備及び医療機器に係る企業債として2億5,500万円、一般会計からの繰入金2億5,224万円、総額5億724万円を計上いたしまして、支出につきましては建設工事費として外構整備工事及び設計委託料3億2,000万円、医療機器等の購入1,000万円、企業債償還金3億2,920万円、総額で5億5,920万円を計上いたしまして、差し引き1億5,196万円の赤字額を計上するものであります。

資本的収支におけます病院事業全体の総額2億187万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填するということで調整をいたしました。

ほとんど申し上げましたが、その他の概要につきまして病院事業の事務部長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、概要説明を申し上げます。先ほど市長のご説明にもありましたように、平成28年度の予算につきましては、昨年11月以降の患者動向から、今後の患者動向を推測するとともに、市民病院群再編の仕上げとなります両病院の施設整備等を念頭に置いて編成をいたしました。

まず1ページのほうをごらんいただきたいと思います。第1条は総則でございます。第2条 業務の予定量でございます。予定量につきましては、病床数で大和病院事業は一般病床40床での運営となり、市民病院事業では一般病床140床での運営となります。年間患者数につきましては、大和病院では入院を1日38人、年間で1万3,870人を見込み、外来では1日145人、年間で4万2,340人を見込みました。市民病院では入院を1日120人、年間で4万3,800人、外来では1日420人、年間で11万9,280人を見込みました。

第3条 収益的収入及び支出、それから第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画書のほうでご説明をさせていただきたいと思います。まず5ページのほうをごらんいただきたいと思います。まず収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入におきましては1款大和病院事業収益では、業務の予定量でご説明申し上げました年間患者数から想定をし、前年度比55.6%減の14億1,949万円を計上いたしました。1項の医業収益は前年度比54.5%減の11億3,726万円、2項介護保険収益は前年度比19.5%増の4,210万円とし、3項医業外収益は前年度比28.1%減の2億4,012万円としています。

医業外収益の主な減額内容としましては、2目他会計補助金が前年度比26.2%減の2億108万円、3目長期前受金戻入これが35.3%減の2,226万円となっています。また、4項特別利益は、昨年度土地売却が終了しましたので芽出しのみとさせていただきました。

2款の市民病院事業収益でございますが、平成28年度から1年を通しての診療となりますので、総額で43億1,628万円を計上いたしました。1項の医業収益は、第2条の業務量の予定量の年間患者数から想定し、31億8,878万円とし、2項介護保険収益は、市民病院で訪問看護ステーションを運営することから2,942万円を計上しました。3項医業外収益は、総額で10億9,807万円であり、そのうち1目の他会計補助金を2億6,755万円、2目の長期前受金戻入を1億3,560万円、3目のその他医業外収益2,291万円を計上しております。また、

4 目の受託工事収益につきましては、旧県立六日町病院の取り壊し関連工事の受託費として 6 億 8,200 万円を計上しております。

次に 6 ページをごらんいただきたいと思います。支出についてご説明申し上げます。1 款の大和病院事業費用では、医療再編に伴い前年度比 50.5%減の 14 億 6,905 万円を計上いたしました。1 項の医業費用は 1 目給与費で前年度比 54.4%減の 8 億 541 万円としました。2 目材料費は、前年度比 72.1%減の 1 億 1,424 万円、3 目経費は、前年度比 51.0%減、3 億 4,644 万円を計上しております。4 目減価償却費は市民病院へ移転しました医療機器がありますので、前年度比 19.2%減の 1 億 1,475 万円、5 目資産減耗費は、魚沼基幹病院への売却用地にある西棟の建物の一部取り壊し、焼却炉や浄化槽等の撤去等を予定し、17.9%減の 6,690 万円を計上しております。6 目の研究研修費につきましては、規模縮小に伴い 195 万円を計上しております。

2 項医業外費用では、市立六日町病院の運営費等がなくなったことから、70%減の 1,735 万円を計上しました。

2 款の市民病院事業費用でございますが、年間予算としまして 43 億 2,292 万円を計上いたしました。1 目の給与費は 19 億 8,778 万円、2 目材料費は、薬品費、診療材料費等で 5 億 8,828 万円、3 目経費は、医事業務、給食業務等の各種委託料や医療機器の賃借料等で 5 億 2,311 万円、4 目減価償却費は、MR I、透析等大和病院から移設された医療機器等も含んで 4 億 5,342 万円を計上しております。5 目の資産減耗費には 30 万円、6 目の研究研修費には看護師等修学資金等も含み、1,003 万円を計上しました。2 項の医業外費用は、1 目の支払利息及び企業債取扱諸費から 4 目の雑支出に加えて、5 目の受託工事費用に、旧県立六日町病院の取り壊しに係る県からの受託工事費用として 6 億 3,000 万円、また土壤汚染防止調査委託料として 5,200 万円、これらを合わせて 6 億 8,200 万円を計上し、医業外費用合計で 7 億 5,798 万円を計上しました。

収益的収支は、大和病院事業では差し引き 4,956 万円の赤字計上となり、市民病院では差し引き 664 万円の赤字計上とし、病院事業全体では差し引きで 5,620 万円の赤字となる予算編成といたしました。

次に 7 ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。まず収入において 1 款大和病院事業資本的収入は、医療器械等購入費として 1 項企業債に 1,000 万円を計上し、2 項繰入金は企業債償還元金のルール分として 3,467 万円を計上し、総額を 4,467 万円といたしました。

2 款の市民病院事業資本的収入では、市民病院外構整備に係る企業債として 1 項企業債に 2 億 5,500 万円を計上し、2 項繰入金には企業債償還元金のルール分を含め、一般会計からの繰入金 2 億 5,224 万円を計上し、総額を 5 億 724 万円といたしました。

次に支出でございます。1 款大和病院事業資本的支出では、1 項の建設改良費、1 目建設改良費 550 万円、2 目医療器械等購入費に 1,000 万円、2 項の企業債償還元金に、前年度比 33.2%減の 7,908 万円を計上し、総額を 9,458 万円といたしました。



2 款の市民病院事業資本的支出では、1 項建設改良費に市民病院の外構整備費、設計委託費、医療器械購入費等を含め 3 億 3,000 万円を計上し、2 項の企業債償還金に 3 億 2,920 万円をそれぞれ計上し、総額を 6 億 5,920 万円といたしました。

資本的収支では大和病院事業では差し引き 4,990 万円の赤字、市民病院事業では差し引き 1 億 5,196 万円の赤字計上となり、病院事業全体では差し引き 2 億 187 万円の不足となり、この不足額につきましては過年度分の損益勘定留保資金等で補填するものであります。

8 ページ以降ですけれども、8 ページ以降は給与費明細書、それから病院事業予定損益計算書、それから予定貸借対照表、さらにはキャッシュ・フロー等となっていますので、申しわけありませんが後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

2 ページ、3 ページにお戻りをいただきたいと思います。第 5 条の企業債でございます。それから第 6 条は一時借入金、第 7 条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 8 条が棚卸資産購入限度額等でございますが、これにつきましてはごらんのとおりとなっていますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 14 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 22、第 15 号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 15 号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更についてご説明申し上げます。当組合は長岡市、小千谷市、十日町市、南魚沼市など旧 3 魚沼郡内の 5 市 2 町により構成しておりまして、魚沼市にあります福祉型障害児入所施設の「魚沼学園」及び障害者支援施設「魚沼更生園」の設置及び管理運営を目的に、昭和 36 年に設置された地方自治法に基づく一部事務組合であり、本規約はこの管理運営を定めるものです。

平成 26 年法律第 68 号により全部改正されました行政不服審査法が、本年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、この法律第 81 条に規定する機関を新たに附属機関として地方公共団体に設置することになります。このことにより、本組合の給与等、費用弁償、旅費も含まれますが、支給対象にこの附属機関の委員を加えることが必要となったための規約の改正であります。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方自治体の協議により定めることとされていることから、その協議にあたり議会の議決

をいただきたく提案するものです。

具体的な内容につきましては、3 ページの新旧対照表をごらんください。その第 18 条第 1 項に規定の給与等の支給対象の中に、先ほどご説明申し上げました「附属機関の委員」の字句を追加するものです。

議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり本改正の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日としたいものであります。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 15 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 15 号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 23、第 16 号議案 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 16 号議案 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更についてご説明申し上げます。魚沼地域胃集団検診協議会は、小千谷市、十日町市を含む旧 3 魚沼郡内の 4 市 2 町で構成し、構成市町の住民の胃及び大腸がん検診を行うために、昭和 42 年に設置した地方自治法の規定に基づく協議会です。

当協議会につきましては、設置当初の目的を果たしたこと及び民間健診機関の充実により協議会の必要性が薄れてきたこと等から、本年 3 月末をもって業務を終了し廃止する方針としております。係る案件につきましては、次の第 17 号議案で提案申し上げますが、本議案は本協議会廃止後の事務を会長所属市であります、また構成市町の 1 つでありこの間、中心的な役割を果たしていただきました小千谷市が承継することを定めるために、規約変更についてお諮りするものであります。協議会の規約の変更につきましては、地方自治法第 252 条の 2 の 2 の規定を引用します第 252 条の 6 の規定によりまして、関係地方自治体の協議により定めることとされており、その協議にあたり、議会の議決が必要であることからご承認をい

ただきたく提案するものです。

具体的な内容につきましては、3ページ新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、附則の第3項これを加えまして、「協議会の開催に伴い、小千谷市がその事務を承継する」と加えるものであります。

議案の1ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本改正の施行期日を平成28年3月31日としたいものであります。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第16号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第16号議案 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第24、第17号議案 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第17号議案 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止についてご説明申し上げます。本議案の趣旨は、第16号議案の説明でも触れましたが、本年3月31日をもって魚沼地域胃集団検診協議会を廃止したいため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決が必要であることから、ご承認をいただきたく提案をするものであります。

魚沼地域胃集団検診協議会の概要につきましては、既にご説明申し上げましたが、当協議会が今年度をもって検診業務を終了する理由といたしましては、人間ドック等の希望者が増加し、また医療機関での検診も増えつつあることから、協議会実施の胃集団検診受診者が減少傾向にあることなどから、将来的な運営の悪化が見込まれること、及び近年、民間の健診機関が充実してきており、設置当時の目的である公による検診の必要性が薄れており、その役割を終えたと判断できることなどであります。

なお、以上の理由から当協議会を廃止することにつきましては、平成26年3月28日の協

議会総会におきまして議決されておりました、この間、廃止に向けた日程調整及び廃止後の各構成市町の検診の実施見込み等についての検討により、今日に至った次第であります。

廃止後の協議会の清算事務につきまして、小千谷市から引き継いで行っていただくことにつきましては、先ほどご承認いただいたとおりです。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 17 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 17 号議案 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 25、第 18 号議案、日程第 26、第 19 号議案、日程第 27、第 20 号議案、この付議事件につきましては、2 月 22 日の議会運営委員会において委員会付託することで決定しています。運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようにお願いいたします。

○議 長 日程第 25、第 18 号議案 南魚沼市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 18 号議案 南魚沼市行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度、不服申し立てについて公平性の向上、使いやすさの向上等の観点から、行政不服審査法が制定後約 50 年ぶりに全部改正され、本年 4 月 1 日から施行されます。

改正後の行政不服審査法では、自治体に不服申し立ての審理における客観性・公平性を確保するため、不服申し立てに対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関を設置することとされております。このため第三者機関として行政不服審査会を設置するための条例の制定をお願いするものであります。

今回、改正されました行政不服審査法では大きく 4 点の改正がなされております。1 点目として今まで異議申し立てと審査請求の 2 つ不服申し立ての種類があったものを、審査請求

に一本化したこと、2点目として審査請求ができる期間を現行の60日から3か月に延長したこと、3点目として処分に関与しない職員を審理員として指名し、審理手続を実施すること、そして4点目として、今回条例制定をお願いしております、採決の妥当性をチェックする第三者機関の設置となっております。

それでは条例内容についてご説明申し上げます。議案の表面をごらんください。第2条で審査会の委員を市の非常勤特別職として、3名を委嘱します。委員としましては、諮問された内容の適法性・妥当性を審査することとなりますので、弁護士、司法書士、税理士、行政書士などの方を考えております。

第3条で委員の任期を3年として、再任を可能としております。

裏面に移っていただきまして、第8条で手数料について審査請求人、参加者及び審査関係人が審理員または審査会に対し、弁明書、報告書、証拠書類等の写しの交付を請求する場合、実費相当額の負担を規定しております。

附則といたしまして第1項でこの条例の施行日を平成28年4月1日とし、第2項で委員の報酬を、弁護士の場合は市長が別に定める額、それ以外の委員は通常他の附属機関の委員と同等の日額9,600円とする内容で、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例を改定したいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第18号議案は、総務文教委員会に付託します。

○議 長 日程第26、第19号議案 南魚沼市情報公開条例及び南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 最初に第19号議案 正誤表に記載のとおり、新旧対照表につきまして第12条の2項が新旧対照表の新しいほうに欠落しておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、第19号議案 南魚沼市情報公開条例及び南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。本議案につきましても、先の第18号議案同様に行政不服審査法の改正に関するもので、必要な条例を一部改正したいものであります。

改正後の行政不服審査法では、第9条第1項のただし書で、条例に基づく処分について条例に特別な定めがある場合は、審理員の指名を不要とすると規定されております。これは審理の公平性、透明性を高めることを目的として、審理員制度を導入したものであります。それと同様の政治的中立性や専門性等を有する合議体による審理手続が確保されるのであれ

ば、あえて審理員を指名する必要はないという趣旨に基づく規定であります。

国においても行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法において、審理員による審理は行わず、国の情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされております。

当市においても条例に特別な定めを設けることにより、情報公開請求、自己情報開示請求等に係る審査請求において、審理員審理を行わず、従前どおりそれぞれの審査会で審査することとしたいものであります。また、あわせて通常、行政不服審査制度で審理員が行うのと同等の措置を、情報公開・個人情報保護審査会においても行う規定を追加したいものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表においてご説明をいたします。5ページをお願いいたします。まず、南魚沼市情報公開条例の一部改正であります。第11条の2で、行政不服審査法における審理員による審理手続の適用除外の規定を追加するものであります。また、第12条において不服申し立ての文言を審査請求に改め、通常、行政不服審査法において審理員が行うのと同様の措置を行うことを追加するものであります。

次に、南魚沼市個人情報保護条例の一部改正であります。第32条の2で情報公開条例と同様に、審査員による審理手続の適用除外の規定を追加するものであります。また、37条、38条において不服申し立ての文言を審査請求に改め、通常、行政不服審査法において審理員が行うのと同様の措置を行うことを追加するものであります。

3ページに戻っていただき、附則としまして両条例の施行日を平成28年4月1日としたいものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議 長 日程第27、第20号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第20号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正案につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が、いずれも平成28年4月1日から施行されることに伴い、それにあわせて所要の規定の整備を行うとともに、事務局が市長部局からより公平性を確保する観点から、監査委員事務局に移管したことによ

り必要な改正を行うものであります。

内容につきましては、主管部局の職員定数と、条例における書記の人数を合わせ、審査申出書の記載事項や書面の審理について、法令改正に合わせるものであります。また、手数料について実費の範囲としていることから、「手数料の額等」と「手数料の減免」の条項を追加するものであります。

5 ページ、新旧対照表をごらんください。第3条の書記を2人から3人に改め、第4条 審査の申し出について、審査申出書の記載事項に「居所」と「審査の申し出に係る処分の内容」を加え、同条第3項は法人等が審査申出人のときの申出書の記載に「居所」を追加し、添付書面を定める規定条項を行政不服審査法から行政不服審査法施行令に改めるものであります。同条第6項は、審査申出人がその代表者等の資格を失ったときの、書面での届け出の規定を加えるものであります。

第6条第2項は、現行のただし書下線部分を削除するものであります。同条第4項は反論書の提出があった場合の、市長への提出を規定する項を加えるものであります。

第10条及び第11条は、「手数料の額等」と「手数料の減免」を定める規定を加えるものであります。

第12条は、条の繰り下げにより、下線部の引用条項を改め、第13条は決定書の作成において決定書へ記載する次の4号の事項の追加と、委員会の記名押印を規定する改正であります。そのほかは、条ずれを改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、1 ページ、2 ページは今ほど申し上げた内容であります。2 ページ、3 ページ、附則としてこの条例は平成28年4月1日から施行するとし、第2項において改正後の条例の一部について適用区分を設定したいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第20号議案は、総務文教委員会に付託します。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は3月7日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後7時01分〕